

【二九】御讓位に關し近衛忠熙に賜はりたる宸翰(一)

大老召喚の結果

主上に於かせられては、如何に日米條約調印に付き、宸襟を惱まし玉ひ、御讓位の宸翰さへも、九條關白に御示し遊ばされたる次第は、既記の通りだ。「參照」非伊直弼執政時代 八三一八五」此れは安政五年六月廿八日のこと。而して、此の結果三家若しくは大老御召喚の御沙汰となつたが、此れも幕府にては、勅命を奉ずることが出来ず、老中の一人間部詮勝を上京せしむることとなつた。

七月廿二日御宸翰

されば主上には、前途の國運に付き、猶更御焦慮あらせられ、其の最も親信し給ふ左大臣近衛忠熙に向つて、七月二十二日附にて、左の宸翰を賜はつた。(上略)昨日者萬々承忝存候。其節申入候事に付、乍御而働今一應御所存之程、御尋申入候。〔御名〕讓國之事、如何様にも可止所存無、色々勘考候ても、此邊にて一先右所存弘大に成、隱居仕候方、矢張禍亂之治便宜と被レ存候間、關白(九條尙忠)而會之節、又々達て申望。太閤(鷹司政通)

久我中山の謀解を求む

被レ傳候様、申候には、又愚筆文にて、太閤へ向て申込一度にて承引無之時者、再三申込候は、終には成就と被レ存候間、一向左様致試候は、以何か可有之や。昨日尊公(近衛忠熙)御詞にも、随分宜哉之御様子承、實者難レ有存居候事に候。然一應尊公え不レ申御届、執計候而以何か、從來之御親睦之御方、御届不申も、無二本意候間、鳥渡御尋申試候。斯の如く至尊は、六月廿八日御發表の讓國(位)の聖慮は、今以て思ひ止りなく、更らに此際鷹司太閤、九條關白にも、御沙汰あらせらる可く、先づ左大臣近衛忠熙に、内々御相談の爲め、此の宸翰を賜はりたるものだ。

且久(久我)中(中山)正三(正親町三條、後に嵯峨)等之處も、先頃より深止居候間、又是も無届致候ても恨存候半。就ては引籠様成候ても困り候間(御名)存候者、何卒關白入來迄に、尊公より右三人え得と可レ及二御熟談哉。其御返答之上、私者何時成共可ニ執計候事。此れは久我建通、中山忠能、正親町三條實愛の三人に向て、近衛忠熙より、豫



じめ御讓位に就て、諒解を得置く可しとの御依頼だ。

然右三人え御相談にては、止候事必定、然時者無三全事、何れ一兩日之内、

どうか入來之趣、准后（此れは鷹司政通の事、同人は三宮に准する宣旨を賜はりたるから、時

に准后とも稱し玉うた。則ち太閤も、准后も、何れも鷹司政通のこと）よりも承候間、明

日明後日と申所難測、入來候は、何れ右趣意申込候半ねば、前後不

都合、差當私之處も大困り、就ては諸方之響合にも成候間、何れ私申込

了簡に候間、此邊宜御勘考何分にも御承知、右三人其外も、跡にて彼是無

之様、此段御頼申入置候事。

此れは不日九條關白が、參内すること、なつてゐるから、其際には讓位の思召

を御告白遊ばさねばならぬ次第であれば、其の以前に右の三人、其他の面々に

も、豫じめ渡りをつけ置く可き旨を、近衛忠熙に御依頼遊ばされたのだ。

今更ら聖旨を付度し奉るは、恐れ入つたことではあるが、當時至尊には、御齡

二十有八歳にて、正さに血氣漸く剛ならんとするの際、斯る場合御自發的に、

容易ならぬ御念慮

國事御熱心の餘り

御讓位などのあり得可き様がない。然るに斯くも屢々其の念慮を發表遊ばされ

たるに就ては、實に容易ならぬことと見ねばならぬ。

此れは決して至尊が國事を厭ひ給うた爲めではない。實は餘りに國事に御熱心

の餘りだ。至尊は決して所謂享樂を専らにするが如き御方ではなかつた。否

な否な、御心は、恒に國家の上になつた。有體に申せば、何よりも國務を總攬

遊ばさるゝことが、其の御好みでもあり、御樂みでもあつた。それにも拘はら

ず、斯る宸翰が、一再ならず出で來ることは、史家として、決して軽く看過す

可きではない。

讓位先例

幕府の暴威に對して、決然御讓位遊ばされたる先例は、唯だ寛永六年後水尾天

皇ばかりだ。然るに今や孝明天皇にも、其の先例に倣はんとし給ふもの、抑も

何故であらう。詮じ來れば、此れは幕府の措置に對する、最上最大最嚴の御抗

議と見るより外はあるまい。



【三〇】 御讓位に關し近衛忠熙に賜はりたる宸翰(二)

尙忠悉縮

此書付今日早々にも可ニ差上一處、准后(鷹司政通)久々にて、今日者咄合、定めて關白(九條尙忠)之處之模様可ニ相分、左候はゞ、又々御勘考之種にも可ニ相成、儘、可ニ申入、心得にて、見合候處、何も是と申事は、無レ之、只々關白辭職之事噂有レ之、深心配、此頃にも早々辭表可ニ出積り之處、格別難レ有仰を蒙、實々有、難恐入。加様之事出来候も(此れば御讓位の御沙汰を指すものであらう)尙忠(九條關白)不調法不行届より之事と存、深々恐々入候。然格別之御沙汰を蒙、候、事故、此度辭表不出候。所勞氣乍少々者宜敷之心持故、押而一兩日之内には、出仕之積りに候。准后上り候はゞ、宜申様と申居候由。以上は鷹司政通からして、九條關白の傳言を、主上が御聽き遊ばされたる次第を、更らに近衛忠熙に御示しに相ひ成りたるものだ。才之事丈、傳言にて、他事無レ之候間、先々私も心中大に安心、又准后

關白の舉動を心配

忠熙の上書

方より彼是承候様之事有レ之てはと存、心配致候得共、今日之處者、先是丈之事に候。此れを見れば、主上には九條關白の一舉一動、一言一行に就て、少からず聖慮を煩はし玉うたる次第が分明だ。右之段、鳥渡申入度迄、及ニ遅刻候事。何分にも、讓位之處、何れ此度者申出、心得に候得共、先内々御尋申入候。(中略)此れは御讓位の御發表に付、先づ豫じめ近衛忠熙の意見を徴し玉ふ可きを、同人に御傳へ遊ばされたるものだ。此文可ニ進認候處、玉章入來令ニ披見一候。扱々段々惡敷計發、實に當惑仕候。

此れは宸翰御認めの際、近衛忠熙からの上書を御受取遊ばされたことに就ての御沙汰だ。それは何事であつたか知らぬが、何れ江戸側に就ての事であつたらう。而して此の上書が、更らに一層主上御讓位の御決心を固からしめたばかり



忠照上書の結果

でなく、又た其の御發表をも速かならしめたものと思はるゝ。

御申聞之處者、承知候間、御安心希入候事。

就右ても讓國には、彌増候間、最早三人（久我、中山、正親町三條―後に藤嶽と改む）

えも、御相談迄も無之、早々關白入來之上、申聞込、太閤へも申込候半と、

短策起り候間、宜希入候。

此れは近衛の上書の結果、斯る御沙汰が出來て來つたのだ。

主上御決心

關白面會之上、右様之事、何れ無疑被申候、模様候に候哉。何分私之了簡

者、關東邊騷个敷候は、京都者穩に計策可有を第一に申、延押候半、扱讓

國之事を、達而申聞候半と存候。何分にも其時之模様次第、何れ強意に

申了簡に候事。（下略）

七月廿二日申半過刻（午後五時過）

左大臣殿

此花

太閤攝政關東に密通の疑

此れにて如何に主上御決心の鞏固であつたことが拜察せらるゝ。

此の御宸翰の後、七月廿七日附にて、更らに近衛忠照に賜はりたる宸翰を拜讀

すれば、九條と鷹司との暗闘の模様がよく判る。

今日關白（九條尙忠）入來、面會候處、一向快顔に有之候。予讓位之

事も、太閤（鷹司政通）に承知申上、實は自分攝政、尊公（近衛忠照）を當職（關白）

にいたし、委細太閤存念通に尊公を致さしめ候。了簡之義、鳥渡承候。

過日私（主上）辭表之事も、其邊からの事と被察候。どうか太閤攝政之事

は、關東迄も密通有之由承候。扱々色々之姦計起、甚心配仕候。

其故東坊（東坊城聴長）を、早く押込候。方宜と存、本人へ詰問申付置候。

以上は九條關白が、主上に申上げたる言。

彦根之一件は、只今初耳之由にて、大々驚、此事は急度く申推候間、御

安心頼事被申入候事。

此れも九條關白の、至尊に申上げたる言。



餘は雜談にて、是よりは切身して、叡慮通、忠勤之心積之由申居候。と九條關白が言上したとあり。而して、何卒此上關白も、洗心忠勤、實に賴事に候事。御一笑。と誌させ玉うた。恐らくは主上には如何に九條關白が、爾後の忠勤を誓ふも、未だ十分の御信用あらせられざる様に拜察せらるゝ。

【三一】 至尊宸憂の最近因

再讓位思召の因由

抑も至尊をして、此の如く——六月廿八日御讓位の思召を、一時諸臣の諫諍にて、御思ひ止まり遊ばされたるに拘はらず——更らに七月下旬に至りて、其の思召を、近衛忠熙に御下問あらせらるゝに至りたるは、何故であらう。それは差寄り二個の理由がある。その一は、七月十八日に至りて、幕府は三家大老

露西亞條約上奏

上京の勅諭に對して、御理り申し上げたこと。此れは既に記したる通りだ。「參照 井伊直弼執政時代九五、九六」而して第二は、亞米利加との條約調印以外、露、英、佛に關する條約に付ての上奏だ。今ま此事に付て、少く記する所あるであらう。

亞墨利加條約之儀、先般被ニ仰出候通、無ニ御餘儀一次第にて、條約調印相濟候儀之處、其頃より魯西亞船も渡來、去巳年(安政四年)假條約爲ニ取替ニ相濟居候廉々取廣、條約取結度申立、魯西亞之儀は貿易御差許にも相成居候儀に付、申立之件々、精々談判之上取縮、亞墨利加之振合を以、條約御取結可ニ相成候。先達被ニ仰進候、叡慮之趣、未御答不レ被ニ仰進一内、右様之通、御取極之儀、御不審可レ被レ爲レ在哉に候得共、右次第に相成候趣は、不日御使之者(間部詮勝)上京之上可レ被ニ仰進一候。右之趣、先被レ達ニ叡聞候様、御兩卿へ御達可レ申旨、年寄共申聞候事。

七月八日(八は七の誤)



廣橋大納言様  
萬里小路大納言様

英佛條約  
上奏

當時新代に所司代に再任せられたる酒井忠義は、未だ在府中なれば、禁裡附大久保忠良より、斯く武家傳奏に、老中よりの上奏を取次いだるものだ。此の如く米國との條約調印に付き、未だ至尊の御満足あらせらるゝ十分なる釋明をも致さざるに際し、露西亞との條約を締結することは、聖慮に於て、如何に思召さる可き乎。然も幕府は更らに英國との條約に就て、左の如く上奏した。亞墨利加條約之儀、先般被ニ仰出候通、無ニ御餘儀ニ次第にて、條約調印相濟候儀之處、其頃より魯西亞船も渡來、去巳年(安政四年)假條約爲ニ取替ニ相濟居候、廉々取廣、條約取結度旨申立、魯西亞之儀は、貿易御差許にも相成候儀に付、申立之件々、精々談判之上取縮、亞墨利加之振合を以、條約御取結相成候。

然る處兼々風聞之通、此節英吉利西船も、追々渡來、十分之條約取結之儀申立、佛蘭西船も近々渡來可致由に付、是又精々及ニ談判、申立之條々取縮、亞墨利加之振合を以、條約御取結可有之候。右之趣、先被ニ達ニ御聞候様、御兩卿へ御達可申旨、尤右次第は去七日被ニ相達候通、不日御使之者、上京委細可及ニ言上候間、其段も御兩卿へ御達可申旨、年寄共申聞候事。

七月十四日(安政五年)

矢繼早の  
奏上

幕府の奏  
上理由

此の如く矢繼速に、米國のみか、他の露、英、佛とも、既に締結し、若しくは締結せんとするの次第を上奏し來る。至尊に於せられては、米國だけにてさへも既に御當惑の際に、今更ら此の如く續々新來の諸國と條約を結ぶことは、如何に宸襟を惱まし給うたる乎。恐察するに餘りありだ。而して幕府が朝廷に奏上する理由は、ハリスの口調その儘を寫し來りて、無レ程英佛二十艘以上の軍艦を、江戸近海へ差向け候由にて、夫々用意之體、



香港にて見受候趣、兩國(米國、露國)之者之申にも符合致し、亞國官吏(ハリス)は、右次第及承、英佛渡來以前條約調判相整不申候ては、御國之御爲に不相成を以て、米國條約を、勅許を俟たず調印するに至りたる旨を奏上してゐる。固より此中には、若干の眞理もあり、事實もあらう。されど深く事情を承知あらせられざる至尊に於せられては、實に心外千萬の事に思召したのも、決して無理からぬことだ。

天皇御憂慮

是等の人々(在京の書生)同志の江戸及諸藩に在る者と互に時事を通報し、中には頗る公武の機事に涉る者あり。従つて流言浮説も亦傳播し易く、初めは何者か爲にする所ありし造言も、忽ち事實として上下の視聽を驚かし、政局は之が爲に紛糾して、遂に一大禍變を醸成するに至れり。初め京都に流言あり、「井伊大老上京して主上を脅し來り、鳳雛を彦根に徙さんとす」と。固より無根の言なるが、久我、中山、正親町三條の諸卿は、之を傳聞して容易ならずとなし、遂に鷹司太閤、中

山大納言より前後宸聽を汗すに至れり(近衛家所藏宸翰、秘書集錄)天皇驚き思召し、七月十六日密翰を近衛左大臣に賜ひて變に應ずるの處置を勅し給ひ、「何とぞ慮を廻らし、腹心の者に命を傳へらるべし。事若し後手にならば、千悔すとも詮なき事なり」とあり。宸意或は近衛家腹心の武家(尾藩、薩藩の類)に依頼せさせ給ふの思召なるべし。又大老上京の後を思ひ遣らせ給ひては、「上京せばもはや地獄と存するにより、鬼の來ぬ間に逃出したし」と仰せ下さるゝに至れり。蓋し讓國の報慮を贊襄せよと促し給へるなり。十八日に至り、大老が召命辭退の事披露せられたれども、天皇は尙も幕府が暴威を振はんことを思召し、間部下總守上京の期切迫するに及びては、御憂慮ますます深かりき。(徳川慶喜公傳)

【三三】 御讓位の御沙汰書に付ての評定

殊更御宸憂の理由

幕府は勅詔を奉せざるのみか、却て愈よ米國以外の諸外國とも條約を締結し、若しくは締結せんとしつゝある。加ふるに近く間部詮勝が上京することとな



主上御決心の宸翰

つてゐるが、彼は果して何事を做さんとする乎。主上が此際に於て、殊更ら宸襟を惱まさせ玉ふのも、決して等閑の御事ではなかつた。況んや承久の故事とか、彦根遷幸とか、浮説流言湧くが如きに於てをやだ。此に於て主上には八月五日を期して諸臣を召集あらせられ、御決心の程を御示しになることとなつた。それに就ては、今茲に關白九條尚忠に賜はりたる宸翰がある。

(上略) 扱者此程者、不存寄御引籠に相成、御遠々敷候。今日者除服令賀候。扱又乍御面働鳴渡申入候。過日より申入度處、御引籠に成、延引候。何卒明日例刻御入來頼入候。就ては兩役へも令披見、所存尋度候間、參集候。様御執計頼入候。明日には不限候得共、間部總州上京迄に沙汰致度存候間、左候へば一日にても早方宜候間、何卒明日御入來頼入候。兩役之處、從二尊公參集被仰下候哉、又表へ申出候や、内々御尋申入候。從二尊公御沙汰なれば宜。又見にて申出候方都合なれば、鳥渡被仰下候様、頼置候事。猶委細拜貌申入候事。(下略)。

八月四日(安政五年)

關白殿

此の花

重ねて御讓位宸翰

此の如く九條關白へ聖意を傳へ玉うて、愈よ八月五日には、重ねて御讓位御決心の宸翰を示し玉うた。其の顛末に就ては、九條關白の日記に、左の如く掲げてある。

八月五日、被召ニ御前、左之御書取之御趣意書拜見被仰下。畏承候。兩役(議奏、傳奏)共兼て召設等有之、仍是又被召ニ御前之旨、則以兒申達す。各出座、則御書附夫々拜見之事。予(九條關白)竝夫々等言上之子細、何分御思食之御趣意は、御尤に乍恐存上候得共、不容易御事柄故、猶退之上、兩役共、篤と相談致度段願試候處、左候はば可然様にと之御沙汰。其後退て於ニ御學問所にて、皆々相談候處、何分此度は被仰遣候方御宜と被存候人、多分有之、乍併文體之處、少しは御遠慮も



被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>候 方御宜哉、何分彼是と申計にて、談合も不<sub>レ</sub>落著、併三公(近衛左大臣忠熙、鷹司右大臣輔熙、一條内大臣忠香)三條前内府へも、兼て亞夷一條は、御沙汰筋も御座候故、自<sub>レ</sub>關白及<sub>レ</sub>勅問一候様存候。左候は、皆々其上にて、勅答可<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>覺悟に、先相極置各退散。

宸翰緩和の儀

此れにて見れば、議奏、傳奏の兩役の多數は至尊の思召を、關東に達する方然る可<sub>レ</sub>しとの意見が多數であつたことが判知る。此れは九條關白に於ては、聊か意外の事であつたであらう。尙ほ宸翰の文句を緩和す可<sub>レ</sub>しとの説は、何人より發したる乎。何れにしても其の宸翰の御文章が、宛も幕府の罪を彈劾あらせられたるもの、如く、頗る手緊しくあつたことは、之を拜讀すれば、何人も認めざるを得ないものがあつた。

至尊朝臣との打合

惟ふに此の一事に付ては、豫じめ近衛、三條等には、至尊より御打合せあつたものであらう。而して所謂の民間の諸有志に於ても、其の消息の若干は、相通じてゐたに相違あるまい。乃ち八月五日附近衛忠熙に賜はりたる宸翰によれば、

八月五日 宸翰

(前略) 關白(九條尙忠) 昨夕(八月四日) 例勤に而、今日參様申置、即入來に候。兩役も參集申渡同伴側へ招、過日内々御目に掛候。關東之申遣一件書令ニ廻覽、熟談之上、勸考之由、只今退候。由に候。擬尊公始之處者、從關白傳達被<sub>レ</sub>成候。管申付置候。隨分早き方可<sub>レ</sub>然、一兩日之内、早々令<sub>レ</sub>廻覽、返答書差出し候。様申付置候。間、何れ傳達に可<sub>レ</sub>相成一候間、何卒御覽候へば、宜御配御承知可<sub>レ</sub>然様御沙汰頼入候。然其上は御思惟次第には候得共、何分宜御沙汰頼入候。(下略)

右は八月五日未半刻(午後三時) 附にて關白兩役等退散直後、御認め遊ばされたるものであらう。

【三三三】 御讓位の御沙汰書



御讓位御  
文趣書本

抑も御讓位に關する御趣意書なるものは、「文體之處、少しは御遠慮も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>候方御宜哉」と諸臣が評定した(參照三三)通り、恐れながら甚だ痛快なものであつた。

御趣意書

神國之瑕

蠻夷一件にては「御名」愚存春來申述候通にて、假條約之儀に相成候ては、實以神國之瑕瑾奉<sub>レ</sub>對<sub>レ</sub>神宮始皇祖無<sub>レ</sub>中譯一儀、關東申聞之通、和親候ては、害遅く、又拒めば、害速と承知候得共、何れに致しても天下之大患、於<sub>レ</sub>ニ和親ては皇國之大體を失ひ、尤患増長に相成候事、顯然之時は、公武共に禍に相成候はん哉と存候。京都計之爲を存候にては無<sub>レ</sub>之、差當り徳川家之爲不<sub>レ</sub>宜と存、無<sub>レ</sub>隔心返答候處、去六月廿一日迄一事之往返も無<sub>レ</sub>之、只々無<sub>レ</sub>據次第にて、條約調印爲<sub>レ</sub>濟候由、届棄同様に申越候事如何之處置に候哉。嚴重に申せば、違勅、實意にて申せば、不信之至には無<sub>レ</sub>之哉。

届棄同様

總て届棄  
申越

如何にも御尤の仰せである、違勅と不信、此れに就ては、幕府は申譯がない。而して其の尤も宸順を挑發し參らせたるは、「届棄同様」の一事だ。此れは幕府としても、餘りに敬禮を失してゐる。

依<sub>レ</sub>之右模様及尋問一度、評議之上三家之輩、又者大老上京之事申遣し候得者、三家者押込而不爲<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>上京、大老も差支申立延引之旨申越、加之朝廷之議論不同心之事を乍承知、七月七日魯西も墨夷之振合にて條約取極候由、同十四日英吉も同斷、追々佛蘭も同斷之旨届棄に申越候。

此の「届棄に申越候」の一句、如何にも主上御不滿之御模様が、拜察するに餘りある。

捨置き難

右之次第を捨置き候而、朝威相立候事哉。何如に當時政務委任于關東之時乍も、天下國家之危亡に拘る大患を、其儘に致置候ては、如<sub>レ</sub>前文奉<sub>レ</sub>對<sub>レ</sub>神宮已下、如何可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉。

時勢一變、所謂る政務關東御委任の舊態は、最早之を墨守す可<sub>レ</sub>き場合ではない。



柔弱薄忠

只公武間柄に拘る事計配慮候者柔弱薄忠之人之事

此の「柔弱薄忠之人」に就ては、自ら主上には御胸中に指斥し玉ふ具體的の物

があるであらうと拜察し奉る。

關東の横

平常之時と違、如此國家之一大事、關東之横道之時節、何事も開濟候ては、

却而如何可有之哉

斯く「關東之横道之時節」と正言遊ばされたるを見れば、幕府に對する第一の

憤慨者は、民間の志士でなく、恐れ多くも至尊にて在せしことが判知る。

仍各所意相尋、一應者不審之議申遣度候。就ては去六月廿八日、恩存書差出候。

も所存一事

〔參照 井伊直弼執政時代 八三一―八五〕 親王中へ讓位之儀、度々被差止候得共、先

文之通、關東之所置にては、爲國家一萬民に申遣候所存一事も不立

儀者、實全〔御名〕薄徳之故に候間、再三申上如何、是非是非衆評之上、

右兩條、關東へ通達可有之候様存候。近々間部下總守使に上京之由乍、

是も延引之由故、何卒右兩條總州上京迄に、早々可遣、急度申入候事。

井上九條  
伊の察知  
係を關知

兩條とは第一は幕府の横道、第二は御讓位の件、申さば御讓位は幕府の横道に對する至尊の最後の御抗議と申す可きものであらう。

衆人之中、短慮之沙汰候様申述も可有之哉乍、夫者國忠薄輩實に如二前

文、難捨置一事と存候間、不願慮申述候事、

此れは本文に追記遊ばされたるもの、如何に至尊が卓厲風發、群臣を叱咤鞭撻

遊ばされつゝある趣きが、言外に拜察せらるゝ。此れと申すも、主上は當職た

る九條關白が、井伊大老と相ひ表裏して、幕府と握手し、有耶無耶の間に、此

の難局を瞞過せんとするの模様を、御洞察遊ばされ、頗る齒痒く感じ玉ひ、胸

中甚だ御不満に思召し、遂ひに此の御趣意書が、天降りたるものであらう。

當時主上が果して眞に御讓位の思召が有つた乎、否乎は、忖度し奉る限りで

はないが、然も此れが最後の對幕抗議であらせられたることは疑を容るゝの餘

地がない。



### 第六章 勅諭水戸に下る

#### 【三四】 勅諭水戸へ下降の経緯 (一)

朝臣肝膽  
寒し

御讓位の御沙汰書即ち、所謂「御趣意書」が、如何に拜讀したる諸臣の肝膽を寒からしめたるかは、申す迄もあるまい。九條關白の日誌に曰く、  
 右之儀左大臣(近衛忠熙)以下、勅問之人達並三條前内府へ所意被尋下之趣、及傳達一候處、各一封にては、所存難中上之由、參内衆會之上、可勅答之旨、段々如此之成行、於職掌も歎息云々。  
 乃ち近衛以下三條實萬等勅問の面々も、書類にては奉答出来かぬるから、宮中にて會合の上、其事に及ぶべしとのこと。而して九條關白が、「如此成行於職掌も歎息云々」と記したのは、事件が彌々重大に開展するの虞あるを見越してのことであらう。

勅諭降下  
微候

當時九條尙忠は、關白の要職に在りて、表向きには、一切の朝政に首班として干係しをる可きであつたが、其實彼は主上からも敬遠せられ、其の實際の活動には、殆んど没交渉であつたらしい。惟ふに水戸に勅諭下降の一件は、何日頃からの評議であつた乎、分明でないが、少くとも七月下旬には、略ぼ其の微候が見え来たものではあるまい乎とも思はる。而して其の運動者は、日下部伊三次、水戸藩京都留守居鶴飼父子、其他在京の儒者、浪人、諸有志であつた。

其運動者

七月廿一日伊三次前内府(三條實萬)殿へ目通り申上候主意前略老公は勿論、尾越兩侯共御慎被爲解候様、勅諭を以て被仰遣一度。尤一橋殿を、西丸へ御移有之度、存意之處、御養君被仰出候後、御上様(徳川慶福後家茂)は御幼年に被爲在候間、一橋殿御事御本丸へ御入、當上様は西丸へ御移、追て御養君に被遊度、若其儀相整候者、老公を副將軍に成し、御後見有之様……委細申上候處、前内府殿御答には、右關東事情之儀者、



書通等にて、是迄追々承及候得共、此度伊三次上京に付、委く承知之旨にて、同人内意申込之趣は、得と御勘考之上、外々へも御相談被レ及候旨被ニ仰聞一候由申聞候。〔鶴岡父子申口、忠成公手録〕

伊三次三條に面謁

七月廿三日頃、三條公へ伊三次罷出御逢之節、前内府殿被ニ仰聞一候。此程申込之趣意を、三公方始、夫々へ御相談有レ之候處、中々急速には難ニ相整一猶御熱慮之上、御評論可有レ之候得共、關東事情書綴可ニ差出、外々より書通等にて申込候向も有レ之候に付、突合御勘考相成候者、都合も宜旨被レ仰、翌廿四日關東之事情書綴、御養君之儀、并に外夷一條達勅之次第柄、御所向より御難問之儀者、嫌疑を憚り、口上を以て申上候由。〔同上〕

急轉直下

以上にて如何に民間の志士の運動が、九重の雲上と、相ひ應照してゐたかと思像せらるゝ。而して前記の次第が、如何に急轉直下したかは、左記に徴して分明だ。

池内大學申口

八月六日伊三次三條家へ罷出御逢之節、申込置候御評議之御模様相伺候處、今日頃勅諭御差出之筈に候處、昨日九條殿御參有レ之、其勅諭書を以て被ニ仰出一候趣者、於關東一兎角敬慮之様不ニ相成一候に付、此上は御讓國可レ被レ遊旨之勅書、九條殿へ御渡有レ之、右勅書之趣、九條殿より三公方其外へ御評論に相成〔參照 三三、三三三〕右之騷にて、六日頃差出可ニ相成一勅諭者、御延引相成候得共、何れ近々御差出に可ニ相成一御模様之由、前内大臣殿〔三條實萬〕被レ仰旨、伊三次罷越〔鶴岡方へ〕申聞。〔同上〕

尙ほ「池内大學申口」にも、左の如くある。  
老公は勿論、尾越之兩家とも御救ひ申上度、大學儀、青蓮院宮、三條家には、兼て御懇命之事に付、何とか救ひ方手入之儀、吉左衛門〔鶴岡〕相頼候に付、同月十六七日頃三條家へ罷出、前内府殿御目通にて、吉左衛門願之次第、委細申上候處……誠に氣の毒なる次第、殊に三家共賢明の聞へも有レ之……何とか勘考可レ致哉にも、御沙汰に付、猶も可レ然様御勘考相願候旨申上



置。〔池内大學申口、忠成公手録〕

とあり、而して更らに、

八月十一日大學儀三條家へ罷出候處、前内府殿御目通にて、去る六日宮中にて、三公方其他烈敷御集會御評議有之、先達申込置候三家之一件は、勅諭に據り、此度水戸殿へ勅諭御差出に相成候旨、御尊有之、右寫拜見被仰付。〔同上〕

とある。されば其の民間志士の運動の筋合も、自ら之を推測するに難くあるま

【三五】 勅諭水戸へ下降の経緯 (二)

水戸買被らる

京都では水戸は實力以上に買ひ被られてゐた。此れは一朝一夕の事ではない。

志士水戸を本尊とす

(第一)は京都に於ける水戸の宣傳が、能く行届きつゝ、あつた爲めであらう。それには齊昭彼自身の抜目なき手入、若しくは水戸を代表したる、石川徳五郎、頼朝吉左衛門等の周旋。(第二)には一橋問題が、京都に於ける重要な問題となつたに就ては、勢ひ其の背景として、水戸を持ち上げねばならず。一橋の評判を善くすることは、事實水戸の評判を善くすると同一の姿を來たした。(第三)水戸と京都との關係は、光圀以來の事にて、長く久しき歴史的の由縁がある。(第四)苟も浪士と云ふ浪士、志士と云ふ志士、何れも水戸を仰いで、其の本尊としないものは無かつた。京都から見れば、水戸は名儀の副將軍ばかりでなく、實力の上にも其通りと認めてゐた。されば水戸に勅諭を下すの意見は、恐らくは安政五年四月堀田正睦が、京都を去りて江戸に還りたる以來、久しきを經ずして、京都に於ては懷孕したものであらう。それに幕府に向つて、如何に攘夷の勅諭を下されたとして、到底手答へのある可き様がないから、勢ひ水戸に向て下さる可きは、必然の勢ひであるからだ。



時局急轉

然るに井伊直弼の大老就任以來、時局は急轉し、又急轉した。彼等は西を望んで鳥津齊彬の上京を待ち受けた。然るに齊彬も亦不幸にして長逝した。此に於て今は直接に京都と幕府との交渉を開始するの外はなかつた。されば當初は前内大臣三條實萬をして、勅使となり自ら江戸へ下り、將軍に向て、井伊大老の退職、尾張、水戸、越前諸藩主の幽屏を解くことを傳へしめんと議があつた。然も如何に勅命なればとて、井伊を罷斥する事を、井伊自ら直ちに之を奉ずることの出來得可き乎。井伊の政策を、根柢から覆へすことを、井伊自ら之を奉ずることの出來得可き乎。それよりも寧ろ水戸に勅諭し、水戸をして、聖旨を執行せしめんにかかずとの意見出で來りて、茲に水戸賜勅問題は具體化して來た。

三條東下の議一變

其の消息は八月五日附、在水戸の金子孫三郎から、高橋多一郎への書翰に、「三條公等勅として、赤鬼（井伊）退治等之儀……何れ天朝は御盛の由に候へ共、何程赫々たる勅命にても、大老閣老等備を立居候所へ下向にては、事行はれ間

主上思召如何

敷」とある。水戸にある金子が危みたる如く、京都にある諸有志も之を危み、その爲め三條東下の議は一變して、水戸賜勅に轉じたものと思はる。而して其の具體化の張本人は、恐らくは日下部伊三次其人であらう。彼は純粹の水戸人でなく、歸化水戸人だ。然も歸化水戸人の水戸最負は、眞水戸人以上であつた。彼は在京諸志士に向て、大いに水戸の頼む可く、成す可きを保障した。而して此議は三條實萬を動かし、又近衛忠熙を動かした。抑も主上には、最初から水戸へ賜勅の思召が在つた乎、否乎。それは付度し奉る限りではないが、兎も角も幕府の現狀に就て、特に幕府の對朝廷の現狀に就て、大御不満、大御不平あらせられ玉うたることは、御讓位の御沙汰書、所謂「御趣意書」を見れば分明だ。而して此れは申上ぐるまでもなく、主上御自發の思召にて、近衛、三條等は、唯だ此の思召を遂行する方法として、水戸賜勅を提議したるものである。今ま一層立入りて觀察すれば、水戸賜勅は、無中有を生じたるものではない。此れ



は赫々たる聖旨を奉戴すべく、此の手段に出たものだ。若し主上にして、幕府の現狀に御満足あらせられ、左なきまでも、御不平ながらも、御辛抱あらせられたらんには、斯る問題は、到底具體化す可き望みはない。何を云ふも根本は只だ聖慮に歸著する。

勅諭降下の目的

始め日下部伊三次が鶴岡吉左衛門と共に三條實萬に入説したのは、勅命を幕府に傳へて、之を改造するにありしが、實萬も亦一時同意せるもの、如く、其手録書類中に「慶喜中繼、齊昭副將軍の達案」と云へる草稿が残つて居る。即ち齊昭等の憤を解き、慶喜を中繼の意味で將軍となし、家茂は更に其世子たらしめ、齊昭を副將軍、松平慶永を大老とし、尾張慶勝、水戸慶篤をして幕政を扶助せしむるにあつた。然るに宸翰に對しての謀議の際に、齊昭へ賜勅あるべしと云へるのは、蓋し梁川星巖、梅田雲濱、頼鳴崖の主張に基けるので、其主謀者は梁川であつた。(幕末史料雜纂所收頼鳴崖書翰)又慶喜を將軍たらしむることを勅諭の中に加へるや否やに就きては、七日の御前會議に討論せられたが、遂に之を中止せるのは、蓋し餘りに露骨なるを恐れたからであらう。(瑛記抄)されど、かの勅諭は、公武合體して國是を定めんとするにあれども、「有司之心得如何と御不審被<sub>レ</sub>思召」と

て直弼の設施を非難し、齊昭等の所罰は人心の歸向に關するとして、其宜しきを得ざるを説けるなど、大老の排斥と齊昭等の赦免とを婉曲に傳宣せるにあらざるはなく、要するに又幕府改造の御沙汰で、其裏面に慶喜を立つべき意味の含まれて居たことは明かなる事實である。即ち日下部、鶴岡の入説が、別の様式で發表されたに過ぎない。(井野邊茂雄著幕末史概説)

【三六】 賜勅と九條關白

昭和五年十月一日、甲信越佐の二句講演旅行を了りて、茲に前稿を續くることとする。

九條關白は、主上と近衛左府、三條前内府等の間に介し、上下より壓迫せられ、頗る苦境に陥つた。その顛末は、當人の日記が能く之を語つてゐる。

九條關白の苦境



朝參見合

七日(安政五年八月)前件之御次第(御讓位勅問の一件)に付、表向三公、三條前内府等へ御尋、各勅答參内打合相談し、上可ニ申上ニ付、於予も朝參之事、前夜自ニ左府(近衛忠房)以ニ書中ニ申頼來候得共、兼て過日より各方密合等、專内評も風聞に付、今七日之處、出仕之上、萬事承候時は、後日之執計方難澁故不參候事云々。

其理由

此の如く九條關白は、故らに避けて、朝參しなかつた。それは彼は近衛、三條の一派が、既に其の内評議を盡くし、之を以て朝議を纏む可き計畫を噴きつけてゐたからだ。

近衛三條

然處夕景過、議奏久我右大將、傳奏萬里小路大納言入來、及ニ面會之處、今日三公、三條前内府、傳奏、議奏、則五日勅意之御書附之儀、夫々御尋に付、各々御評議之上、右別紙之御趣意書關東へ被ニ仰遣一度御思召に付、於ニ尙忠一是非共御請、其上例之通可ニ執計之様、以ニ兩役一蒙ニ嚴命一候次第也然も九條の回避は、却て近衛、三條一派に取りては、仕合となり、所謂る缺席

等の仕合

裁判にて、嚴命を蒙つた次第だ。即ち近衛、三條等の奉答したる意見を、九條關白の名によりて執行することだ。九條關白に取りては、當惑知る可しだ。

予段々御趣意之處は、御最には奉存候得共、餘り嚴格之御文體、何共恐入敬承候得共、今少し御宥免被爲有候儀は、難ニ相成一哉と、兩卿(久我、萬里小路)へ尋候處、兩卿答云、皆々其邊之意味申上試候得共、左候は、過日も被ニ仰出候通、讓後之事、且夫に付種々御難題被ニ仰出候故、此事は幾重にも御斷申願候故、此別紙(賜勅書)御趣意之處に、御治定にも相成候故、逆も御思召被留候事は難レ叶之趣被レ答。聖旨斷々乎、到底九條關白をして其の私見を、此間に挿むの餘地なからしめた。

別段御趣意書相渡の儀

且其外水戸中納言へ、自ニ兩傳一別段御趣意書可ニ相渡之儀も被ニ仰出之趣、是亦關白必御請申上之旨被レ申云々。附けて加へて水戸藩主への「別段御趣意書」までも、九條關白の頭上にかゝつ



て來た。彼の當惑察す可きだ。然も彼は井伊直弼と同腹の一味ではない乎。  
 誠以重疊是迄水戸家被仰遣之事杯、差當り無覺存候。此事於關東一  
 定て彼是不承知之譯合と奉存候。先於御役邊、此等之儀如何被二相心  
 得候哉、及尋問之處、此事にては、皆々御例も無之故、若又折角及二通  
 達一候共、御請不申上候時は、却て勅命之程も、御不都合にも相成、恐  
 入候間、不苦候は、先々御見合之事、御無難歟とも相心得候と、三  
 公迄申入。

關東抗議の憂ひ

以上は九條關白が、久我議奏、萬里小路傳奏への質問に、兩人の答へたるこ  
 ろ、固より水戸賜勅など、未曾有の事にて、此れが爲めに、如何なる關東の抗  
 議を惹起す可き乎、何人でも一應は、心配するが當然の事。それは必らずしも  
 九條關白一人に限りたることではあるまい。久我、萬里小路とても、固より其  
 通りであつたであらう。  
 併此儀は何ぞ御見込之御譯も御座候やと御尋申入候へば、左府（近衛忠照）右

府（鷹司輔照）等答に云、最慥成見込も有之候。儘可然様被存之趣答也。  
 此れは久我、萬里小路が、自分等も、九條關白同様の掛念があつたから、其旨  
 を申出たるも、近衛、鷹司等が固く執つて聽かなかつたから、是非に及ばぬと  
 の返答だ。

予（九條尙忠）左候は、此事も逆も彼是申上候ても、申條難立存候故、  
 甚御例も無儀、如何御座候や、何分今日不參も候故、御時宜合之邊、恐  
 察難致候儘、宜様御執計ひ可有之儀、奉敬承一候事、兩卿迄  
 申述候云々。

此に於て流石の九條關白も、今や詮方なく、先づ思召通りとのこと、なつた。  
 固より彼は決してそれを賛成したのではなかつた。但だ身を成る可く其の圓外  
 に措かんが爲めに、斯く首鼠兩端、曖昧摸稜の返答をしたものであらう。



【三七】賜勅の廟議

宮中會議

尙ほ水戸賜勅に關する宮中に於ける會議の模様は、内大臣一條忠香の日記に左の通り掲げてゐる。

八月七日己酉、墨夷一件に付、午後於禁中一參會有之様、昨夜近衛家より申來候儘、忠香午刻後參内……鷹司右大臣輔熙公にも被參居也。次近衛左大臣忠熙公被參、次三條前内府實萬公被參……左府、右府、予等御廊下御屏風之内へ參る。左府昨日三條等内談有之候、今日御返答言上之儀、四つ折に被相認被爲見。右府、予一見至尤に有之段申述、三條家にも同斷被申之事……

此の如く宮中參集者は、何れも一味の面々にて、九條關白は、故らに出席しなかつたことは、前記の通りだ。「參照三六」

讓國御絶念

先左府(近衛忠熙)計御前へ被召被參候處、段々墨夷一件御沙汰有之、左府

勘考之條、内々被申上、御満足之御様子にて、兼てより被仰下一候、御讓國之儀は、今日御絶念之御事也。右府(鷹司輔熙)、忠香、三條等難有拜聽敬承候事、大安心、大安心。

「左府勘考之條」とは、云ふ迄もなく、賜勅の一件に相違あるまい。此れは前記によりて、略ぼ察するに足る通り、豫て近衛忠熙に、民間の諸有志から鼓吹したることは、云ふ迄もあるまい。

上下の合體

されば目的として内外の難局に處する事は、聖旨に出でたるも、その解決の手段としての一件は、民間の志士が、要路の貴紳を動かさし、要路の貴紳によつて聖聽に達したものと見ねばならぬ。此の如くして地下の或る力と天上の或る力との合體によりて、遂ひに賜勅の一件は出で來つた。

賜勅決定

後左府、右府、予等被召、御機嫌能御對面被仰付、左府より昨日以來勘考之儀言上、先右様にて御治定。猶兩役(議奏、傳奏)被召、御相談之御事也。此の如く所謂三公(左右大臣、内大臣)のところは、愈よ確定したが、議奏、傳奏



のところは固より大體に於て、聖旨奉戴の外はあるまい。  
 左府始三條迄退く(御前を)後又議奏より申來、左府始御前へ參り、何か申合  
 候儀有之、兩役にも所存被ニ申出、養君被ニ立候儀如何之御事を關東へ  
 被ニ仰入一候儀に付、被是申合有之、先々此儀は御止め也……  
 此れは一橋問題に付、天降り御沙汰だけは、先づ此回は見合せとなつたこと  
 だ。

聖裁にて一決

御治定迄之處にて、一應殿下(九條關白)之存意御聞に被レ及に付、久我、萬里  
 小路兩役被ニ罷越一後被レ歸。殿下には存寄少々有レ之候也。(參照三六)仍言上  
 思召にて御治定也。云々。

評定結果

此の如く九條關白の異論にも拘らず、聖裁にて一決した。  
 仍左府、右府、忠香、三條四人連名にて、御治定之趣、四つ折にて、一封に  
 致し、殿下へ議奏中山を以て被レ遣、御返答は、近衛家へ爲レ持進由被ニ申居。  
 此の如く所謂關白不在の缺席裁判にて、却て關白に逆まに評定の結果を申し

報告

遣はすこと、なつた。

議奏衆被レ參、殿下にも今日は御苦勞に被ニ思召一勝手に退出致候様との仰  
 也。仍議奏中山を以、内々含置儀は、今日御沙汰之儀に付、通達申入候處、  
 甚恐入進退之儀、相伺置也。後皆々退朝云々、亥半刻也。(午後十一時比)

此の如くして當日の一件は全く結了した。

夫より諸大夫を以、左府始三條迄、人別に殿下(九條關白)へ申入、今日御沙汰  
 之儀に付、御通達被ニ仰入一候處、恐入思召候に付、御進退之儀、以二議  
 奏衆一御伺被ニ仰上一置候間、御參之節、宜御沙汰之程、頼御召候事。

此れは固より形式的の進退伺であつたこと云ふまでもなく、一條忠香の日記に  
 は、尙ほ其の結果に付て、左の如く誌してある。

八日庚戌右府(鷹司輔熙)公使ニ青木山城介一來。  
 三公御方三條前内府公、昨夜御進退伺之儀、今朝殿下(九條關白)より被ニ申  
 上候處、御聞置相成、言上に不レ被レ爲レ及旨、被ニ仰下一候間、爲ニ御心得一

朝臣進退伺



申上候 右之段御願達に相成候。三條殿より御承知之儀、承り度旨被ニ申上候事。

此れにて所謂る進退伺問題も全く相ひ濟んだ。以上は固より表面丈けの事であるが、如何なる順序もて、此の賜勅問題が、當時朝廷の上にて評定せられ、決著したるかの顛末は、前記にて全く明瞭である。

左大臣等進退伺

八月八日從三議奏中山大納言ニ申來、變夷之事に付、昨日三公井三條前内府殿參上にて御相談之上、御返答被ニ仰上候。何分臨時之事故殿下へも御相談無之、左大臣より殿下へ被ニ仰進候儀は尋常とは相違候故、甚恐入候間、左大臣御始昨夜御進退御何に相成候處、深更に付今朝披露仕候哉被ニ相何。(九條家記)

〔三八〕 勅諭降下に關する異議及び釋明

岩倉の勅諭降下反對

勅諭 下降に就ては、所謂る正義派の連中、何れも異口同音に贊成したが、其中に於て、岩倉具視のみは、異存を開陳し、其の不得策なるを論じた。當時岩倉は眇乎たる一侍従に過ぎなかつたが、其の見識は、實に尋常に卓越してゐた。具視之を聞き以謂く、公武已に隔意を生ずるの時に方り、此の計謀を決行するは不可なりと。乃ち忠照等の門に趨走し、之を論争して曰く、水戸前黄門(齊昭)は、幕議を受けて屏居す。今ま其人に向て別勅を降さば、大老等は、事意外に出づるに驚き、力を極めて益す前黄門を排陥せん。二三大藩も亦關東の勢威に畏怖し、容易に前黄門を扶翼するもの無かるべし。前黄門英邁の資を具へ、懿親の身に在るも、單身孤立して、其れ能く爲す所あらんや。因て願ふに勅使を關東に遣し、宸筆の勅書を、大樹(將軍)に賜はり、三家々門の中に就き、器識輿望あるもの數人を選して政事顧問と爲し、大老、老中等と



協同して、國是を議定して、以聞すべき旨を、奨諭するに如かず。此の計謀は平凡なりと雖も、他日宗旨を貫徹するの階梯とならむ。若し一時の快意を取りて、措置急激に出づるときは、大老等却て朝命に抵抗し、不意の禍變を爆發して、宸襟を惱し奉ること、今日に倍蓰せんと。忠熙等遂に之を用ゐず。(岩倉公實記)

九條關白等との相違

此の意見は、九條關白等の井伊大老等と比周して、互ひに西東相ひ呼應し、幕府萬能主義を維持せんとするものと、頗る見解を殊にしてゐる。然も此事は當時不幸にも行はれず、却てそれが若干の變りたる形式の下に、文久年間に實行せらるゝに至つたのは、是非なき次第と云はねばならぬ。

三條の辯明

尙又た勅諭下降論の張本人の一人とも云ふ可き前内大臣三條實萬の手記を掲げんに、

一 勅諭被仰出候子細は、即御書取之通之事に有之候。(勅諭本文を云ふ) 間部書狀に有之候上京延引故に仰出しと申譯には無之事。(原注 元來此本

立不申候ては、末不治道理、何事へも相響候儀なり。)

且又何れより申込候歟など、疑心之者も有之哉に候得共、決して左様之

譯には無之、世上一體誰となく申唱へ候事。

家々へ立入候人々、諸方之形勢事情は、自然と相知れ申候儀に候。即

是天之所命歟。但夫等之事を以て被仰出一筋には無之、唯皇國之基本相立

候様被二思召一候儀にて、御書取通り之旨、勅諭之事。

勅諭自然

以上は勅諭が、天命人心の歸向に應じ、皇國の基本を樹立す可く、仰せ出されたる次第にて、決して人為的作略の、此間に存す可きものではないことを辯明してゐる。

三家直達之子細

一 三家直達之子細  
素より徳川家を扶助せよとの思召候へば、其家計被仰下一候ばかりにては行届かたき筈なり。(原注 眞實申せば、勝手にワルキ事はツ、ミ候て、兎角差障候もの也。此度も其次第にチカシ)たとへば本家之家老以下取計、不審取調之事なれば、別家



へ申合候と申筋合之事。其別家に差支無人なれば、同列或は支配家より世話致せと云と同じ事なり。

尤三家格別之間柄は、申までもなき事にて、無二異儀一筋なり。

此れは幕府以外に、水戸、尾張、紀州三家へ勅諭直達に付ての釋明だ。三家と云ふも、其實は水戸だけが重なる目的であつたことは、固より云ふ迄もあるまい。

隠居まで通達の要

一 三家、家門以上、隠居に至るまでと有之事。

當時慎之人々へ、差て被仰下にては無之、押なべての事。且三家、家門は

格別の親昵故、隠居たり共、心得可有之様、被仰知一事。

且は當時隠居慎之者、心得違有之、宗家を覆へし候様之事無之、何分御援

助之御趣意、イツクまでも通達候様之事。

今更ら縷々の辯を費す迄もなく、三家、家門以上隠居とあるは、水戸齊昭、尾

張慶恕、松平慶永のことであるのは明々白々だ。

〔三九〕勅諭降下に關する異議及び釋明(二)

なほ前内府三條實萬は、引き續き、左の如く釋明してゐる。

列藩通達之事

一 列藩通達回達等、差支之筋有之旨、如何様之儀申出哉難計候得共、

御所表より、列藩へも被仰下と申儀。

外藩徳川家を不歸服に相成候ては、異亂に可及、當今外藩たり共、各徳

川家に隨從致居候事、すべて本家同様之心得に相見候へば、其徳川家之

不行届不和合之儀は、即外憂之筋に相及び候事、旁相扶助いたし可申

筋なり。朝廷より御覽にては、外藩將軍家に服從之事に候へば、懇切に扶

助可有之、其思召、外藩會得有之様、尤其御趣意にて、商議被仰付候

儀に候。是亦御書取之趣にて可推考一事。

朝廷にては飽迄徳川家を扶助し、外藩——即ち外様大名のこと——たりとも、

何れも徳川家に歸服、舉國同心にて、外艱に膺らしむ可く期し玉ふ旨を宣明し



亂階豫防の趣旨

たるもの。

只今之姿にては、歸服不致と相見候事。

若彼方より申出候に、外藩等迄徳川家政事向手差爲致候事、祖宗以來

無レ之との差支之廉申出候も難レ計、却て内亂を生なども可レ申哉。

現在の情態にては、外様大名も徳川氏に歸服せず。然も若し其の異見を徳川氏

に申向け、徳川氏が外様大名の容喙は、祖法に相違するとして之を拒斥するが如

きあらば、此れ或は亂階を來さんも、未だ知る可からず。故に勅諭を各藩に回

達し、外様大名等をして、徳川氏を扶助し、勅旨を踐行せしめんとし玉うたる

所以。

先例拘泥の非

右は先達ても、彼方より申上候通、大變革之儀は、先例に泥み候ては難相成とて、今日之時體にも及び候程之事に候へば、右勅諭は出格之思召と迄被仰出候程之儀に候得ば、差支之筋有レ之間敷、畢竟右等有司之勝手にあしき故、差拒むに相當り可レ申事。

間部内狀を取す

但外藩へ御直達に相成候ては是亦如何哉と、内外之譯柄を以て、老中

へ被仰出、且又親藩之三家へ被仰下、回達と相成候様との儀なり。

全祖宗以來之制禁被相守之儀に候は、此度之變革も有レ之間敷筈に候。蠻

夷之事情、大變革と有レ之程之見込にも候は、非常之御處置可有レ之事。

非常の場合、常例に拘泥す可きものではない。今日は非常の場合だ。乃ち幕

府彼れ自身か、既に外國と條約を結びて、祖宗の法を變更してゐるではない乎。

今日朝廷が勅諭を下し玉ふに於て、何の不都合がある、何の不自然がある。

是れ實に時宜に申したる適當の御處置である。此れが三條實萬の申分であらう。

一 自外御聞込之儀を以、政務筋御口入等は無レ之筈と存旨、先日間部内狀

に有レ之事。

右は尤一體之政務筋御差圖之事にては無レ之、外夷之事は、皇國之一大事

に候へば、公武一體之儀、右は申迄なく、此度徳川家之盛衰に拘り候儀故、

朝廷より外に御覽被遊、かたぐ、本文外夷之儀に拘候事、御尋之儀、是等



之事は、委細先日之書取別紙にて相分候事、瑣細之儀被仰出には無之、大義に取、無據御沙汰之事。

老中間部詮勝は、朝廷が外間の説を聴こし召され、幕府の政務の御干渉ある可きものではないと申したが、今回の事は、皇國の一大事にして天下の安危は勿論、徳川氏の運命にさへも關係を持つものであるから、朝廷に於ても、傍觀坐視し玉ふこと能はず。此の如く勅諭を下し王うたる所以にして、是れ決して尋常一様の事ではない旨を、張膽明目して説示したるもの。

本文今度事、外より御聞込など、申筋に毛頭無之、御趣意柄は、書取之通り、子細前にも注置通り也。「水戸藩史料」

此の如く三條實萬は、念には念を推して、此事は決して外間草莽の輩等が、作りたてたる狂言ではない。此れは正しく朝廷の自發的御措置である旨を釋明してゐる。

念には念  
を入れ

【四〇】勅諭の全文及び別紙

勅諭本文

抑も朝廷より幕府及び水戸に降し給へる勅諭とは如何なるものぞ。今ま茲に其の全文を掲ぐれば、左の通りだ。

御趣意書

先般墨夷假條約無餘儀一次第にて、於ニ神奈川ニ調印、使節へ被渡候儀、猶亦委細間部下總守上京被言上之趣、候得共、先達て勅答諸大名衆議被聞食一度被仰出候證も無之、誠皇國重大之儀、調印之後言上、大樹公叡慮御伺之御趣意も不立、尤勅答之御次第に相背、輕卒之取計、大樹賢明之處、有司心得如何と、御不審被思召候。右様之次第にては、蠻夷之儀は、暫差置、方今御國內之治亂如何と、更に深被惱叡慮候。何卒公武御實情を被盡、御合體、永久安全之様にと、偏被思召候。三家或は大老上京被仰出候處、水戸、尾張、兩家慎中之趣被聞食、且又其餘宗



室之向にも、同様御沙汰之趣も被二聞召及一候。右は何等之罪狀に候哉、難レ被レ計候得共、柳營羽翼之面々、當今外夷追々入津、不ニ容易一之時節、既に人心之歸向にも可ニ相拘一、旁被レ惱ニ宸衷一候。兼て三家以下、諸大名衆議被二聞食一度被二仰出候者、至永世安全、公武御合體にて、被二安ニ叡慮一様被二思召一候儀、外虜計之儀にも無レ之、内憂有レ之候ては、殊更深被レ惱ニ宸襟一候。彼是國家之大事に候間、大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定有レ之、誠忠之心を以、得と相正し、國內治平、公武御合體、彌御長久之様、徳川御家を扶助有レ之、内を整、外夷之侮を不レ受様にと被二思召一候。早々可レ致ニ商議一勅諭之事。

右要領

之を拜讀すれば(第一)幕府の現行政治を糾弾あらせらるゝが如く、(第二)幕府を信賴あらせられざるが如く、(第三)朝廷自ら手を下して幕政に干渉あらせらるゝが如き趣きがある。而して(第四)結局朝威もて幕府を指揮あらせらるゝものと見受けざるを得ない。如何に時勢の變とは申せ、之を江戸幕政の初期に比

公武隔心なき要

して、今昔の感に堪へざる趣きがある。而して尙ほ左の如き添書がある。此れは九條關白の内旨に出でたるものにして、特に幕府へ賜はりたるもの。「幕府へは、此の勅諭は一日後れて、同月九日、九條關白參朝の後賜はつた。」

別紙御沙汰之趣、尋常之御事に候得ば、御斟酌之御次第も被レ爲レ在候得共、何分變夷之事件にて、於ニ關東一も、大改革之御時節に候得ば、萬一此上公武御隔心今間敷儀有レ之候ても、甚以被レ惱ニ叡慮一候間、格別之儀を以、無ニ御隔意一被二仰進一候間、此段不レ惡御聞取に相成候様、被レ遊度、御沙汰之事。

今度被二仰進一候趣、三家始相心得候様、別段水戸中納言え被二仰下一候。此段御心得之爲申入候事。

八月八日

所謂「格別之儀を以、無ニ御隔意一被二仰進一候」との一句は、幕府に取りては、頗る難有迷惑であらう。如何に御隔意なきが故とは云へ、斯る立ち入りた

幕閣迷惑



る勅諭では、幕府は之に奨順し、之を執行するに、先以て幕閣其物を、根柢から變更せねばならぬ必要がある。尙ほ更らに重大なるは、左の別紙であらう。

別紙

勅諭之趣、被仰進一候。右は國家之大事は勿論、徳川家を御扶助之思召に候間、會議有之、御安全之様、可有二勘考一旨、以二出格之思召一被仰出候間、猶同列之方々、三卿、家門之衆以上、隱居に至る迄、列藩一同にも、御趣意被ニ相心得一候様、向々へも傳達可有之被ニ仰出一候。以上。

八月八日

此れは特に水戸に下されたるものにして、其の根源を詮議すれば、其の「御趣意書」も、要するに水戸に下さる可き爲めに出で來りたるものに外ならず。云はゞ幕府へは、事の順序として賜はりたるものに過ぎなかつた。

水戸聲望  
依頼

は、頗る其の肯綮に中つてゐる。要するに京都に於ては、只だ水戸の聲望を頼みとして、此の如き思ひ切りたる、斷然たる勅諭は下降せられたのだ。

勅諭降下の影響

徳川幕府に取りては、此勅書こそ實に一大打撃なれ。井伊内閣は徳川氏幕政の基礎に據りて幕府の專斷を以て條約に調印せしめたり。然るを朝廷は諸大名の群議を盡して奏聞し勅許を経ざるべからずと責させ玉へり。井伊は幕府台意を以て尾水越を譴罰したり。然るを朝廷は何等の罪狀にや、人心の歸嚮にも拘はる議なりと宣へり。井伊は内治外交とも幕府の主權内の事なりと固信したり。然るを朝廷は公武御合體にて徳川家を御扶助あり度の思召と宣へり。若此勅諭の如くに實行する事あらば外國の儀は暫く指置き、國內の政治に關しても、幕府の主權は直に朝廷に移りて、幕府は朝命の執達者たるに過ぎざるに至るべし。幕府の存亡は一に此に繫るを以て、井伊は力の及ばん限り、策のあらん限りは、威力を以てなりとも、暴斷を以てなりとも、此勅諭を無効たらしめざれば、幕府は必ず滅亡すべしと信じ、間部等と謀りて百方對抗の計策に心を勞したり。「幕末政治家」



### 第七章 勅諭の傳達

#### 〔四一〕 勅諭の散布

列藩傳達

尙ほ勅諭書は、八月八日水戸及び同日幕府へ御降下と與に、尾張、越前、加賀、薩摩、肥後、筑前、安藝、長門、因幡、備前、津、阿波、土佐の十三國主に、その縁故ある公家より其の謄本を傳達せしむることとなつた。今ま其の一例として、右大臣鷹司輔熙より、長門藩主毛利慶親に與へたる一書を掲げんに、

毛利氏宛  
鷹司氏狀

（上略）是迄御通草は不致候得共、毎々拜面御談話等申入候儀故、内々以一封申入候。外之儀にても無之候得共、外夷一件、去冬以來段々皇國一重大事に及、御同然に心痛之事に候。當春堀田備中守上京にて、言上勅答被仰遣候後、異國追々條約調

印、尤無據子細、近々間部下總守、上京にて、委細言上之趣申來候得共、未出京も無之候處、水戸、尾張、其餘家門之輩にも、慎被仰出候。由言上、其邊にて更に深被惱二敬慮候儘、別紙去八日、關東へ被仰進候儘、極密に申通置候様、實々は御内勅に候。何分にも此上は國內靜謐之様と、朝暮宸襟不不安、恐入候儀に候。自餘彼是と申入度儀も候得共、定めし御傳聞と、要用已、密々亂筆ながら申入候也。恐々謹言。

八月十一日夕認

輔熙

大膳大夫殿内々

宸襟御備  
の理由山

尙々當時嫌疑之時節故、御覽後右一紙御返し之様と存候。若貴方より御報書候は、是も同様本紙は御返却申入候儘、右之儀鳥渡申置候也。とある。此れにて見れば、如何に江戸に於ける井伊大老の水戸、尾張、越前三

第七章 四一 勅諭の散布

一八七



藩主に對する措置が、宸襟を惱ませ玉へる、一の有力なる動機であつたかが判知る。固より專斷調印が、勅諭降下の重なる理由であつたが。然も井伊大老の水尾越等に對する措置も、殆んど之に譲らない程の刺戟を、恐れながら至尊に對し與へ奉つたものと拜察せらる。

細川池田等へ傳達

尙ほ内大臣一條忠香の日記にも、十六日（安政五年八月）戊午、墨夷一件に付、去七日御治定被仰遣一候儀、當家より御沙汰之御書付相認、添書相附、縁家肥後（細川）越中守、備前（池田）内藏頭等へ、内々含申入置、京留守居呼寄急使にて申遣云々  
とあれば、其他の面々へも、それぞれの手蔓に據つて、傳達せられたものであらう。

武傳問部宛狀

尙ほ此の勅諭下降に付ては、武家傳奏より、幕府老中、問部詮勝に對し、左の一書を送つてゐる。  
一 翰令一啓達一候 愈御勇健、珍重存候 然ば此度勅諭之趣被仰

進一候 右は無據 御次第も御座候 被仰進一候儀、先日内々御申越有之候、外々より風聞等御聞込に相成、御口入など有之候にては毛頭無レ之候得共、書取にては何か角々敷相聞候 場所も有之候故、御聞取様に、兩御地之御場合にも拘り候 儀出來候 には、實々以深心配致候、右之邊不惡御差含偏に頼入存候 猶委細之儀は、御上京之上可申候以上。

ひろはしだい  
廣橋大納言  
萬里小路大納言

問部下總守殿

これは如何にも力弱き釋明だ。此れは固より九條關白の意を承けて、心ならずも勅諭降下を奉承したる趣きがありありと見え透いてゐる。更らに又た傳奏月番萬里小路大納言殿より口達之覺として、左の一書がある。  
墨夷等調印之儀に付、被橋ニ勅慮、先達て勅諭も被爲在候處、調判致

萬里小路氏口達覺



降下意義  
最も明白

候段、益被惱二宸襟一候。實以德川家而已ならず、天下之御一大事に有之。是迄水戸、尾張、越前等にて、精忠被盡候段は、深御満足に被思召一候。然處、違勅之儀、不容易一被思召一候に付、此度之叡慮之趣、岐と相立、徳川家之御補助有之度、雖爲二愼中一無二御斟酌一厚被爲盡、奉安ニ宸襟一候様、可被致候旨、被二仰含一候事。

とある。此れは恐らくは萬里小路正房が、其の勅諭を水戸藩の代表者に手交する際の口達覺書であらう。而して此れが正しく勅諭降下の意義を明白に傳へてゐるものであらう。之を前掲問部に與へたる一書と比較すれば、到底同一人より出で来る可しとは思はれぬ程の相違がある。尙ほ此の一項は、鶴飼幸吉の覺書には、近衛忠熙の口達書取としてある。(參照 四五) 何れにしても此れが賜勅の目的を分明に語つてゐる。

【四二】 勅諭に關する梅田雲濱の書翰

勅諭降下  
影響

抑も此の勅諭降下が、如何なる響きを、在野の有志者に與へたるかは、之を想像するに難くない。彼等は之によりて新たな局面の打開せらる可きを、豫期せずして、已む能はなかつた。その消息は、八月八日附にて、梅田雲濱が、其の舊藩主たる酒井家の家宰坪内孫兵衛に與へたる一書が、雄辯に之を語つてゐる。

主上列卿  
御召

殘暑難堪候處、愈御清祥被成ニ御揃一候段、奉二恐賀一候。陳者昨七日(安政五年八月)主上勅書を以而列卿を被召候。九條左府公(關白尙忠)鷹司右府公(輔熙)近衛左府公(忠熙)三條内府公(前内大臣實萬)中山公(忠能)其外議奏、傳奏、御懸り之諸卿不殘參内之處。主上出御にて、叡慮之趣被二仰出候處、何も御敬服にて、廟議一決仕候。九條公は兼而彦根侯(井伊直弼)と御同意にて、關東え御内通之處、昨日廟堂にて、一言を御出し被成候。

廟議一決



勅命宣旨使者出發

事も出来不申、特に御畏縮被成候よし。(按ずるに當日九條關白は、故らに缺席した。其の事實は前記の通りだ。參照 三二八) 因て勅命宣旨之御使今八日早朝早打に而出發に候。御使は江戸御老中方の手をはなれ、尾張侯、水戸侯え宣旨を被下候。○此度何の仔細にて、尾張侯、水戸侯、越前侯を押込候哉、言上可仕との事。

○勅命に違ひ、條約調印取結び、天下を誤り候。姦邪之役人共を、尾張前中納言(慶徳)當攝津守(茂徳)水戸前中納言(齊昭)當中納言(慶篤)其外同志之諸侯え、勅命を傳え、速に右之者を可ニ相除との事。

右の者とは云ふ迄もなく、大老井伊直弼を意味したものであらう。

○尾水兩家より天下有志の諸侯存寄を、速に朝廷え言上すべき旨、尾水御兩家の御父子より可ニ申傳との事。右三ヶ條に候。

語るに落

此れは眞正の「御趣意書」と對照すれば、頗る文句に緩急、寬嚴の差あるのみならず、其の意味にも、異動がある。されど所謂正義派の勅諭降下を運動したる重なる目的は、恐らくは彼にあらざして此にあつたであらう。梅田雲濱としては、寧ろ所謂語るに落ちたるものであらう。

實に古今獨歩の御英斷、奉ニ恐喜候。右相違無之候。今朝(八月八日)粟田様(青蓮院宮尊親王、後に久通宮朝彦親王)より伊丹藏人(青蓮院宮の家臣)を御使にて、源二郎え急に知せとの御沙汰にて、難有奉存候。

梅田の前

此れにて此の書翰の經緯が分明した。梅田の耳には、恐らくは勅諭下付以前に、其事が入つたものであらう。乃ち此の如く至密の脈絡が、正義派の上下には貫通してゐた。而して此れは固より其の反對派たる九條——井伊の仲間に於ても、亦た同様であつたことを、記憶せねばならぬ。

五六日の間に、江戸は勿論、天下不日に大震動いたすべく候。梅田等の一派は、實に斯く期待してゐたに相違あるまい。



尾張藩大覺悟の囀

當月三四日に、尾張より二千餘人、二手に分れ出發にて、中納言様(慶恕)を御國に迎え歸り候。覺悟之よし。御歸國に成り候得者、直に御上京と申沙汰に候。國より當處へ、先日より大道寺(尾州藩士)を始め、歴々三四人、二百人計にて参り居候。

此れは虚實相ひ半ばし、寧ろ實よりも虚の方が、多きかと思はる。されど當時は何れも流言浮説の世の中にて、斯る評判が、當時京都に行はれたのも、決して無理でなく、不思議でもなし。

酒井氏危し

御國太守公(小濱藩主酒井忠義)は、兼て彦根侯とは、無二の御合體に候得者、如何にも甚御危き事と、奉二恐二察一候。何卒早々、深栖大夫君(典膳、小濱藩家老)を御始、御一同に御覺悟御立被レ成候様奉レ存候。下拙放逐之身として、可ニ申上一事に而は無レ之候得共、胡馬北風に嘶く之情不能レ已、此段貴公迄、御心得之爲申上候。頓首敬白。

人事概ね意外の事多し。雲濱が酒井家の爲めに危みたるもの、やがて我身の危禍となつた。然も此の一書は極めて真面目のものにして、決して徒らに舊藩主を威嚇せんが爲めでなく、全く其の危殆の狀を告げて、其の善處を促す好意であつたことは、疑を容れない。

【四三】 鵜飼幸吉勅諭を奉じて東下す

勅諭下附

却説愈々廟議決定の上は、勅諭を先づ水戸家へ御下賜となり、八月八日武家傳奏萬里小路大納言正房里亭へ、水戸家留守居鵜飼幸吉左衛門知信を招き、下附せられた。當時吉左衛門は、六十一歳、且つ微恙の爲めに、水戸京邸留守居手添其子幸吉知明をして、代りて勅諭を護送東下の任に當らしめた。幸吉は十三歳、血氣正に剛き壯夫にて、夙に劍砲の術に達し、禪を相國寺大拙和尚に修め、亦是れ一丈夫だ。彼は命を承け、勅書は白木の狀箱に入れ、表には水戸



幸吉出發

中納言殿、萬里小路大納言、廣橋大納言と記したるを、幾重にも上包をなし、緊しく之を身につけた。當時井伊派の手配、頗る嚴重にして、其の無難に之を傳達し得らる可き乎、否乎は、最も慎重の考慮を要した。乃ち表向きには、明九日卯の半刻（午前七時頃）中山道を経て江戸へ下る可しと聲言し、密かに從卒を伏見に走らし、大阪藏屋敷の小吏、小瀬傳右衛門江戸へ下ると云ふ先觸人足狀を、伏見人足繼立所に交付し、六地藏を経て、大津より東海道各驛に發し置き、幸吉は小瀬に擬し、故らに見苦しき垂れ駕籠に乗り、八日の夜、酉の下刻（午後六七時の交）に京都を出發した。

偶然危険を脱す

當時京都高倉通り御池下る町に、三度飛脚問屋大黒屋庄次郎なるものがあつた。彼は水戸家用達江戸日本橋瀬戸物町三度飛脚屋島屋傳右衛門の京都店として、水戸藩の御用を勤めてゐた。而して何時の間にもやら長野主膳（義言）に買収せられ、有志の機密文書は、此者の手から幕吏の手に渡つた。當時鶴飼父子は

幸吉出發當時の状況

未だ彼が長野に買収せられたるを知らなかつた。されど急遽の場合、庄次郎を招くの暇なく、前記の如く、直ちに伏見人足繼立所に、之を託し、爲めに偶然にも其の危禍を免れた。若し或は之を庄次郎に命ずる如きことあつたならば、勅諭の傳達は愚ろか、鶴飼其人の一命も未だ知る可からずであつたらう。尙ほ此の事情は、世古格太郎の「銘肝録」に詳かである。

八日（安政五年八月）參殿拜謁して承ることあり。（前内府三條實萬に）勅書御渡しのことどもなりき。また仰に、今朝鶴飼へ傳奏より勅諭渡し候事故、今日發足東行すべし。鶴飼へ參り、嫌疑もなく、苦しからずば、最早出立せしや、歸京は幾日比可致哉、云々相尋候様との御旨にて、午時拙齋（吉左衛門）の許へ、予行たりしに、宅内大に取込みたる様子にて、旅装の品取散し、むささき垂籠一挺、庭に置きけり。予を閑所に招き、父子面會せり。公の仰を傳ふる無程發足草津迄是非出度積り。また歸京は廿五六日比致候べくかと云々。日下部は木曾街道を下るといふ。但幸吉は嫌疑を避け、大阪屋敷勝手方の名前に



て、伏見より人足帳面附出し、變名して遣るといへり。供の士一人のみなり。此日は吉左衛門内室も、出來り云けるは、私事大阪に有けるに、此度伴大事の御使承り候に付、昨日登り候。吉左衛門は、先年御隠居（齊昭）御蟄居之節、三年も禁錮せられ、近比漸再勤致候處、また此度個様の事にて、誠に難有儀には御座候へ共、此末如何ならんと語りて、落涙數行に及びしかば、予（世古）も涙を浮め歸りしことなりき。予幸吉に一書を託し、藤森（弘進）へ送らむことを約し、歸り參り、事件を言上し、後御殿（三條實萬邸）にて執筆し、使を以吉左衛門に託せり。

京 日下部發

阿部公誠  
秘密會談

將又日下部伊三次は、勅諭の謄本を受け、同日鶴飼と途を異にし、中山道を下つた。此れは鶴飼が東海道にて、途中出水等の爲めに、遅延せんことを慮りて、斯る場合に、先例の通り、故らに斯く爲したのであらう。（水戸藩史料）尚ほ鶴飼東下發足、日の岡峠に至る比、路傍から深笠緋衣の旅僧が、幽かなる聲にて、鶴飼を呼び留めたから、鶴飼は驚いて之を見るに、三條家の庶流、

左中將阿野公誠が、三條實萬の命を承けて、其の口達に漏れたる點を、達せん爲め來たものであつたと云ふ。其の旅僧に扮したのは、固より嫌疑を避けてのことであつたらう。

著 幸吉江戸

斯くて鶴飼幸吉は、首尾克く勅諭を奉じて、八月十六日深夜、江戸小石川なる水戸邸に到着した。因に云ふ。海江田信義の「實歴史傳」によれば、日下部は、鶴飼幸吉と同行したとある。乃ち鶴飼の從者としてあらう。但だ同行にせよ、別行にせよ、兩人が相接して、東下したることは、間違なき事實だ。

【四四】 勅諭降下と西郷隆盛

水戸の迷

一言にして云へば、勅諭の下賜は、水戸に取りては難有迷惑であつた。水戸



西郷の使  
戸家視察

の君臣は、正しく此の事に當惑した。而して其の周邊の事情は正しく當惑せざるを得なかつた。事實を打明れば、西郷隆盛は、恐らくは近衛家の意を承けて、勅諭降下以前に、京都から江戸へ下り、水戸が果して其任に堪へ得可き乎、否乎を、實地に視察す可く出掛けた。彼は勅諭降下の三日以前、即ち八月四日京都を出立し、八月十日に江戸―或は二日發七日著とも云ふ―に到着して、直ちに水戸家々老安島信立を訪うた。如何に其の旅程が當時に於ては、最大急行であつたか判知る。而して其の最大急行が、如何に重要なる用事であつたか判知る。

西郷の使

西郷の使命に就ては、鈴木大の「賜勅始末」には、始め薩藩西郷吉兵衛、日下部の爲す處を見、之を危とし、馳て江戸に下る。道四日半にして至り、安島に面して曰く、足下何んぞ迂濶、日下部の如き者を、京師に使せしむるや、必ず大害をなさん。安島曰く、我が使ひする者にあらず。具に其旨を云ふ。吉兵衛曰く、然則京に反て之を禁止せんと、

西郷内勅  
携帶東下

又馳て京師に至れば、勅書既に出で、禁止する能はず。然るに親ら此事に干係ある、海江田信義(有村俊齋)の「實歴史傳」には、左の如く語つてゐる。

此際西郷突如として京師より至る。……西郷悄然として、唯「大事既に去れり」と一言し、泣涕潸然……月照和尚曰く、今や近衛、三條等の諸公相謀りて、勅詔を降さんとす。而して内勅先づ成りて、特に水老侯に賜はらんとす。子宜く先づ内勅を奉じて、東下す可しと、而して其の奉寫する所の内勅を執り、密かに之を俊齋(海江田)に觀せしめ、既にして水戸邸に往けり。

安島内勅  
を受けず

とある。而して更らに左の如く語つてゐる。  
西郷既に水戸邸に抵り、藩老安島帶刀(原注 戸田忠太夫の弟)に倚て、内勅を傳へんとす。……安島窃に幕威を懼るゝを以て、敢て斷せず、左右に托して終に勅書を奉受せず。西郷失望に勝へず、直ちに轉じて尾張邸に向はんとせしも、是亦素より其人なきを知るを以て、遂に空く邸舎に歸來す。



西郷慨嘆

是時西郷慨然として歎息し、且つ俊齋に告て曰く、嗟乎水藩既に人なし、談ずるに足らざるなり。兩田(藤田、戸田)一たび逝きしより、水藩の勢力、復前日に減せること、余の素より識る所なるも、何んぞ料らん士氣の沮喪、減裂せる、斯の如く甚だしきものあらんとは。

西郷曰く水藩の罷弊、既に斯の如し、復勅旨の實を擧ぐるに由なし。疾かに勅書を奉還するの勝れるに如かざるなり。而して余は暫く此地に停りて、聊か周旋する所あらんと欲す、冀くは足下奉還の勞を執れと。

俊齋晝夜兼程、勇往直前東海五十三驛を、急行中に送迎し、五晝夜を閲て京都に入れり。乃ち柳馬場健直の家に投じ、直に月照に价して入京を告げ、其來話を求む。……其の奉齋する所の詔書を執りて、之を月照に交附す。

兩者の記事には、如何にも兩立し難きものがある。然も「賜勅始末」は、水戸人が、慶應二年在獄中に編したるもの。後者は海江田翁が、明治二十五年頃出版せられたるもの。何れも容易に其儘信憑し難きものがある。但だ若し水戸藩

西郷無力を知る

西郷所思

にして、奉承の意志と、其の實力ありたらんには、西郷とても之に反對す可き理由はない。而して勅諭は、八月七日に降下し、八月八日に之を鶴岡知信、及び知明父子に交附せられたるものにして、八月四日京都を發したる西郷が其の内容を豫知すべきものではない。

されば其の所謂内勅と稱するものは、勅諭其物ではなく、別に近衛家から他日云々のことある可き旨を授かりたるものと見ねばなるまい。兎も角も西郷の東下は、所謂事前の瀬踏みであつたに相違あるまい。而して其事の行ふ可からざるを見て、之を中止せしめんとしたが、此時遅く、彼時速く、遂に其事が齟齬するに至つたものであらう。何れにしても京都方面では、水戸の實力を買ひ被り、その爲めに意外の手違ひを來たしたるものであらう。



【四五】 勅諭傳達及び鶴飼幸吉の覺書(一)

幸吉 江戸

鶴飼幸吉は、八月十六日の夜、江戸に著し、小石川春日旅人宿長右衛門方に旅装を卸し、先づ小石川邸なる安島帶刀(信立)を訪うた。安島は既に此事を西郷より聞いてゐたが、さりとて事が斯くまで速かに運ぶ可しとは豫期せず、大いに驚き、深夜なりしに拘らず、直ちに鶴飼を帶同して、御殿に出で、主君慶篤に見えた。

水戸慶篤 勅諭拜受

慶篤の驚きは更らに一層であつて、彼は勅諭と承りて、俄かに沐浴し、衣を改めて之を拜し、幸吉に向ては、「遠路の處、急行苦勞に覺ゆるぞ、さぞ暑かつたであらう、是を著せよ」とて、おのが著衣の紋付帷子を與へた。而して翌早朝人を駒込に馳せて、齊昭の旨を請ひ、慶篤自ら筆を把りて、左の請書を認め、之を幸吉に渡した。

慶篤 請書

謹而呈ニ一翰一候。今月(八月)八日の勅諭、並御別紙共、無ニ相違一相違、

謹て奉ニ拜見一候。被ニ仰出一候。歡慮之趣、深忍入奉存候。併不肖之身、右之鳳詔を奉レ受候儀、誠以一家の面目、感泣奉存候。乍不レ及幾重にも盡力仕り、成否は兎も角、追て可奉ニ言上一候。先御請迄、早々申上候間、宜御奏達可レ被ニ成下一候。恐惶謹言。

八月十八日

水戸中納言慶篤花押

廣橋大納言殿

萬里小路大納言殿

幸吉覺書 幸吉は之を携へて歸途に就き、二十七日京都に到着し、傳奏萬里小路正房に就て復命した。

尙ほ此の使命に就て、鶴飼幸吉の覺書がある。今之之を掲げんに、

近衛忠照 口達

八月七日夜、近衛左大臣殿(忠照)より、御口達之覺。墨夷等調印之儀に付、被惱ニ歡慮、先達而勅諭も被爲レ在候處、調印致



候段、益被惱二宸襟一候。實以德川家而已ならず、天下之御一大事に  
 有之、是迄水戸、尾張、越前等に而、精忠被盡候段は、深御満足に被二思召一  
 候。然る處追々違勅之儀、不三容易一被二思召一候に付、此度之叡慮之趣、  
 屹と相立、徳川家之御補助有之度、雖、爲二慎一、中一無二御斟酌一、厚御精忠被爲  
 盡、奉レ安ニ宸襟一候様、可レ被致旨、被二仰含一候事。〔參照 四一〕

以上は近衛忠熙口達の書取だ。  
 此度勅諭被二仰出候次第。

勅諭被仰出次第

八月八日五半時（午前九時）比、御月番傳奏萬里小路殿より、只今罷出候様  
 蒙レ仰候に付、罷出候へば、重き叡慮之趣、被二仰出候條、道中大切  
 に致二警固一、無二相違一水戸殿へ相渡候様にと御口達之事。  
 但、勅書御渡相成候へば、一夜たりとも、留候儀不三相成一由。  
 以上は傳奏萬里小路正房よりの口達の書取だ。

近衛氏御仰せ

一 右前夜近衛公九つ時過（七日の夜十二時過）御所より御退散之由にて、極密

繪旨同様

被二仰含一候儀有之候付、罷出候様にとの御事故、八つ時（午前二時）比  
 罷出候へば、明日勅諭御渡相成候振、御評決に付、早速持參罷下之上、  
 水戸殿え御直に御渡可申候。且前中納言（齊昭）殿へも、得と申上、猶又此  
 だん事情委細申立候様にとの御事。  
 此れは勅諭發布の前夜、近衛忠熙に謁見の次第を書きたるもの。  
 一 昨夜指上候御口達之覺、（前に掲ぐ）即近衛殿御意之由に御座候。是  
 は御承知被遊候事故、別段認不申。  
 一 尾州黃門公（慶恕）えも拜謁同斷可ニ申上との御事故、此儀は御免相願  
 候事。  
 一 勅書之御認め振は、御直に主上より君公御始え被二仰含一候御覺書之姿  
 故、傳奏等之添翰無之、全繪旨紙へ御認無之と申迄にて、實は繪旨御同  
 様之由御座候。  
 但御家（水戸のこと）は、御三家之御觸元にて、將軍家に被レ爲レ繼候御立場



故、君公へ被<sub>レ</sub>仰含<sub>一</sub>候へば、諸大名へ御行渡之御見通し。

水戸の立場は、此の如くして重且大なるものがあつた。

一 三條公（實萬）より、近衛公御同様、御口達、諸大夫を以、御内々被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候事。

一 當月（八月）二日方、大樹公（將軍家定）御凶事御發と申事、御臺様より、近衛公へ御文にて參り候由にて、御内意御座候は、御凶事御發之上は、御中陰故、取計兼候、杯申事、幕府役人申候とも難<sub>レ</sub>計候得共、天下大事は營中にて、別勅にて被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候事故、何分早速評議相成候様被<sub>レ</sub>遊度、此度申上候様との御事候。

天下の大事は、徳川將軍家の凶事發表如何に拘らず、斷々乎として評定す可しとのことだ。

三條公口達

【四六】 勅諭傳達及び鶴飼幸吉の覺書（二）

鶴飼幸吉の覺書は、尙ほ左の如く續いてゐる。

一 神奈川にて相渡候條約調印之儀、六月廿一日（安政五年）出之奉書、廿七日夜到着に付、廿八日奏聞に相成候所、主上殊之外御憤激にて、被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候三家始諸大名赤心承り候上、相決可<sub>レ</sub>申旨、申置候を、無<sub>レ</sub>伺調印致候段、朕は有れども無も同様之事、神宮御始え對候ても、申譯無<sub>レ</sub>之候間、位を讓、引込可<sub>レ</sub>申と、以の外の御様體にて、被<sub>レ</sub>仰候節、九條殿下、公卿向へ申候は、只今の叡慮不<sub>レ</sub>容易儀にて、勿論御受申上候事は不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候。併此上關東へ被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>方も、可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之と被<sub>レ</sub>申候得ば、何れも顔を見合發言無<sub>レ</sub>之所、暫有て三條殿被<sub>レ</sub>申候は、先づ不<sub>レ</sub>取敢<sub>一</sub>三家大老之内被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召、御直に事情御尋被<sub>レ</sub>遊、尙叡慮之趣被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候は、何れと歎落著も付可<sub>レ</sub>申、御讓國等之儀は、存も不<sub>レ</sub>寄と被<sub>レ</sub>申候所、主上にも尤と

主上御憤激の次第



被<sup>レ</sup>思召<sup>一</sup>、群議一決にて、傳奏へ右之儀被<sup>レ</sup>仰出<sup>一</sup>、翌廿九日關東へ早便にて御運相成候事

但御三家等御上京之上は、遠勅之者直に嚴重御處置も可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰出<sup>一</sup>御含之由。七月朔日夏の御製に、

しげり合<sup>レ</sup>たる萩すゝさ、あるにかひなき武藏の、原

如何にも恐悚の至りだ。所謂<sup>レ</sup>獨り至尊をして、社稷を憂へしむるもの、今更何とも申す可<sup>レ</sup>言葉はない。幕府の諸老果して奈何。

三家大老上京御断

一 七月七日出<sup>レ</sup>之奉書(原注 但太田備後守、久世大和守兩人名前無<sup>レ</sup>之)十二日に著、大意は老公、尾張公御<sup>レ</sup>慎之辭令、並魯西亞條約調印之儀申上候事。但御三家様之御儀は、吉凶共奏聞相成候。

一 七月(但十七日と覺)出<sup>レ</sup>奉書、廿二日之比著、此度三家大老被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>召候處、三家は先日申上候通、思召有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>慎申付置候に付、爲<sup>レ</sup>御差登<sup>一</sup>相成兼候。大老儀は此節萬國入津不容易<sup>一</sup>時節に付、罷出兼候。依而近

悉御憤懣

日間部下總守罷登候間、是へ萬端被<sup>レ</sup>仰含<sup>一</sup>に致度との事。此れは既記の通りの事實だ。

一 右之通、御三家を被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>召候ても、爲<sup>レ</sup>御登<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>相成<sup>一</sup>、却て御<sup>レ</sup>慎等罷成候儀、悉御憤懣にて、九條殿下去月(七月)十二日以來御朝參御見合、八月二日より御出勤之事。

井伊と同腹たる九條關白が、病と稱して引入りたるも、將<sup>レ</sup>關白の辭職云々の風聞が、内外に行はれたるも、決して案外の事ではなかつた。而して時局は更らに一轉して、左の如く開展した。

一 八月五日に至り、九條殿下へ御讓國之事、又々被<sup>レ</sup>仰出<sup>一</sup>候由、依九條殿下より、三公始めへ、右之儀、傳奏存意書取にて被<sup>レ</sup>申立<sup>一</sup>候様被<sup>レ</sup>命。六日より近衛公、鷹司右府公、三條内府公等三公を始、御評議にて、幕府並御家へ(水戸家を云ふ)勅諭之事起り、七日に御決著。但此日九條殿下御朝參無<sup>レ</sup>之。

勅諭の事決著



此節九條殿下、彼是異論も被爲在候處、叡慮御動無之、八日に御別紙  
(勅諭書、即ち御趣意書) 御渡に至り候事。

八月初之御製に、

清し得ぬ水に我が身は沈むとも濁しはせじな萬づ國民

而して最終の一節に曰く、

九條氏御  
申上

一 九日に九條殿下御參内御申上に相成候は、此度之御儀、御尤之御次第  
にて、ケ様無之候ては、皇威も立兼候と申上相成候由

此れは幸吉京都發程の後、其父吉左衛門より急使にて申送りたるを書き添へた  
るものと云ふ。若し九條關白の言が、果して此の如しとせば、そは只だ當坐だ  
けのことであつたと認めねばならぬ。

尙ほ水戸慶篤の近臣茅根泰の筆記に曰く、

勅諭拜讀

十七日昨夜深更、鶴飼幸吉著、其旨趣は八月八日勅諭被仰出候に付、  
即夜發足罷下り候由に付、色々評議之上、七つ時過、執政衆並政府一同

慶篤の處

出仕申上候處、駒込邸(齊昭)思召内々御伺之上御開封可相成との御事  
にて、余被仰付、駒込邸へ罷出申上候得ば、御主君よりの重命に付、早速開  
封御受申上候方との思召に付、其旨申上、君公にも御著替、岡田子並余同  
様に、(原注 但夜中之事に付、色々御疑も有之、右様相成、其他は御開外に罷在候事)公に  
て御開封被遊、余被仰付、讀之。公御始め恐悚感激、夫々申上げ御前を退  
とある。而して慶篤は直ちに執政安島信立をして、之を其父齊昭に告げ、且つ  
重臣を召して、奉行の順序を審議し、尙奥右筆頭取高橋愛諸(多一郎)等を水戸に  
遣し、在國家老等の意見を諮問せしめた。而して其の奉答書は前記の通りだ。

〔参照 四五〕

村田氏壽橋本左内宛狀の一節

扱此般之降勅諭に當分之否塞を流通し、皇道を挽回致し、遂に公武御一致、皇國永世御安全の道を  
被開候御盛舉、實に不測の至奉存候。此上は、如これに天道開け候事故、是より人謀の宜敷を以



て、事の御成就を必し、鞠躬盡三驚鈍二候事、今日有志の實と可レ致事に御座候。尤緊要二條義時を薨し、獨梁か擧ぐ。則是のみ。此二件を施行處置致候は、則我藩之御當任、中將様之尤も御賛成に依る事に可レ有レ之候。礫邸輩は倚頼難レ致事に奉レ存候事。即急に決するに在り。萬一遷延して何方も此詔勅を難滞密閉して有レ之候は、其内姦雄へ○長野義時巧謀、京に如何なる不測の災を生じ可レ申、尤可ニ深恐一事に御座候。其時後悔して周旋救助せんと欲すと云へども詮なかるべき事に奉レ存候。(中略)返すも、今般の降勅、不測の報慮、爲三臣子二者、鞠躬盡三驚鈍二候事は勿論、何卒大決斷を以て、報慮の御成就、徳川氏の御中興を可レ奉レ濟、偏に中上様へ○慶永之思召立、并高明數君子之御賛成御大略御施行を奉レ祈候。要用頓首謹白。

八月十四日(安政五年)

〔橋本左内全集〕

## 第八章 勅詔に對する水戸藩の態度

### 〔四七〕 勅詔に關する水幕の交渉

勅詔幕府の遅延

勅詔は幕府よりも、水戸家へ早く達した。その理由は、八日を以て勅を發す。之を幕府に下さば、壅閉せんことを慮り、直ちに水戸士京邸に在る者、鶴飼幸吉をして之を奉じて東下せしむ。九日殿下(九條關白)朝す。副書成る。十日禁裏附大久保伊勢守に命じて、之を幕府に達せしむ。是其後、こと一日なる所以なり。(安政紀事)

水戸邸の驚愕

事實此の通りであつた。水戸邸にては、實に此の勅詔を拜して、狼狽とは云はざるも、驚愕した。而して今更ら如何ともす可からずとして、翌十九日(安政五年八月)之を尾、紀、並に田安、一橋兩卿に傳達し、且つ閣老太田資始等を召喚した。



太田 關老 招致

呈一書一候。秋冷之節、彌御健固御奉職令ニ雀躍一候。扱此度兩傳奏より勅諭之趣被ニ仰出一候處、公邊之御爲、御大切之儀に付、不取敢御相談申度候間、御繁多には可有之候得共、今日にも拙家へ御出にいたし度、尤大切之儀ゆへ、御壹人にては却て如何と存候間、御同列之内一人、御同道にいたし度候。此段早々書外期ニ面晤一候。以上。

八月十九日

水戸

太田 備後 守殿

慶篤勅諭 示す

尙御中陰中(八月八日將軍發喪)御迷惑之程、御察申候得共、外々之儀と違、遅致兼候間、御出にいたし度候。以上。

斯くて當日夕刻老中太田資始、問部詮勝は小石川水戸邸に來た。慶篤は勅諭を示して、速に遵奉の旨を達したが、太田等は幕府にも同様勅書到達したが、別に傳奏からの副書あれば(參照 四一)其旨によりて、幕府も審議熟慮の必

關老井伊 報告

要ありとて、始らく猶豫を請うて退去した。此の傳奏の副書も亦た幕府に對する添書同様、九條關白の内旨に出でたものであらう。

尙ほ當日は、大老井伊直弼は、微恙の爲め引籠り、登城しなかつたが、宇津木景福の「公用方秘録」には左の記事がある。

八月十九日

一 御内用に付、太田備後守様え六之丞(宇津木)罷越、夜四つ半時(十一時)過罷歸る。

但備後守様、早速御目通り被ニ仰付一候。……扱今日京都より飛脚到着、異國へ條約調印一條に付、御三家大老之内、上京致し候様、被ニ仰進一候處、上京不致、爲ニ御使者之間部下總守罷登り候趣之處、今以上京不致、異國え之條約何分歎慮に不應との趣、嚴敷勅諭之旨、被ニ仰下置一候。右勅諭之趣にては、逆も御申解御聞届無之哉と被ニ存候程之御文言に候得とも、傳奏衆より添狀有之、右様被ニ仰出候得共、決而御隔意被ニ在



候 譯柄には無之旨申來候 猶又水戸殿より、御書を以、勅命之趣も有之、御爲筋申上度候間、同列之内、兩人罷出候様被二仰下一候間、此節御慎之御方へ老中罷越候義は有之之間敷事に候得共、勅命と承り候ては、其御斷申上候事も難二相成に付、自分下總守同道にて罷出候處、中納言殿(慶篤)御逢、繪旨拜見候處、老中え被下候と、御同文言にて、傳奏衆より之添状も無之故、中納言殿にも、甚御驚、如何致候哉と、御尋に付、右勅諭之趣は、拙者共え被下候と、御同様之御義、奉二恐入一候 唯今右様取計可仕と申見居へも付不申、誠に不二容易一御義、此程より掃部頭も不快にて、登城不致候得共、明日は押登城之義申遣、篤と評議可仕旨申上候處、如何にも尤之義、自分に深く心配致候間、何分上之御爲宜敷様取計被吳候様致度、勅答之致方當惑致候間、今日之處にては、受取同様之事に致置候との御沙汰にて、深く御案思被爲在候

登城評議を乞ふ

右之次第に付、何とも御迷惑には可有之候得共、明日押登城被二成下候様致度、尤押而御登城被二成下一候段は、私より申上置候間、例刻より遅く御上り、右御評議相濟候は、直様御退出被成候て宜間、何分御登城被成候様、可二申上旨被二仰含一候に付、罷歸り御目通り相願、委細に申上る。

此れにて如何に此の勅諭が水戸家に受取られたる乎、將々幕府に受取られたる乎を知るに足らう。

【四八】勅諭と朝暮

寢耳に水の勅諭

幕府に於ては、此の勅諭降下は、全く寢耳に水であつたらしい。當時井伊の懐刀の一人、長野義言は上京中であつたが、彼さへも此事は全く嗅ぎつけ



なかつたものと見え、其の八月五日附京都より井伊直弼に當てたる書翰にも、「此上は京地之事は、深く御案思被下間敷、只々御地（江戸）にて之御要領、吳も奉願候」とある。されば全く疾雷耳を掩ふに違あらざるほどの勢をもて、此の勅諭の降下したる事が判知る。

開老評定

八月二十日には、大老井伊直弼は病を力めて登城した。今日種々御評議御座候而、下總守様（間部詮勝）直に御上京可被成との御見込有之候得共、詰り今朝之下案に少々御點削之上、被差出候趣御沙汰候（公用方秘録）

京都への請書

所謂「今朝之下案」とは間部等の名を以てする京都への斷狀だ。而して其の決定の上、發送したるものは、左の通りだ。

亞墨利加假條約調印相渡候儀に付、去る八日被仰出候勅諭之御書付、御別紙、御書取共、昨十九日到著奉拜見候。然る處去る八日、公方様薨御被遊（其實七月四日長逝）候に付、委細上様へ及三言上候。先不取敢

此段御請奉申上候。恐惶謹言。

八月廿日

内藤紀伊守  
信親判  
間部下總守  
詮勝判  
太田備後守  
資始判

廣橋大納言殿  
萬里小路大納言殿  
別紙申上候、勅諭御請之儀、此節御申陰中之儀には候得共、不取敢一及三言上候趣、御請之儀、私共より申上候間、宜御心得御取計可有之事。



八月廿日

此の如く無味無色、淡々、冷々たる請書を奉呈した。而して更らに別紙もて、左の如く申し通じた。

別紙

請書別紙

去る八日出、宿繼飛脚、昨十九日著、被仰下候、勅諭之趣奉畏候。墨夷條約調印一條に付、御三家大老之内、上京可仕旨、被仰下、奉畏候。其砌無據譯柄有之、御猶豫之儀相願候儀に御座候。部下總守儀は、去月九日御暇被下候に付、無二間も上京可仕候所、公方様俄に御大病(其實七月四日には將軍家定は他界した)引續蕩御に付、地穢之恐も御座候に付、來月にも成候は、比合も宜、發足可仕之心得にて、見合罷在候儀に御座候。右之次第早速にも、御兩卿御掛合置可申之處、無二其儀延引仕候段、何とも不行届、恐入候儀、宜御取成頼入候。委細は下總守上京之上可申上候得共、不取敢一段及二御掛合候以上。

八月廿日

内藤紀伊守  
問部下總守  
太田備後守

廣橋大納言殿

萬里小路大納言殿

猶以此度御沙汰之趣有之候。廉を以、御中陰中には候得共、下總守儀、此節發足上京仕候ても、御不都合之儀は有之間敷哉。何分當地におゐて御模様難ニ相分候間、御勘考之上、早々被仰下候様仕度奉存候以上。

此の如く幕閣では、左右を顧みて他を云ふの姿であつた。

元來第一番に所司代酒井忠義が上京し、第二番に問部詮勝が、特使として上京し、それ／＼朝幕の關係を取り繕ふ豫定の計畫であつた。然るに酒井も遅々

酒井問部  
上京遅々

第八章 四八 勅諭と朝幕



として出發しなかつた。而して間部も亦た餘儀なき事情とは云へ、同様であつた。乃ち八月五日附、在江戸宇津木六之丞より、在京都長野主膳へ與へたる書翰の中にも、

酒井の思惑

若州侯(酒井忠義)には、最初之御様とは事代り、内藤豊後守様(伏見奉行)に、京地荒切爲<sup>レ</sup>致、其跡へ御上京可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成御心組候得ども、左候ては御手後れに相成候間、少しも早く御發駕に成候様、御書付被<sup>レ</sup>遊<sup>レ</sup>得ば、病氣御申立、とかく遅々被<sup>レ</sup>成候得共、最早不日に御發途被<sup>レ</sup>成候趣に御座候。内藤様には、今度御城主格に被<sup>レ</sup>仰出候に付、格別に御意氣込御登り被<sup>レ</sup>成候趣に御座候。

とあれば、酒井も先づ内藤に露拂ひをさせてから、乗り込むつもりであつたであらう。而して間部も亦た酒井に同様の事をなさしめて後、乗り込むつもりであつたかも知れない。兎に角彼等は、將軍の薨御を、善き口實として、其の發程を延期したるものと見られても、申譯はあるまい。

【四九】 勅諭の傳達と水戸

水戸黨争

勅諭の降下は、正しく水戸の池面に一石を投じたもの、元來水戸には、弘化事變(弘化元年五月齊昭其他藩政改革に關係の諸臣の處罰)以來、特に黨争が劇甚を加へ來つた。嘉永六年七月齊昭再起の後は、幕府に詭隨したる、結城寅壽一派は、漸次に殆んど失脚し去りて、先づ二田(戸田、藤田)の一味にて、藩政を料理するこゝとなつた。それは安政二年十月、江戸の大地震にて、二田の變死以後も、同様であつた。

齊昭反對黨の擡頭

然るに安政五年七月再び齊昭の謹慎、慶篤の登城差控を命ぜらるゝや、是迄影を潜めたる反對黨は、漸次に擡頭し來つた。幕府は種々の口實の下に、水戸の内政に干渉を加へ、而して大老井伊直弼と、水戸支藩高松城主松平頼胤——頼胤の後繼者頼聰は、直弼の聲——とは、互ひに相ひ表裏して、水戸を壓迫するの情勢となり、此れが爲めに所謂齊昭を中心とする、兩田(戸田、藤田)の



各派の對  
相説意見

勅説各藩  
傳達沮止

一味は、屢ば幕府に向て、愁訴する所があつた。而して此の場合に勅説は、水戸に降下し來つた。

左なきだに即今黨争の再燃し始めたる際に、斯る重大事件が突發したれば、それに油を洒ぎ、薪を加う可きは、固より必然の勢だ。然も更らに意外なるは、此の勅説に對する措置に付て、所謂正義派の意見が、亦た一致を缺いた。此の如くして、水戸の黨争は、單に正義派と反對派との間に行はれたるのみならず、又た正義派中に互ひに相ひ容れざる兩派を生ずるに至つた。而して此の争鬭は、勅説問題以外にも波及し、而して事件以後にも繼續し、遂ひに水戸一藩の惱みとなつて來た。

却説水戸慶篤は、勅説を拜受すると同時に、尾紀二藩及び田安、一橋兩家へ傳達したが、更らに之を各藩に傳達する手始めに、尾張慶恕——去る七月隱居謹を命せらる——に示さんとしたが、幕府から抑止せられた。慶篤は更らに八月廿一日、之を再びせんとて、閣老等に照會したが、彼等は左の如き返書を

閣老書簡

送りて之を沮格した。

尊書被ニ成下ニ奉ニ拜見一候。如レ仰秋冷御座候へ共、益御勇健被レ成ニ御坐、珍重御儀奉存候。然ば昨日御談御座候。尾張殿御隱居(慶恕)へ勅説御書付寫御廻しに被レ及問敷段、一同評議之上申上候處、是非御廻被レ置度との御趣、委細尊書御條々奉ニ敬承一候儀に御座候。御隱居之儀は、御當主より御廻し被レ成候得ば、別段御廻しに不レ被レ及候御次第に奉レ存候間、右之御含にて、一同申談、此段御請申上候儀に御座候間、御當主攝津守殿より御書付御覽に御入被レ置候様、被ニ仰遣一候様奉レ存候。一同申談、此段御請迄申上候。今日は分て之御用多、文略亂書奉ニ恐入一候。恐惶謹言、

八月廿一日

太田備後守  
問部下總守



井伊大老の備きか

此れはさしたる問題でもないが、此れにて幕府が一般にこの勅諭を傳達するを、沮止するの本意が推察せらるゝ。尙ほ井伊大老が、水戸に向て、如何に働きかけたか、左の一項を見れば、自から諒會す可きものがあらう。

八月廿二日

一 太田備後守様え六之丞(宇津木)御使者相勤。

水戸中納言様(慶篤)え此程御逢之節、老公(齊昭)と御同腹には無之御様子に御見極被成候趣候得とも、一旦被仰出、其儘に相成候ては、御威儀に拘り候間、乍御苦勞御論に相成候様との儀、申上候處、御尤之儀、此程被遣候諭し書にて、至極宜候得とも、少々御存寄りも被爲在候間、今一應御談之上、御取計可被成との事。彼方様御家來、京地へ内密被遣候に付、心得に可相成風聞書拔差上候處、近々拙者御長家え可被差出に付、厚談致候様被仰候。

父子離間の策

此れにて如何に井伊の干渉の手が、水戸に及びつゝあるかを察知す可きであら

う。而して彼等の得意の手段は、齊昭、應篤父子の間を、個々別々に切り離すことにて、云はば父子の間を、離間するを以て、其の尤も手近き方便としたものと思はるゝ。要するに幕府では、水戸へ下賜の勅諭を捲き上ぐることを、幕府威權確立の第一著歩としたのであらう。

【五〇】 在水府者の意見十三箇條(一)

正義派主

水戸の正義黨に於ては、此の勅諭の降下もて、千載の一時とし、之を遵奉し、之を踐行するに餘力を愛しまざらんとした。乃ち慶篤の命を承けて、水戸に至りたる奥祐筆頭取高橋愛諸(多一郎)は、八月廿一日の夜、藩議十三箇條を齎して復命した。右に就き水戸藩奥右筆の留記に曰く、

一 當今幕府御政事方之儀に付、此度中納言様(慶篤)勅諭被爲蒙候處、



教授青山  
以下評議

乍<sup>お</sup>恐<sup>そ</sup>天下<sup>てんか</sup>盛衰<sup>せいすい</sup>に拘<sup>か</sup>り、不<sup>よ</sup>容易<sup>うい</sup>一<sup>い</sup>御<sup>ご</sup>一條<sup>いちじょう</sup>に付<sup>つき</sup>、御<sup>お</sup>國<sup>くに</sup>許<sup>もと</sup>御<sup>ご</sup>家<sup>け</sup>老<sup>らう</sup>共<sup>ども</sup>へ、勅<sup>ちよく</sup>書<sup>しよ</sup>三通<sup>つうつう</sup>之<sup>の</sup>旨<sup>ねが</sup>、拜<sup>はい</sup>見<sup>けん</sup>被<sup>おほ</sup>せ仰<sup>おほ</sup>付<sup>つけ</sup>候<sup>まう</sup>上<sup>うへ</sup>、各<sup>おの</sup>了<sup>の</sup>簡<sup>けん</sup>振<sup>びん</sup>申<sup>まう</sup>上<sup>うへ</sup>候<sup>まう</sup>様<sup>さま</sup>にとの御<sup>ご</sup>沙<sup>さ</sup>汰<sup>た</sup>被<sup>おほ</sup>せ爲<sup>な</sup>る在<sup>ら</sup>、就<sup>すな</sup>夫<sup>そ</sup>奥<sup>おく</sup>右<sup>みぎ</sup>筆<sup>ひつ</sup>頭<sup>とう</sup>取<sup>と</sup>高<sup>たか</sup>橋<sup>はし</sup>多<sup>た</sup>一<sup>いち</sup>郎<sup>らう</sup>、奥<sup>おく</sup>右<sup>みぎ</sup>筆<sup>ひつ</sup>龜<sup>かめ</sup>井<sup>い</sup>宇<sup>う</sup>八<sup>はち</sup>兩<sup>りゆう</sup>人<sup>にん</sup>へ、勅<sup>ちよく</sup>書<sup>しよ</sup>之<sup>の</sup>寫<sup>しやう</sup>、持<sup>ぢ</sup>參<sup>さん</sup>候<sup>まう</sup>様<sup>さま</sup>被<sup>おほ</sup>せ仰<sup>おほ</sup>付<sup>つけ</sup>、今<sup>いま</sup>曉<sup>あけ</sup>丑<sup>うし</sup>の中<sup>ちゆう</sup>刻<sup>こく</sup>頃<sup>ころ</sup>、(午前<sup>ごぜん</sup>二<sup>に</sup>時<sup>じ</sup>—三<sup>さん</sup>時<sup>じ</sup>)出<sup>しゆつ</sup>立<sup>た</sup>、夜<sup>よ</sup>通<sup>つう</sup>しにて、翌<sup>あした</sup>十九<sup>じゅうじゅう</sup>日<sup>にち</sup>未<sup>み</sup>の中<sup>ちゆう</sup>刻<sup>こく</sup>、(午後<sup>ごご</sup>二<sup>に</sup>時<sup>じ</sup>—三<sup>さん</sup>時<sup>じ</sup>)頃<sup>ころ</sup>、水<sup>すい</sup>城<sup>じやう</sup>へ參<sup>さん</sup>著<sup>ちやく</sup>、前<sup>ぜん</sup>條<sup>じょう</sup>尊<sup>そん</sup>慮<sup>りよ</sup>之<sup>の</sup>旨<sup>ねが</sup>、年<sup>とし</sup>寄<sup>よ</sup>部<sup>ぶ</sup>屋<sup>や</sup>に於<sup>お</sup>て演<sup>えん</sup>述<sup>じゆつ</sup>、畢<sup>はつ</sup>て教<sup>きやう</sup>授<sup>じゆ</sup>頭<sup>とう</sup>取<sup>と</sup>青<sup>せい</sup>山<sup>さん</sup>量<sup>りやう</sup>太<sup>た</sup>郎<sup>らう</sup>、麻<sup>あ</sup>上<sup>じやう</sup>下<sup>げ</sup>著<sup>ちやく</sup>罷<sup>か</sup>出<sup>いで</sup>、勅<sup>ちよく</sup>書<sup>しよ</sup>三<sup>さん</sup>通<sup>つう</sup>之<sup>の</sup>旨<sup>ねが</sup>謹<sup>こん</sup>讀<sup>どく</sup>相<sup>さう</sup>濟<sup>じ</sup>、於<sup>お</sup>二<sup>に</sup>同<sup>どう</sup>所<sup>じよ</sup>一<sup>いつ</sup>各<sup>おの</sup>並<sup>ならび</sup>參<sup>さん</sup>政<sup>せい</sup>郡<sup>ぐん</sup>宰<sup>さい</sup>書<sup>しよ</sup>記<sup>き</sup>一<sup>いつ</sup>同<sup>どう</sup>列<sup>れつ</sup>座<sup>ざ</sup>、別<sup>べつ</sup>紙<sup>し</sup>左<sup>さ</sup>之<sup>の</sup>條<sup>じょう</sup>評<sup>へい</sup>定<sup>てい</sup>書<sup>しよ</sup>取<sup>と</sup>之<sup>の</sup>趣<sup>すい</sup>、右<sup>みぎ</sup>兩<sup>りゆう</sup>人<sup>にん</sup>へ申<sup>まを</sup>含<sup>ふく</sup>、直<sup>ちやく</sup>に水<sup>すい</sup>城<sup>じやう</sup>よ<sup>り</sup>立<sup>た</sup>ちかへし、夜<sup>よ</sup>通<sup>つう</sup>にて廿<sup>にじゅう</sup>一<sup>いつ</sup>日<sup>にち</sup>夜<sup>よ</sup>五<sup>ご</sup>時<sup>じ</sup>上<sup>じやう</sup>著<sup>ちやく</sup>、右<sup>みぎ</sup>評<sup>へい</sup>定<sup>てい</sup>之<sup>の</sup>旨<sup>ねが</sup>、各<sup>おの</sup>承<sup>じやう</sup>り届<sup>き</sup>、則<sup>すな</sup>評<sup>へい</sup>定<sup>てい</sup>書<sup>しよ</sup>取<sup>と</sup>御<sup>ご</sup>前<sup>ぜん</sup>へ奉<sup>ほう</sup>呈<sup>てい</sup>上<sup>じやう</sup>一<sup>いつ</sup>候<sup>まう</sup>處<sup>ところ</sup>、武<sup>たけ</sup>田<sup>でん</sup>修<sup>しゆ</sup>理<sup>り</sup>へ讀<sup>よ</sup>との尊<sup>そん</sup>慮<sup>りよ</sup>に付<sup>つき</sup>、件<sup>けん</sup>々<sup>じやく</sup>之<sup>の</sup>次<sup>じ</sup>第<sup>だい</sup>申<sup>まう</sup>上<sup>じやう</sup>候<sup>まう</sup>處<sup>ところ</sup>、三<sup>さん</sup>度<sup>たび</sup>迄<sup>まで</sup>讀<sup>よ</sup>との事<sup>こと</sup>にて、至<sup>し</sup>極<sup>ごく</sup>御<sup>ご</sup>國<sup>くに</sup>之<sup>の</sup>誠<sup>せい</sup>忠<sup>ちゆう</sup>勇<sup>ゆう</sup>士<sup>し</sup>之<sup>の</sup>事<sup>こと</sup>情<sup>じやう</sup>、御<sup>ご</sup>感<sup>かん</sup>激<sup>げき</sup>被<sup>おほ</sup>せ爲<sup>な</sup>る在<sup>ら</sup>、○印<sup>いん</sup>御<sup>ご</sup>付<sup>つけ</sup>被<sup>おほ</sup>せ遊<sup>あそ</sup>、右<sup>みぎ</sup>留<sup>りゆう</sup>記<sup>き</sup>致<sup>ち</sup>置<sup>ち</sup>候<sup>まう</sup>様<sup>さま</sup>、御<sup>ご</sup>沙<sup>さ</sup>汰<sup>た</sup>被<sup>おほ</sup>せ爲<sup>な</sup>る在<sup>ら</sup>、候<sup>まう</sup>旨<sup>ねが</sup>、奉<sup>ほう</sup>畏<sup>おそ</sup>、右<sup>みぎ</sup>之<sup>の</sup>段<sup>だん</sup>兩<sup>りゆう</sup>人<sup>にん</sup>へ申<sup>まを</sup>付<sup>つけ</sup>候<sup>まう</sup>事<sup>こと</sup>。

此<sup>こ</sup>れにて如<sup>い</sup>何<sup>か</sup>に江<sup>え</sup>戸<sup>ど</sup>と水<sup>みづ</sup>戸<sup>と</sup>との間<sup>あひだ</sup>の往<sup>わう</sup>復<sup>ふく</sup>評<sup>へい</sup>定<sup>てい</sup>が、最<sup>さい</sup>大<sup>だい</sup>特<sup>とく</sup>急<sup>きふ</sup>にて行<sup>おこな</sup>はれたるか

所謂十三  
個條

が思ひやらるゝ。

十三ヶ條之事

一 御<sup>ご</sup>老<sup>らう</sup>中<sup>ちゆう</sup>被<sup>おほ</sup>せ爲<sup>な</sup>る召<sup>めい</sup>、勅<sup>ちよく</sup>諭<sup>ごん</sup>之<sup>の</sup>趣<sup>すい</sup>、被<sup>おほ</sup>せ仰<sup>おほ</sup>含<sup>ふく</sup>候<sup>まう</sup>得<sup>え</sup>共<sup>ども</sup>、御<sup>ご</sup>受<sup>う</sup>不<sup>ふ</sup>申<sup>まを</sup>上<sup>じやう</sup>一<sup>いつ</sup>候<sup>まう</sup>節<sup>せつ</sup>、御<sup>ご</sup>決<sup>けつ</sup>斷<sup>だん</sup>如<sup>い</sup>何<sup>か</sup>との事<sup>こと</sup>。

本文<sup>ほんぶん</sup>之<sup>の</sup>意<sup>い</sup>味<sup>み</sup>、御<sup>ご</sup>老<sup>らう</sup>中<sup>ちゆう</sup>再<sup>さい</sup>三<sup>さん</sup>召<sup>めい</sup>候<sup>まう</sup>ても參<sup>さん</sup>上<sup>じやう</sup>不<sup>ふ</sup>仕<sup>し</sup>、又<sup>また</sup>參<sup>さん</sup>上<sup>じやう</sup>仕<sup>し</sup>候<sup>まう</sup>ても、御<sup>ご</sup>意<sup>い</sup>之<sup>の</sup>趣<sup>すい</sup>御<sup>ご</sup>受<sup>う</sup>不<sup>ふ</sup>仕<sup>し</sup>候<sup>まう</sup>節<sup>せつ</sup>は、其<sup>その</sup>儘<sup>まま</sup>に御<sup>ご</sup>捨<sup>すて</sup>置<sup>お</sup>難<sup>がた</sup>被<sup>おほ</sup>せ遊<sup>あそ</sup>、其<sup>その</sup>節<sup>せつ</sup>は御<sup>ご</sup>一<sup>いつ</sup>手<sup>て</sup>切<sup>きり</sup>御<sup>ご</sup>取<sup>と</sup>計<sup>けい</sup>之<sup>の</sup>御<sup>ご</sup>品<sup>ひん</sup>に無<sup>な</sup>之<sup>の</sup>候<sup>まう</sup>間<sup>ま</sup>、御<sup>ご</sup>三<sup>さん</sup>家<sup>け</sup>、御<sup>ご</sup>三<sup>さん</sup>卿<sup>きやう</sup>、御<sup>ご</sup>家<sup>け</sup>門<sup>もん</sup>、列<sup>れつ</sup>藩<sup>はん</sup>、外<sup>がい</sup>様<sup>さま</sup>、御<sup>ご</sup>譜<sup>ぷ</sup>代<sup>だい</sup>の面<sup>めん</sup>々<sup>々</sup>え御<sup>ご</sup>判<sup>はん</sup>談<sup>だん</sup>之<sup>の</sup>上<sup>うへ</sup>、御<sup>ご</sup>取<sup>と</sup>計<sup>けい</sup>被<sup>おほ</sup>せ遊<sup>あそ</sup>、事<sup>こと</sup>に寄<sup>よ</sup>、京<sup>けい</sup>師<sup>し</sup>御<sup>ご</sup>伺<sup>ひ</sup>にも相<sup>あ</sup>成<sup>なり</sup>、御<sup>ご</sup>決<sup>けつ</sup>斷<sup>だん</sup>可<sup>か</sup>然<sup>ぜん</sup>との事<sup>こと</sup>。

此<sup>こ</sup>の一<sup>いつ</sup>項<sup>かう</sup>は若<sup>も</sup>し萬<sup>まん</sup>一<sup>いつ</sup>老<sup>らう</sup>中<sup>ちゆう</sup>共<sup>ども</sup>が奉<sup>ほう</sup>勅<sup>ちよく</sup>の旨<sup>ねが</sup>を體<sup>たい</sup>せざる場<sup>ば</sup>合<sup>あひ</sup>は、水<sup>みづ</sup>戸<sup>は</sup>は其<sup>その</sup>儘<sup>まま</sup>泣<sup>な</sup>寝<sup>ね</sup>入<sup>いり</sup>りとせず、三<sup>さん</sup>家<sup>け</sup>、三<sup>さん</sup>卿<sup>きやう</sup>、家<sup>け</sup>門<sup>もん</sup>、列<sup>れつ</sup>藩<sup>はん</sup>協<sup>けい</sup>議<sup>ぎ</sup>の上<sup>うへ</sup>、其<sup>その</sup>事<sup>こと</sup>に當<sup>あた</sup>る可<sup>か</sup>しとの意<sup>い</sup>味<sup>み</sup>だ。

一 江<sup>かう</sup>府<sup>ふ</sup>御<sup>ご</sup>人<sup>にん</sup>不<sup>ふ</sup>足<sup>そく</sup>之<sup>の</sup>所<sup>ところ</sup>、御<sup>ご</sup>家<sup>け</sup>中<sup>ちゆう</sup>一<sup>いつ</sup>統<sup>とう</sup>心<sup>しん</sup>配<sup>はい</sup>不<sup>ふ</sup>堪<sup>た</sup>、此<sup>こ</sup>度<sup>たび</sup>之<sup>の</sup>御<sup>ご</sup>一<sup>いつ</sup>事<sup>じ</sup>に付<sup>つき</sup>、御<sup>ご</sup>近<sup>きん</sup>習<sup>じゆ</sup>向<sup>かう</sup>、御<sup>ご</sup>床<sup>じやう</sup>机<sup>き</sup>廻<sup>まわ</sup>り、並<sup>ならび</sup>文<sup>ぶん</sup>武<sup>ぶ</sup>の銀<sup>ぎん</sup>付<sup>つけ</sup>〔文<sup>ぶん</sup>武<sup>ぶ</sup>の銀<sup>ぎん</sup>付<sup>つけ</sup>とは、文<sup>ぶん</sup>武<sup>ぶ</sup>出<sup>しゆ</sup>精<sup>しやう</sup>にて、年<sup>ねん</sup>銀<sup>ぎん</sup>若<sup>じやく</sup>干<sup>かん</sup>を付<sup>つけ</sup>與<sup>よ</sup>せらるゝ者<sup>もの</sup>を謂<sup>い</sup>ふ〕

人数江戸  
召致



位、交代に爲<sub>レ</sub>御登<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>之候は、もはや静兼候段、よく可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>との事。本文之儀、當節幕府之形勢不容易折柄に候得ば、小石川、駒込兩御屋敷、御警衛、御人數、實以御手薄之儀、御家中一統心配無<sub>二</sub>此上<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>存候へば、兼て願立置候、御近臣之内、爲<sub>二</sub>御登<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊敷、又は御床机廻等之内、不<sub>二</sub>取敢<sub>一</sub>二三十人も爲<sub>二</sub>御登<sub>一</sub>諸役人御人少<sub>レ</sub>の方へ、御雇被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候は、敢て御故障にも相成間敷哉。右御開濟にも不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候ては、兩御番頭等之意氣組取鎖不<sub>二</sub>行届<sub>一</sub>との事。

此れは江戸が手薄であるから、水戸から人數を上せよとの意見だ。

勅諭諸侯傳達の事

一 勅諭 (圖點は、慶篤自ら付したるもの) 之趣、四方有志之大名えは、早々御示被<sub>レ</sub>遊候様、仕度云々の事。  
 本文之通、御手配御行届被<sub>レ</sub>遊候、上は、彦根 (井伊) 鯖江 (間部) 高松 (松平頼胤) 等奸計を以、京師さへ候とも、失策勿論之儀と愚考、仕候へば、何の爲めにも、御早き方可<sub>レ</sub>然との事。

慶篤登城指控

此れは宜しく速かに勅諭を、諸大名、諸有志に傳達す可<sub>レ</sub>しとのこと。

一 上公御登城之儀は、姦賊如何様之儀、取計候も難<sub>レ</sub>計、先づ御控被<sub>レ</sub>遊候様云々の事。  
 本文之儀、乍<sub>レ</sub>恐、御登城御指控中、無<sub>二</sub>御指構<sub>一</sub>御登營被<sub>レ</sub>遊候ては、御危難何共難<sub>レ</sub>計御手配御行届之上ならでは、先夫迄は、假令御登城之思召有<sub>レ</sub>之候共、御指留可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>との事。  
 即今慶篤は、登城差控を命せられてゐるから、押して登城するは危険なりとのこと。

【五一】 在水府者の意見十三箇條 (二)

一 因州様 (池田慶徳、水戸慶篤の弟) 御始、御家門之御方々えは、御國へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入

勅諭諸侯傳達の事

第八章 五一 在水府者の意見十三箇條 (二)



候はゞ、一刻も早く御内使被<sub>レ</sub>遣度、一同之論に御座候事。  
本文之儀は、勅<sub>レ</sub>誼重大之御事柄に付、御家門之内、在國之御方々、御登り御相談有<sub>レ</sub>之、可<sub>レ</sub>然と奉<sub>レ</sub>存候へば、一刻も早く御内使被<sub>レ</sub>進可<sub>レ</sub>然との事。

此れは速かに勅<sub>レ</sub>誼を、御家門の面々に傳達す可しとのことだ。

一 勅<sub>レ</sub>誼御受も、御神速可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候へ共、御名代として、御家老衆之内、堂々と爲<sub>レ</sub>御登<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>有候はゞ、天下中えも響渡り、天朝御尊敬之御本と奉<sub>レ</sub>存候事。

御名代上京の事

此れは京都に御家老を上げ、勅<sub>レ</sub>誼拜受を、天下に公表す可しとのこと。而して更らに一步を進めて、

齊昭移居の事

一 前様(此れは齊昭を云ふ)には、小石川へ御引移之儀、田安公竝太田閣老扨へ、一と通御斷にて、御移被<sub>レ</sub>遊候様仕度との事。  
本文之儀、勅<sub>レ</sub>誼之趣も有<sub>レ</sub>之候上は、公邊よりの御沙汰御待に不<sub>レ</sub>及、住

井伊登城禁止の事

居震災後、殊之外大破にて、住居相成兼候付、小石川へ被<sub>レ</sub>引移<sub>レ</sub>候旨、御願不<sub>レ</sub>及、一と通御斷而已にて可<sub>レ</sub>然との事。

と進言してゐる。然も此れでは眼中殆んど幕府無きものと云はねばならぬ。  
一 井伊之儀は、是迄暴政被<sub>レ</sub>行、違勅之罪も有<sub>レ</sub>之候間、早速登城差留被<sub>レ</sub>命候様仕度、同評論御座候事。

本文之通取計不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候ては、姦計後難之程難計奉<sub>レ</sub>存候との事。  
是れ果して水戸として、實行し得らる可き事乎。机上では兎に角、現實の政治的意見としては、随分手が著けられぬ事であらう。

日光神廟報告の事

一 日光神廟竝御廟御告之事。  
日光は御國番頭被<sub>レ</sub>仰付候様。

本文之儀、勅<sub>レ</sub>誼被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>蒙候上は、早速御使を以、御告被<sub>レ</sub>遊可<sub>レ</sub>然との事。  
一 勅書御大切は勿論に候へ共、御嚴重に御仕舞置之事。  
本文之儀、此御御柄、如何様之儀有<sub>レ</sub>之候も難計、且は火難之憂乍<sub>レ</sub>恐一



同心配仕候に付、御堅固之御場所へ、御差置可然との事。  
以上は別段の事でもない。

幕府諸役人無罪の事

一 閣老えは、井伊、間部は兎も角も、外は違勅之罪にて、諸役人を討不申と申儀、御示し被爲在候様云々之事。  
本文之儀、早速御示無之候。ては、幕府動搖致、御爲筋不宜候に付、閣老へ御示被遊可然との事。

久世引立

此れでは丸で水戸家が、將軍となりたるも、同様ではない乎。  
一 久世閣老御引立之儀、御内諭被爲在候。ては如何の事。  
本文之儀、閣老手薄に相成候。ては、乍レ恐思召様御届合不相成、勿論誠直之趣にも、相聞候へば、何とか御工風被遊可然との事。  
一 尾、紀、田安様へは、早々被仰合一候。方云々之事。  
本文之儀、勅説之趣、第一に御早様御相談被爲在候は、乍レ恐御取計御力にも罷成、御手順御宜敷、猶又田安様には、此御砌御後見にも被爲在、

旁御用辨可然との事。

右之通。

水藩士氣井伊を呑む

教授頭取了簡振

以上を一覽すれば、在水戸の連中には、其氣既に井伊大老を呑み、眼中朝廷ありて、幕府なきもの、如く察せらる。上記の如き注文が、果して行はれ得べき乎。將た之を誰に行はせんとする乎。齊昭乎。慶篤乎。抑も父子兩人乎。尙ほ「付り教授頭取より了簡振、別紙に認差出候旨」として、  
此度勅説之趣に付、了簡振申出候様、御懸に付、左之通申出候。  
一 閣老御招にて、勅説之儀被仰聞一候。思召之處、閣老萬一不罷出一候節、御登營之儀は、以之外不宜と奉存候。御連枝方御招さにて被仰聞、閣老へ被達可然哉と奉存候。  
一 越前えも密勅下り候儀と奉存候間、諸事越前と御示合に相成、存亡を共に被遊可然奉存候。  
一 前中納言様にて、駒込より小石川へ御遷之儀、御届に相成候には、辭



も無<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>様に有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>。縱令御開濟に相成候ても、必密謀と相察候はゞ、途中如何様之御危難可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>も難<sup>レ</sup>測候間、不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>已候はゞ、御上屋敷御人數半丈も御遣にて、御慎之御場所御離れ不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>遊方、名も正しく可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>存候。

此れは十三個條中の齊昭小石川に歸る説と、反對の意見だ。然も斯ることは、何れにしても餘りに大切なる問題ではない。

一 萬一御屋敷、非常之儀御座候節に至り候はゞ、第一に違勅之罪を御鳴し、賊名を呼候儀、專一奉<sup>レ</sup>存候。此段申出候。以上。

八月

教授頭取共

以上は何れも硬派の意見だ。

然も若し此通りに實行せん乎、水戸は幕府と正面衝突をせねばならぬ。齊昭、慶篤父子は、果して之を敢てするを得可き乎。

【五二】水戸の内輪

正義黨中の軟論者

水戸の藩論は、前記の如く、「参照 五〇—五二」頗る強硬であつたが、然も所謂従來の結城黨、若しくは其の流派でなく、正義黨の中にも、軟論を主張する者が無いでも無かつた。乃ち藤田幽谷の高足、東湖の學友會澤安の如きは、其の一人であつた。而して東湖の親戚なる桑原治兵衛(信毅)の如き、尤も幕命に反して、勅説を傳達せんとするの不可を論じ、此の如く正義派の議論も、自ら一致を見出さざるに至つた。

尾越兩藩の態度

然も亦た尾張は慶恕の隱居謹みを命せられたる以來は、幕府柔順派が勝を制し、越前に至りても、慶永の隱居謹み以來は、従前と打つて變りたる態度を示し、其の重臣中根師質の如きは、弊藩にては、縦ひ斯の如き勅書を達せらるゝも、その儘幕府に差出すの外なしと答へたる程にて。諸藩に於ても、個人としては、其の藩士中に慷慨の士もあつたが、藩論としては、何れも持重、觀望に傾き、



會澤安意

水戸は全く孤立無援の姿であつた。今や會澤安の意見書を掲げんに、

此度勅命之趣、公邊にて穩便に御受到相成候へば、無此上一候へ共、左も無之候へば、如何様之變事に及候歟も難計、古來善人は少く、小人は多く候間、官軍小勢にて、武家へ付候者、多勢に相成候は、古今一轍之様に御座候處、諸家と違、第一に御當家之危殆は、誠に寒心之儀に奉存候。乍去京都にては、關東之情勢は、委細に御存知無御座、御當家に御引受被遊候へば、叡慮之通に可相成との御見込にては、其期に至り、京都にては、狼狽被致候儀可有之歟と奉存候。萬一天下忠勇之士、鋒鏑に懸り、貧濁之世と相成候處へ、外虜是に乘じ候はゞ、天朝も國體も如何相成候も難計奉存候。京都にて是等之處迄、御見通し之上之儀に候へば、此上如何様相成候共、不を得已候へ共、ケ様之勢、御見通し無之、御輕發に相成候ては、天下の爲、御深慮之叡慮にも相當不仕

藩論不合

老成者の意見として、一應尤であらう。然も藩論はとても斯る生温る意見には、合致しなかつた。されば同二十四日、水戸慶篤は、關老に向て、勅諭奉戴の件に付、申し送りたるに、

御紙面拜見仕候。秋冷之節御座候へ共、愈御勇健奉二珍賀一候。然は今般京都より被迎進一候儀に付、御配慮被爲在候趣、御旨意御尤奉存候。下總守京地罷出候御程合當時御中陰に付、傳奏衆迄申遣置候條、間及返答申參次第上京之上、御返答申上候儀に御座候。紀尾御兩家へも、宜御傳口御座候ても不苦存候。此段御答迄奉申上候以上。

關老挨拶



八月廿四日

慶篤東手  
成すなし

此の如く問部上京の後を待つて、御返答申上げんと、極めて不得要領の返事をなし、慶篤をして如何とも手を著くる能はざらしめた。且又慶篤其人も、果して遮二無二幕府と正面衝突をしてまでも、之を諸大名に傳達するの決心ありたる乎、否乎。

太田備後守  
問部下總守

太田問部  
慶篤訪問

二十日に直弼は病を推し登城し、閣老を集めて、披き評定（廣間の四周を披らき、秘事の漏るゝを防ぐ）をなし「將軍薨去に付、地穢の恐れあり、問部上京延引の處、委細は近日問部上京の上、奏聞する」旨を奉答し、水戸へ下賜せられたる勅諭は、姑らく之を傳達せざることに決し、太田と、問部とは、當日小石川邸に來りて、慶篤に調を求めた。奥祐筆頭取新家忠右衛門と、小瀬某とは、慶篤の命にて、次の間の唐紙の外にて、聽てゐた。……兩老よりは

太田の慶  
篤壓迫

「何分諸侯へは御見合せ被下度」と願ふと、慶篤は「勅命なれば致方なし」と堂々論ずる。兩老は「御尤」「御尤」と答へてゐたが、何思ひけむ、太田はするゝと慶篤の傍に寄て、何かヒンヒンと嘯き、舊の坐へ著くと、慶篤の聲が静まつて、兩老は間もなく退出した。……太田は中々老練な爺にて、此時「御前がその様に強情を御張りなされると、掃部頭は、御前をも慎隠居にして、讃岐守（高松城主、松平頼胤）に、水戸家御相續を仰せ出さすかも分りませぬぞ」と脅したものと思はるゝ。齊昭は勅諭降下の報を得て、「まこと難有いことであるが、一橋ならば、諸大名へ回達も出來やうが、中納言では、逆も六ヶ敷からう」と申されたとのことであるが、果して慶篤の腰は、太田の一

言で碎けた。（櫻田義舉録）

此れは未だ必らずしも全く信憑するに足るものではないが、姑らく一説として掲げて置く。

要するに當初は左程ではなかつたが、追々と正義派が、中分し、天狗黨と奸黨

水戸黨禍



との對立の中間に、一種の鎮撫派を生じ、三派交も相ひ争うて、水戸の黨禍を  
して、遂ひに收拾す可からざるに至らしめた。

勅諭に對する越前藩の態度

八月十八日夜に入つて礫邸の有志革新之助、原田誠之助竊かに雪江の曹舎に來りて告げらく、去ル  
七日夜京都水府の知邸鶴岡吉右衛門を近衛殿へ被<sub>レ</sub>召呼、如<sub>レ</sub>此御達しありし故、同人悴鶴岡幸吉及  
び兼て差登せ置たる日下部伊三次の兩人之を守護し、昨夜礫邸へ到着せり。依<sub>レ</sub>之今朝より邸議の  
上、明日は表立尊藩へ御廻達に相成べければ、老公首として御擔當、尾老公被<sub>レ</sub>仰合、叡旨御暢達と  
相成候様御周旋有<sub>レ</sub>之様、水老公も御依頼之旨を述べて指出せし近衛殿にて御渡になりし敕書寫左の  
如し。

(勅書寫略)

雪江謹而拜見之上返答に及びしは、先以德川御家御扶援之叡慮及び老寡君迄も御依頼之御趣意無量  
之盛恩には候へども、目今老寡君へ御傳達御坐候とも、決而速に遵奉は仕る間敷と考へられ候なり。  
其子細は、尊藩にては段々の御手續ありて御申下し御同様の御事候へば、御奉勅勿論候得共、弊藩  
に於ては元より宗家たる幕府と共に朝廷尊奉之旨趣本意ニ而、幕府を指置、私に朝旨を奉じ候所存  
は毛頭曾て無<sub>レ</sub>之事ニ而、老寡君當今幕府の嚴諭により閉居謹慎の折柄に候得ば、憤中たりとも、掛

酌なくとの叡旨にても幕府よりの赦免無<sub>レ</sub>之而は擔當周旋など、申儀は、中々以思ひもよらざる事に  
て、表向御廻達に相成候はゞ、其段幕府へ申立候より外、何等之取計方もあるまじく候半歟。方今  
互に有志の心膽を叩き候得ば、無數之感慨も有<sub>レ</sub>之候得共、老寡君素行の義理を推候へば、尊藩へ對  
候而は失望之至候共、弊藩之事情も亦不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止次第たる趣及<sub>レ</sub>談論、兩人も種々及<sub>レ</sub>議論候ひしか  
ど、結局無<sub>レ</sub>是非事由に歸して歸り去れり。翌十九日に至りても何の沙汰もなくして事済たり。

〔昨夢紀事〕



### 第九章 長野義言の活動

#### 【五三】 京都に於ける長野對諸有志

井伊側  
の策

眼を轉じて京都側を見れば、近衛三條一派の意氣込は、頗る荒かつた。それは別言すれば、彼等を取り捲く志士の意氣込が荒かつた爲めだ。井伊側は固より拔目なく、長野義言を上京せしめ、九條家側の島田龍章と、相ひ協戮して、關東の爲めに働いた。然も彼等は志士側に一著を輸けた傾向がある。

長野の活  
動

既記の如く長野義言は、江戸より彦根に至り、七月廿八日出立せんとしたが、大雨洪水にて八月朔日出立、大津に所要ありて滞在、三日早朝京都に著した。此れより晝夜間斷なく、彼は九條家の島田と呼應して、活動した。然も彼は志士の爲めに其の出鼻を挫かれたことがある。それは左の投書一件だ。

長野排除  
の投書

八月五日、徳大寺殿、正親町三條殿、橋本殿、八條殿、三條殿之五家え之投

書、三條殿へは、七日投込。

謹て奉申上候。抑井伊掃部頭家來長野義言と申者、七月下旬江戸出立、此頃御當地著致し候。其子細近日間部下總守上京に付、第一九條殿下を取繕ひ、其外處々へ取入り、程克く相計候様、下總守親敷相頼み候に付、上京致し候。義分明に御座候。

長野罪惡

此れは長野が今回上京の目的を指摘したるもの。同人等當春以來都て三度出京致し、島田左近と相計り、外夷と條約調印之事杯は、内勅之旨を以て押張り、所存申立候有志大名の建言は不取用、且一橋君を拒み、幼年之君を西城に取極、尾水二家並に越前を壓倒し候事共は、紀臣水野士佐守と相計り候次第、皆義言が所爲に有之。此れは義言是迄の罪惡に就て指摘したるもの。此度も左近を以て、上を繕はせ、更に久我卿、中山卿を始、其外處々へ取入り、密計を可レ施、結構有之趣に候へば、御油斷難ニ相成奉存候。



長野の邪

以上は長野が今後の運動に付て、其の向ふ所を指摘したるもの、所謂先んずれば人を制するものであらう。

右義言なる者は、邪智の小人、専ら阿諛佞辯を以、近來掃部頭の寵遇を得て、出頭致、種々謀計を廻らせ、遂に關東之所置及ニ達勅一候様之基を開き、恐れ多くも叡慮奉レ惱候次第、言語道斷、實に神州一之大逆、此上有へからざる者に候。

此れは長野の罪惡を彈糾したるもの、「神州一の大逆」と云へば、これ以上の手緊しき言葉はあるまい。

右此件々當時在江戸同志之者より密使指登し、左近より義言へ差越候密書、殿下御直書被レ進との語も有之、是は義言が謀計にて偽作致候哉も難レ計候へ共、何分不ニ容易一事共に候故、御當地に於て、有志之面々奉ニ言上候。御賢考之上、早々御配慮被レ爲レ在度奉レ冀候。頓首誠惶謹言。

安政五年八月

大日本國有志中

謹上再拜

長野惡評

此の如く、有志の面々は長野が著京刻下、其の運動せんとする先へ廻りて、一撃を與へたれば、長野に取りては、少からざる當惑であつた様だ。尙ほ此の投書以外にも、義言の惡評は甚しかつたものと見え、彼が八月五日附にて、京都より在江戸の宇津木六之丞へ當てたる書簡中にも、

此節御大切之一條を申立にて、御家を惡方におとし候手段、方々へ手を廻し、其中にて、京地聖人者流之内、御家之内間をよく存候者共より、種々の惡說申觸し、其使は拙者を目當にて、右様之者は、聖人之道を知らず、重役の意を背き、主人を非道に引入候て、國家の害をなし、既に重役よりも、國害之沙汰有レ之事にて候へば、此以後京地へ登り候はゞ、見付次第たゞさこそし候はんと申事、證書を以申上候様相成居候間、先當分他出不レ致との御沙汰に付（此れば九條關白から長野への沙汰）夫は拙者を鼠の子と申遣にては

長野の恐



無御座候哉、人間は左様に手易くたゝきころさるゝものにて無御座候と申上候へども、併右様迄御配慮被下置候處、さからひ候ては不便宜候まゝ、當分參殿不仕、龍章(島田左近)を以被仰越、尙又火急之事は、御直書にて可被仰越、拙者よりも上書不苦との御沙汰に御座候。右は兎もあれ、かの聖人者流之輩、彌御大事之邪魔いたし候はゞ、無據町奉行所之御沙汰にも可致心得に御座候。併可成丈は穩當に爲濟度心得に御座候。

とあれば、彼の身邊は、決して容易ではなかつたことが判知る。

【五四】 長野義言の京狀報告 (一)

長野間部

長野義言は、京都に於て運動すると同時に、江戸へ向け、一刻も速かに間部に

に上京を促す

上京の必須なるを申し送つた。乃ち八月五日附、宇津木當の書翰にも、

一 間部侯御上京之事、少しにても早き方可然、無左ては又候如何成大事出、來も難計、水尾之内使、十分に手を入、攝まはし居候との御沙汰(九條關白からの)に付、右は若御中陰にても相成候はゞ、御忌明迄は御出立延引も難計と申上候處、左候はゞ、京著即日淨服相成候様之日數にて、一日も早々上京候様との御沙汰也。尤若州(酒井忠義)上京之上、伺候には及下申、取調候事も有之候間、道中は忌中にて不苦と被仰候。此義早々申上可被下候。

とある。されば義言のみか、九條關白にも、間部の上京を、ひた待に待つたものと思はるゝ。

長野の見  
たる京狀

尙ほ八月十八日附長野義言から宇津木迄の書翰には、彼等の立場から見たる京都の事情が、詳細に報道せられてゐる。  
以飛札申上候。御所内惑亂一向鎮り兼候は、中にも左府(近衛忠熙)右府



(鷹司輔照)三條前内府(實萬)德大寺殿(公純)右四人之姦計にて、種々無量之事を申上、殿下(九條關白)御辭職相成候様御企、不容易一折柄、先月廿五日水隱(水戸齊昭)之被申條、御所用無之様との御上書著(參照 一一一五)依之、惡謀露顯、太閤殿(鷹司政通)内覽御免之後、一安心に御座候處、以上は勅詔、下降以前の形勢。

關白無副署の辨

又候右四人之惡計にて、今月七日御參内水府への勅命御治定相成候處、殿下御不承知に付、十分には行届不申候得とも、彌御不承知に候ては、違勅之廉を以御職取上げ候、下巧之事相分り、大體に被成置候處、別紙之通、水府への勅詔は、近衛左大臣殿、鷹司右大臣殿、一條内大臣殿、三條前内大臣殿、二條大納言殿、德大寺大納言殿、鷹司大納言殿の御名を記し被申、此中に關白殿も、議奏衆も御名無之候は、かの御方々水戸への申譯と相見へ申、且右御連名の方々、右様迄、骨折に候へ共、其中に御名不出方方同心無之故、十分には相成不申との御申込に候へ共、實は殿下之御名無

勅詔に對する自家辨責

惡謀者手段の勅詔

之候處は、後日公邊へ出候時、御所用無之ても可然一證にて、御爲方に御座候。

流石に長野の老翁なる、關白の副署なきをもて、此の勅詔は遵奉に及ばずとの申譯を見出した。實に彼は頼んでもたゞは起きない油斷のならぬ漢である。尙又關老方へ被仰進候、添書は、主上御存無之事にて、傳奏衆より殿下へ被伺候、節殿下より其方等之心得にて、ともかくもと計被仰置候由、然ば此度之一條は、別段御心配には不及との御事に御座候。此れは長野が飾辭であらう。彼も態々上京中に、斯る勅詔の突發を見たるは、事實彼としては大なる手拔りと云はねばならぬ。井伊側から云へば、彼の責任問題と稱しても差支ない。されば彼としては此の勅詔一件を、極めて事もなげに云ひなすことは、彼の立場を辯護する爲め、餘儀なき次第であつたであらう。

主上は、御英明にて御座候へども、かの惡謀の方々、種々、手を被盡被申



上候に付、他事は御存無之事故、實以恐入候次第。扱御内問よりは無實之事共に奉驚宸襟候事、恐入候次第共、段々申上候處、彦根は其心得にて可有之、義言も兼て其心得はよく承知なりとの御内勅、難有仕合に奉存候。其次第一二を以申上候は、當月七日かの拙者と左近之事を惡敷申立、五軒へ之投書(參照 五三)を、三條殿御持參にて、御覽に入られ候處、是れはおれが見るべき物にてはなしと、其儘御下げ被遊候次第。

主上長野の運動に當惑

とある。此れは長野が自家辯護の文句にて、固より眉唾ものであらう。主上は決して長野義言の運動を嘉みし給はなかつた。其の證據には八月十四日附、左大臣近衛忠熙への宸翰の中に、  
 昨日申入候書付入ニ于尊覽候事、扱又別紙一包青門(青蓮院宮)え遣候哉と存候得共、餘り嚴文に候哉、一應及御相談候事。是は然し、遣不遣如何様にても宜候事。兎角義言(長野主膳)方々え取込、扱々困入候事。

何卒路絶致度事に候事。  
 とある。乃ち彼れ長野義言の運動には、至尊も御當惑遊ばされたことが此れにて分明だ。

【五五】 長野義言の京狀報告 (二)

長野の朝廷内情報

長野は更らに朝廷の内情に付き、左の如く報告してゐる。  
 又太閤(鷹司政通)内覽御免相成候後○役者(青蓮院宮のこと)參内申上候には、是迄惣て御上より御治定被爲在候事故、當職取上之事も、内實其意味を以て働候處、御裏を搔被遊、却て太閤を被罰候を恨候含被申上候處、主上御即答に、太(太閤鷹司政通)左(左府近衛忠熙)右(右府鷹司輔熙)並其方(青蓮院宮)共より種々之義を申出候に付、其事本實に有之候は、不



容易に義に付、何とかいたさねばならずとは申、聞候得共、オレからは何も申  
聞候事は無し之と被仰候に付、○役者大開口赤面之由。

とある。此れは青蓮院宮から、本来の目的は、九條尙忠に關白を辭せしむるに  
あつたに拘らず、却て鷹司政通に内覽を辭せしむるに到つた始末に付き、主上  
に怨言を申し上げた経緯に付てのことだ。

九條排斥  
運動

一 六月 上旬 太閤殿より主上へ被差上候御直書に、關白と彦根と手を  
引、主上を彦根城内へ押込奉り、祐宮(後の明治天皇)を天位に即奉る謀計  
云々。又ついで左府公(近衛忠熙)右府公(鷹司輔熙)三條前内府(實萬)○役者  
(青蓮院宮)一連の方々同様之御文言にて、關白(九條尙忠)は實に國賊也。早く御  
職を御取上可然旨被申上、右直書、悉く七月廿七日主上御手づから殿下  
(九條尙忠)へ御見せ被遊候由。

主上の兩  
派牽制策

要するに鷹司政通と、九條尙忠との軋轢は、否定する譯には參るまい。而して  
主上は政通の御先代以來三十餘年の老功もて、其の師父振りには聊か憚りたま

はず。さりとて九條尙忠にも、大なる御信賴はなく、何れかと云へば、兩者をし  
て互ひに相ひ牽掣せしむる策を、御取り遊ばされたるものであらう。主上の御  
信賴は、青蓮院宮、近衛忠熙、三條實萬の三人の上に、最も深く厚く、最も多  
く存したるものと思はれた。

一 先日御下げ相成候御直書(此れは井伊直弼から長野への書翰)に、甚敷に至て  
は、將軍宣下も、スラリとは濟間敷敷の旨、御案思被仰下、右御直書、殿  
下(九條關白)へ御覽に入候處、殿下之仰に、先日主上仰に、此後將軍宣下  
之事申來候はゞ、又々やかましく申でアラウが、こまつたものじやとの御沙  
汰に候。今度彦根の(井伊直弼)先見、實に符節を合せたるがごとく御感賞之  
由。右様迄善惡邪正は御辨へ被爲在候へども、何分勝手に調印之一條に至  
ては、御いさごおり甚敷、其處へ付込、種々惡謀之者共より申上候て、  
終に水府へ右様之勅詔を下候場に至り候得共、殿下(九條關白)思召に  
は、下總守(岡部詮勝)上京之節、惡謀之者共、たとひ如何様に相妨候共、

主上勝手  
の調印を  
憤慨



間部上京  
急速を要す

是迄之正邪は蟻の穴をくゞり候ても、明らかに通し被遊度旨、御話之由承り、夫に付ても、此上外國之御所置大切云々御案思召候處へ、十二日、水老(水戸齊昭)御愼方御取締之義被仰出之事、御聞にて、大御安心、是にては、彌日月は未だ地におちずと御悦夫より又候御調向等正しく相成、同夜左府公(近衛忠熙)右府公(鷹司輔熙)三前内府公(三條實萬)徳大寺殿(公純)參内、丑刻(午前二時)御下り、其翌日御局より此度之騷之發頭は、三條殿に候間、油斷いたす間敷と内々御知らせ被下候。

以上は九條關白側よりの觀測を報じたるもの、一概に肯定し難きも、又た一概に否定す可きでなく、參考として尋酌す可き資料だ。

一 此上は間部侯一日も早く御上京被爲在度、尤御上京之上、五六日位して、御忌明と申處、可然奉存候。此義御内勅之義を、相願候へ共、其儀は却而よろしからず、忌中ながら出立にても不苦事は、取調置との御沙汰に御座候。

長野の手  
管

此れは間部上京を取り急ぐこと。

一 若州侯(酒井忠義)も近々御上著可相成、京地にて之御對面は此時節甚不レ宜候間、此度身分伺と申廉にて、廿日、廿一日兩日之内、彦根表へ引取、一日前に極内々桑名迄罷出、御本陣にて、京地之様子且太閤方之惡謀に、御同意無レ之様、内間之事實申上置度。其上京都にて之事は、表向御沙汰に不レ相成候はゞ、出不レ申、左様にして間部侯之時も同様、兩海道之内二三日前之御本陣へ出、内々御相談申上度、此義伺候處、殿下も至極之事と被仰候間、御發駕定、日相分候はゞ、海道筋泊り附共、早々彦根表へ御知せ可レ被下候。

如何にも能く立ち廻りてゐる。此の如くして長野は實に井伊側の代表者たるを辱しめざるもの。

一 京地も旅宿共へ、不縁之旅人長逗留御差留、且御嚴重之御沙汰も内々有レ之、大に安心仕候。兩三日初て安心に物語も内々にては仕候様相

京地の治  
安



成候。先は今日も大取込、何も又候可ニ申上候。以上。  
午八月十八日

長野主膳

宇六之丞様

以上によりて、反對側から見たる京地の模様は分明だ。當時青蓮院宮が、鷹司家に對する御措置に付き、御不服にて、主上から其の御取繕の件に付き、近衛忠熙への御宸翰もあつた程なれば、本書所記の中にも、やゝ一片の眞實は存したものであらう。

### 第十章 江戸幕府の強硬政策

#### 【五六】江戸の對策(一)

井伊間部  
の上京を  
促す

京都の形勢は、刻一刻悪化の様あり、長野義言からの報告に付き、井伊大老も今は心元なく、此上は唯だ速かに間部を上京せしめんとて、之を促がさしめた次第は左記の通りだ。

八月廿三日

一 長野主膳より間部様御上京五六日立候て、御忌解に相成候頃合御考、少しも早く御上京に相成候方、可然との殿下(九條關白)之御内意も御座候に付、左之通、間部様へ被仰遣候。斯く宇津木は、其の日誌に前書して、井伊より間部に與へたる書翰を掲げてゐる。



間部出京を促す狀

然ば長野主膳より、去る十二日出之書狀、昨夕著致し、京地之模様申越候内、去る七日九條殿には、參内無之處、隱謀之徒參内、主上を奉勸、今度之勅説出候趣、個程之大事、關白御承知無之と申儀は、如何にも不輕事に候得共、何分隱謀方勢ひ強く、主上豪邁之御氣質に付込、取計候事に付、殿下(九條關白)直諫被成候はゞ、違勅と唱、御職掌御免に致候工みも有之趣に付、容易に御手出しも難被成、貴兄(間部)之御上京を御待兼之趣、殿下家臣島田左近え内々被遣候御書借受、證據に差越し候間入ニ御覽申候。右御早便差戻し吳候様申越候間、御覽後御戻可被下候。付ては御忌解之頃合御考、御發駕に相成候はゞ御都合可然、左候得ば來月十日過之御發途に付、最早日間も無之事に付、内外御都合も可有御座と奉存候間、不取敢一此段得ニ貴意候。委細は近日拜顔可ニ申上候。

而して更らに、

八月廿四日

再催促

一 去る十五日、同十八日、兩日飛脚長野主膳より書狀著、入ニ御覽。京都え御發駕之儀、此程被ニ仰進一候處、彼地に被ニ仰進一候、事有之に付、御返答來候上に御治定可被成旨、被ニ仰遣一候得とも。少しも早く御上京可然、御忌中に御發駕被成候ても、宜敷段は、殿下(九條關白)御内調被成候旨申來候間、御進め申參候様にと被ニ仰付一候間、參上委細申上候處、左候はゞ、十日前後之處にて、御出立可被成旨、御返答有之、御直に申上る。

京地緊張

此の如く井伊は其の書翰もて間部の上京を催促し、更らに其の公用人宇津木景福を遣はして、重ねて催促した。如何に京地の形勢が緊張しつゝあつたかは此れにて略ぼ察知せらる。而して此の京都の形勢に、如何に關東にて照應したかは、八月廿五日附、宇津木景福より、長野義言への書翰中に、能く之を盡してゐる。今ま試みに其の一項を掲げんに、



一 今度御別紙之通、公卿御參内殿下(九條關白)御承知無レ之、勅命を水戸迄も被下候由、殿下を邪魔に被成候事、是にても分明之由、御尤に奉存候。右宣旨去る十九日に著致候處、間部様御上京之上、委細言上可被成との御請に相成候由、貴地より被仰上候と御同様之御取扱に相成申候。水府え勅諭下り候に付、御老中之内にて御兩人御出候様にとの御書、御城え來り、御愼之御方へ御出被成候義は、如何に候得共、勅諭に付て之御事と有レ之事に付、太田様、間部様御出被成候處、宣旨御取出し拜見致し候様との御沙汰に付、御拜見被成、右は御同様之宣旨、私共へも被下候旨、御答被成候へば、如何御請致候哉との御尋に付、唯今到着仕候義、不容易事柄、殊に御名(井伊)不快にて、此程より登城も不致に付、明日は押ても登城之義申遣、其上評議仕候旨被仰候處、如何にも尤之義、自分(水戸慶篤)にも深く心配致し候。何分にも公邊御爲候敷取計被吳候様にと被仰候御様體、眞に御驚之體に相見へ、更

に御存無レ之御様子之由。右勅諭之御文言是迄之御文格と相違致し、何とも合點不參事に付、御探索被成候處、出處は水老公にて、先日申進候山本貞一郎御使に參り候趣に相聞へ、尙ほ穿鑿中、近々證據も出候様子に相成、陰謀露顯之糸口、實に邪は正に不勝、自業自得と奉存候。此の如く江戸側では、勅諭の出處は、水戸齊昭にありと認定した。此れは固より齊昭に取りては冤罪であり、無實である。齊昭自身には、當時斯る勅諭を申し降し、自ら大芝居を打つ程の氣魄も、山氣も無かつた。彼は激すれば可なり思切りたる言語を吐くが、其の中心は決して大膽不敵の冒險者ではなかつた。況んや當時の彼は既に暮氣衰憊に迫つてゐた。何を苦んで斯る陰謀を企んや。



【五七】江戸の對策(二)

尙ほ宇津木の書翰には、

長野策動  
認可

一 殿下(九條關白)え御家(井伊家)御内通有之由之投書に付、島田氏(左近龍章)差控被仰付候由、御迷惑氣の毒、乍去御忠節故之義、却て美名之基と奉存候。(參照 五三) 諸司代(酒井忠義)御上京之節は、桑名迄御出迎、京地之模様委細被仰上一と先彦根え御引取、間部様御上京之節、御忍びにて、御供可被成との事、可然旨、御沙汰に御座候。

此れにて長野義言が、酒井忠義や、間部詮勝を、途中まで出迎、京狀報告、其上の打合等に關する役目を果たすことに就て、井伊より認可の指令が下つた譯合だ。

井伊派非  
常手段

一 殿下(九條關白)非道之御辭職にも相成候はゞ、直に惡謀之方、宮中出入を留置、殿下を以奸惡之始末言上に相成候はゞ、非道之命令は、出申間敷、

違勅を恐  
る

關東思慮  
京都に通  
ず

其儀御手引れに相成、萬一非道之儀にても、一旦勅命出候上は違勅の唱へに相成候ては、不<sub>レ</sub>容易との御配慮御尤に奉存候。乍去下として攝家並門跡方を押籠候事は、公儀の御失徳を、萬代に流し候義にて、何共奉<sub>レ</sub>恐入候事に付、右邊之處は、成丈け未然に防<sub>レ</sub>申而は、不<sub>レ</sub>相成一義に付、御所司代え萬被<sub>レ</sub>仰上一候様仕度奉存候。彼等も違勅の二字は、餘程恐れられたものと見え、如何なる措置をなしても、此の二字を頭上に被るだけは廻避せんとしたものであらう。而して彼等が萬一の際には、宮中にも乗り込んで随分思ひ切りたる行動を敢てせんとしたる意氣込は、隱約の間に察せらるゝ。

一 關東思慮之處、漸く主上え通、御書付指上被<sub>レ</sub>成候様にとの御内勅も御座候との事、誠拔群之御働、どうか關東之思召貫通致候様、此上御丹精被<sub>レ</sub>成候様、可<sub>レ</sub>申進旨、御意に御座候。此れは長野が九條關白を透しての運動の結果であらうが、然も果してさる内勅



力謀派分

の出で來つた乎、否乎。それは浮かとは信用されない。

一 去十五日(安政五年八月)御書付、昨廿四日著致し、近衛殿初、鷹(司)三(條)德(大寺)四人十二日御參内、御下りは丑の刻(午前二時)に相成候由、其子細は水府え之勅命、殿下(九條關白)御不承知に付、存分には難レ被ニ仰出に付、又御工夫之由、何分隱謀方勢ひ強く、折々主上をも奉レ驚候處より、殿下御趣意難レ立康多く、右之口より御聞被レ成候へば、間部侯御上京被レ成候はゞ、堀田侯同様にいたし度、御含有レ之由、隱謀之間者は、却て間部家より之隱密と申居候由、飽まで隱謀方、手を盡し候事とあきされ候。

以上は近衛、三條一派の運動に付てのこと、朝廷では多勢に無勢、九條關白は、孤立の姿であつた。されば間部の上京も、結局堀田の二の舞たる可きは、關東に於ても覺悟の前にて、其の對策には關東にても、餘程考慮を廻らしたものであらう。

關白孤立

井伊の功績

一 御攝家にて、公儀之御猶子は二條殿計にて、昔より國家惑亂之節は、

投書取上は惑亂

官民御治め相成候例も有レ之候に付、方今關東より台命を被レ下候はゞ、急度御取治可レ被レ成、尙又先日來とは、事皆御名(井伊直弼)之御功績、水老(水戸齊昭)之思召、違等之義、委細御承知相成候趣、就中條約之義、御心配之上、詰り調印之事に相成候得共、却て後手之幸ひに可ニ相成一樣之御所置、天朝へ申上、右にて御安心相成候はゞ、重疊之事、其上にも宮家にて御良策有レ之候はゞ、夫に隨ひ可レ申、是非に不レ拘、異國之事、水府之御所置無レ之ては思召に不レ叶と申事に候はゞ、致方無レ之間、關東にては、手束候て、御所置を御覽可レ被レ成思召にても候半敷。天朝を思ひ、政事被レ爲レ執候事を、神州一之大逆と申、唱へ候人々を、正道と思召、右様之投書を、御取用に、省中之御惑亂、言語に絶し候次第、神國之道を不レ知者は格別、我徒に

おゐては有レ之間敷候。

書中如何にも尤らしき文句あるも、之を精讀すれば、關東の鋒鉞が漸く現はれ來らんとする氣勢が現はれてゐる。



投書御覽  
なし

七日以後朝廷之御模様、種々に相成候得共、終勅命下候次第、委細被仰下、扱々隠謀方根強き事に御座候。主上には御合點參り、彦根は其心得にて可有之とは兼て御承知との御内勅も御座候との御義、彼投書三條殿御持參被入ニ御覽一候處、見るべき物には無之の迎御下げ、○役(青蓮院宮)は、殿下之御辭職無之義を御怨之處、ヲレカラは何も申聞候事無之と被仰、○役は大閉口赤面との事、氣味能事、全く貴兄之御丹精と深く大慶致候下略

八月廿五日

宇津木 六之丞

長野主膳様

關東政策

要するに關東の政策は、間部を上京せしめて、大々の打撃を所謂の隠謀家に加へんとするにあつたことは、此れにて略ぼ推察が出来る。而して此れは主として長野から申送りたる結果にして、云はゞ同人の入知恵であらう。

【五八】幕府朝廷及び水戸

幕府の畫策

江戸に於ては、一面水戸を壓迫して、其の京都から下賜せられたる勅諭を、諸大名に傳達せしむるを沮止し、更らに一步を進めて、より多く水戸の内政に干渉を加へ、一切を擧げて、幕府の監督の下に措かんとし、他面京都に向ては、それ／＼申告する所あつた。乃ち八月廿九日、井伊直弼は、頗る長文の案文を提出したが、遂に間部の提出した案文を採用して、之を京都に發送した。井伊の案文は嘗に長文ばかりでなく、其の文句も聊か京都に對して抗議の口吻を漏らし、やゝ強氣であつたが、それは其儘葬らるゝことゝなつた。宇津木の「公用方秘録」に曰く、

八月廿九日

案文發送

一 今日御持出に相成候下書左之通(略す)。右御持出に相成候處、間部侯左之通御持出に相成、御同人様御上京にて、此度之義御取計被成候事



に付、被<sub>レ</sub>任<sub>ニ</sub>其意、今日宿繼を以、被<sub>ニ</sub>差立<sub>一</sub>候由。

とある。而して其の文は、

間部上奏  
本文

秋冷之節御座候へども、彌御安體珍重存候。然ば今度水戸中納言殿え、備後守(太田資始)下總守(間部詮勝)御逢、御相談被<sub>レ</sub>成度趣被<sub>ニ</sub>申越<sub>一</sub>候に付、兩入罷出候處、(參照 四七) 八月八日其御地に於て、中納言殿へ被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候御書面、御別紙、三卿、家門之衆以上、隱居に至る迄、列藩一同にも御趣意被<sub>ニ</sub>相心得<sub>一</sub>候様、向々傳達可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之旨、被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候に付而は、如何可<sub>レ</sub>致哉、御尋に付、三家三卿之向えは、御通達可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成段申上置候處、又候列藩一同へも御通達可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成旨御申開候へども、(參照 四九) 先達て列藩之者共、再應之趣意書差出候に付ては、委細之譯柄、言上可<sub>レ</sub>仕、爲<sub>ニ</sub>御使<sub>一</sub>下總守上京被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候義に付、七月九日御暇も被<sub>レ</sub>下、其後早々發足可<sub>レ</sub>仕處、御先代様御不例、引續蕨御も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成候間、自然御使之義も延引及候處より、今般被<sub>ニ</sub>仰進<sub>一</sub>候義と恐察仕候間、於<sub>ニ</sub>關東<sub>一</sub>無<sub>ニ</sub>御據<sub>一</sub>御差問之御模

様柄も有<sub>レ</sub>之、旁以右等中納言殿より御達に不<sub>レ</sub>及、御心配之義は、下總守上京之上可<sub>ニ</sub>申上<sub>一</sub>段、其等之義爲<sub>ニ</sub>御任<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>進候様申上置候。右之段御程能御含、御執成之程御頼申入候、以上。

八月廿九日

間部下總守

廣橋御兩卿宛  
萬里小路

而して尙ほ左の如く記してある。

勅説不傳  
達決定

一 今日御退出より太田様、間部様、水戸様え御出、今夕勅説列藩え御達に不<sub>レ</sub>及旨御申上被<sub>レ</sub>成候由。

此れにて水戸の勅説に關する手は、全く幕府の爲めに封せられたることゝなつた。

尙ほ水戸側の記事によれば、八月廿七日、慶篤から勅説を、列藩に傳達せん



幕府の傳  
達斷り狀

との儀に付き、幕閣に催告したるに、  
 尊書拜見 仕 候、如高諭一秋冷相成 候處、先々御勇健被成御座一奉  
 恐悦一候、今般京都被仰出候御儀に付、御相談被仰越一候趣承知  
 仕 候、右は京都より國持大名其外存 寄再應御尋之趣、未達二天聽  
 候に付、尙又此度御沙汰も御座候へ共、右等の邊、下總守 上京の上申  
 上 候旨儀は、兼て御先代様被仰含一候御旨意も御座候事故、今般の御沙  
 汰は、別段其外國持えは不ニ申達、右に付ては別段御配慮被成 候御儀に及  
 申間敷哉に奉 存 候、右御請奉ニ申上候以上。  
 八月廿七日

幕閣再止  
傳達止

而して二十八日慶篤は又た太田、問部の兩人を招き、勅諭傳達の事を談判し  
 たが、兩人は強辯之を拒み、明日更らに答辯す可しと告げ、且つ勅書の由りて  
 太田 備後守  
 問部 下總守

慶篤を歴  
迫す

出でたる所以のもの、幾んど疑ふ可しとの意を陳べ、暗に諷刺し去つたとある。  
 「水戸藩史料」而して翌廿九日、前掲の問部より京都武傳への書翰となり、更らに、  
 是の日夕時、閣老太田資始、問部詮勝來りて慶篤に告げて曰く、勅書傳達の事  
 は、幕府の允さざる所なり。朝廷に對する事は、總べて詮勝に委託して可な  
 りと。慶篤其の失體を論じ、直に列藩に傳達すべしと對へしに、資始等百方  
 之を抑へ、幕命に背くは實に容易ならずとの意を告げ、且つ婉詞異語を以て、  
 暗に齊昭を疑ふの意を陳辯し去れり。(水戸藩史料)  
 とある。されば前掲太田が慶篤の傍に近寄り、餘り強情を申さるなら、掃部  
 頭は、御身を隠居せしめて、高松に跡目を相續せしむるかも知れないと云うた  
 のは、「參照 五二」若し果して斯る言を云うたとすれば、此の場合であつたかも  
 知れなう。



【五九】幕府の干渉、水戸人士の激昂

幕閣の猜定

江戸側では勅諭の水戸へ下賜せられたるをもて、水戸齊昭陰謀の致すところと猜定し、京都の此の氣勢を挫く第一著手は、水戸を壓迫するにありと認め、愈よ其の干渉を水戸に加へ來つた。當時水戸藩の政治は、所謂兩田——戸田、藤田——の流れを酌む人々の手にあつた。此に於て幕府は先づ彼等を一掃せしめた。乃ち八月晦日(安政五年)左の命令を發した。

正義派壓迫

中納言殿御爲筋不ニ相成儀にも相聞候間、隱居被ニ仰付一候。  
水戸殿家老

- 岡田信濃守
- 大場彌右衛門
- 武田修理

恭順派探登

中納言殿御爲筋不ニ相成儀にも相聞候間、表家老被ニ仰付一候。  
而して代ふるに幕府恭順側と見做されたる左の兩人を以てした。

今般御用筋有之候間、早々出府候様被ニ仰出一候。  
鈴木石見守  
太田丹波守

水戸家取締停止

是迄隱居慎に候處、御免被ニ仰出一候。  
右之通御取計被レ成候様、被ニ仰出一候間、中納言殿へ可レ被ニ申上一候。  
而して紀州、尾張の兩家老、水野、竹腰には、左の如く申達した。

- 水野土佐守
- 竹腰兵部少輔



先達て水戸家御取締之儀被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候處、先御見合被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候。此れは彼等兩人を水戸取締に任じ、その爲め水戸の反感を挑發したるの不得策であつたことに氣付き、之を罷めたものであらう。

松平讃岐守  
松平大學頭  
松平播磨守

中納言殿御用筋、御直談之節は、可<sub>レ</sub>罷出<sub>一</sub>候。御取締之儀に付、此後繁々罷出不<sub>レ</sub>苦候事。別紙之通被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候間、此段可<sub>レ</sub>申上<sub>一</sub>候事。

八月晦日(安政五年)

慶篤の藩  
内人心鎮撫

斯る干渉に付ては、水戸慶篤は、藩内の人心が、動搖し、激昂の餘、如何なる事を生ぜんかと心配し、目付朝倉清七(元長)、今井金衛門(惟直)を水戸に遣はし、人心の鎮撫に従事せしめ、且つ手書を、在國の家老白井織部(久風)與津藏人(良能)

内諭本文

の兩人に與へ、内諭する所あつた。

今日御城へ誠左衛門(太田資忠)呼出にて、備後守(太田資始)より、信濃守(岡田)彌右衛門(大場)修理(武田)三人、我等爲筋に不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>儀有<sub>レ</sub>之に付、隠居被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、帶刀(安島)豊後(尾崎)兩人も同斷に付、表家老被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候旨、公邊より御書付相渡候。如何之罪狀に有<sub>レ</sub>之哉、閣老へ問返し候上、再應にも御免可<sub>レ</sub>申上<sub>一</sub>候條、其元より上<sub>一</sub>候もの有<sub>レ</sub>之候ては、勿論公邊へ對、不<sub>レ</sub>相濟<sub>一</sub>候間、如才は有<sub>レ</sub>之間敷候得共、鎮撫方之儀、夫々申聞候様可<sub>レ</sub>致候事。

八月晦日

花押

織部  
藏人

尙ほ慶篤は九月朔日、用人中村良忠、桑原信毅を、同日執政太田資忠及び奥



水戸藩士  
激昂

藩士總  
て出府

右筆頭取高橋愛諸等を遣し、専ら藩地人心の鎮撫と、輕舉妄動を戒しめた。然も水戸に於ては、七月五日、齊昭父子に對する幕府の嚴命と同時に、激昂憤起の徒少からず。七月廿八日、三支藩をして、齊昭の幽居する駒込邸を守らしめ、又た齊昭を他藩に預けんとの説あるや、更らに其の激昂の勢を高め、今にも爆發せんとしたが、漸く之を鎮撫して事無からしめた。然るに八月十七日勅諭を拜受し、八月下旬に至りて、幕府がその傳達を沮止するの報達するや、士民期せずして江戸を指して推し上らんとするもの相ひ接するに至つた。此に於て在水戸の有司、參政杉浦羔二郎(政安)、側用人久木直次郎(久教)、目付伊藤孫兵衛(忠能)、郡奉行金子孫二郎(教孝)等は、九月二日夕時水戸を發し、沿道各所に士民を鎮諭し、小金驛にて之を抑留し、同日夜江戸邸に詣りて、其の情狀を上申した。然も大勢の趨く所、容易に慶篤の力にても將た有司の力にても、之を鎮撫し克はざるものあるに至つた。

【六〇】 對京都の政策

井伊の間  
部訓示

井伊大老は、一方江戸に於ては、水戸に壓迫を加ふると同時、他方京都に於ては、愈よ高壓政策を取る可く、將さに出發せんとする間部詮勝に向て訓示する所あつた。

九月朔日

- 一 御野袴地五端
  - 一 八丈縞五端
  - 一 御樽代五百疋
- 間部下總守様明後三日京都へ御發駕に付、爲ニ御餞別ニ被レ進。六之丞(宇津木)御使者相勤、御逢有レ之、主膳方え之御用向、並太田様えも罷出候様との御沙汰に付、備後守えも罷出る。間部様え六之丞差上候書付



宇津木京  
狀を間部  
に告ぐ

昨日(八月)飛脚著、長野主膳より申越候は、隠謀方危急に迫り、種々奸計を廻らし、手先多分有之、八月廿一日宵暗に、關白殿(九條尚忠)御内玄關え侍二人上下を著用し、四つ目之小丸灯燈を燈し、案内を乞、大封書を投出し、逸足を出し逃去候由、兎角殿下を落し可申と必術と相働候者之内に、梅田源二郎、安藤石見介、入江伊織、梁川星巖、奥村春平と申者共、相働居候趣に付、御上洛之上、品に寄、御召捕に相成不申ては治り申間敷哉。いづれ主膳事、上方近き御旅館へ罷出、委細言上仕候趣候。此段乍レ恐奉ニ申上候。

九月朔日

宇津木 六之丞

宇津木間  
部宛狀

所謂「品に寄、御召捕に相成不申ては治り申間敷哉」の一句に、全政策が盡きてゐる。江戸幕閣では愈よ京都に向て、鐵拳を揮ふ覺悟を定めたのだ。而して井伊大老は、更らに其の公用人宇津木をして、左の如き一書を、在京の

長野に致さしめた。

九月二日

井伊家の  
間部親

一 木曾路宿繼飛脚を以、主膳方え左之通申越。  
以ニ書付一得ニ御意候。然ば昨夜間部様え罷出候處、御逢有之候付、貴兄には定て垂井宿迄御出迎可被成候。尤忍びて參上仕候事に付、御家來之内、誰殿に尋參候様可仕哉と相伺候處、中村勘次と申者え御申合置被成候間、右え御尋御出候様、尤本名にては不宜に付、小川大介と御改名御出候様御通じ申候様に、御事に御座候。恐多き事に候得共、一體御輕卒之御氣質歟と被伺候に付、御心得迄に申上置候。殿下(九條關白)を御目當、貴兄を頼と被成居候より外無之由に付、何分にも御丹精、御吉左右奉待候。  
其の間部を評して、「一體御輕卒之御氣質歟と被伺候に付、御心得迄に申上置候」との一節の如き、如何に井伊君臣が、間部を評価したるかを知らる可きで



あらう。されば井伊は間部を、打手の大將として、上京せしむるに就ては、長野を其の指導者とし、其の監視者とし、所謂目付役のつもりにて任せたりのであらう。

一 水府之義、種々風説御座候に付、尙又別紙之通被仰出候。(参照 五九) 京地之惡黨共勢を挫き候御一助にも可相成哉と奉存候右得貴意一度如レ此御座候以上。

九月二日

宇津木 六之丞

長野主膳様

井伊派根本動機

乃ち「京地之惡黨共勢を挫き候御一助にも可相成哉と奉存候」の一節もて、井伊派の根本政策の動機の存する所を知る可きであらう。彼等は所謂震源地が水戸であることを猜し、先づ其源を塞ぎ、而して其末を掃除せんとしたるものだ。此れも井伊の立場から見れば、必らずしも合點の行かぬ事であらう。

はない。銘々の立場如何によりて、物は如何様にも見様が有り、又た如何様にも仕様が有る。但だ問題は、それが果して大局に取りて、得策乎、不得策乎、合理的乎、非合理的乎の如何に存する。

井伊の水戸壓迫の心事

一橋將軍果たるの結

一橋殿にして儲君に立たねば、老公は自から大御所の如き地位を占め、公然大政に干渉して、細大の政治皆其意の如くに行ひ、水戸の幕府と爲すに至らざれば止まざるや知るべきなり。然らば則ち、今日の禍根は實に水戸に在るを以て、京囚を訊鞠して以て老公に及ぼし、殿に入説横議の罪を斷じ、公卿と雖も、親藩と雖も、敢て毫も假借する所なくば、天下悚然として戰慄し、復た京都に入説する諸藩なきに至るべし。諸藩の入説にして其途を杜絶せば、京都は孤立の朝廷となりて、幕府の思ふ儘に左右せらるゝ事を得べきなり。されば、今日此獄を斷ずるは、幕府の爲に禍根を除き去るの大擧なれば、忍び難きをも忍び、行ひ難きも行はざるべからず。苟も此際臨みて、優柔不斷に陥る事ありては、幕府の廢滅は踵を回らさずして到るの恐あり。且つや薩土等の如き外様大名は幕府に舊怨もあるべく、又はさしたる恩誼も思はざるべければ、京都へ入説して幕府に抗するの陰謀を懐くこと、或は其理ありとも言ふべきが、水戸に至りては、御三家の其一にして、宗家の



幕府と存亡を俱にすべきの懿親に非ずや、外様諸大名に於て斯る陰謀ありと知らば、幕府を助けて其撲滅に盡力すべき本分にてありながら、老公却て陰謀の首領たるは、憎みても猶餘あり。掃部頭豈これを黙々看過すべけんや。唯々直進斷行の決あるのみと。斯の如くに妄信して、扱は京囚の獄を嚴罰すべきの令を下したるなり。井伊大老が幕閣に於て宣言せる無意と云ひ、諸公卿大名等に送りたる書翰と云ひ、著々此心事を明瞭するに足れるもの妙しとせざるなり。〔幕末政治家〕

〔六一〕江戸側の意氣込

字津木は又た前書〔參照 六〇〕と同時に、別に一書を長野に與へてゐる。それは専ら長野の來書に答へたるものであるが、其中には江戸側の京都に對する意向を知るに足るものが少くない。

隱謀方違  
捕意見

一 島田氏(島田左近)より貴兄え之紙面拜見。扱々隱謀方根強く、殿下(九條關白)

手筈迅速  
を尊ぶ

御配慮奉ニ恐入一候。島田之心配察入候事に御坐候。梅田初隱謀方に而手強く相働候五人之者共は、品に寄御召捕に相成不申ては治り申間敷、いづれ上方近き御旅館え貴兄御出迎ひ、委細は御申上被成候旨、間部様え申上置候。御同人様火急に御上京に付ては、隱謀方手筈相違致し可申、御上京之上は迅速に御取計、兼て御見込之通り、殿下より直に被達叡聞一速に御崎濟に相成候様、御丹精可被下候。併餘り据え膳之様相成候ては、間部様御氣受如何に付、隨分下總守様御手柄に相成候様御心得、御取計被成候様にとの御沙汰に御座候。

所司代腰

一 此度若州様(所司代酒井忠義)御上著にて、彼梅田を召捕之上にても、彌惡



折れざるを要す

萬事間部上京を待

長野太閤の計を發

謀方強く殿下の一大事にも可相成一時は、時宜に寄、彼投書に付(参照 五三)御疑として、表向貴兄京都へ被二召出、御吟味之筋に相成候様可致哉も難計、其期に至り、太閤方(興司政通)之惡謀は、御取押へ可被成、其節御所司代(酒井忠義)腰を折不被成様、兼て御心得之一書、御下げ之義御尤に奉存候。乍去間部侯急發と相成候に付ては右様之御計策被成居候ては、御手後に可相成に付、御下げ之義は不奉願候。程なく間部侯へ御逢之節、何角之義被二仰上、御取計可然と奉存候。

此れにて見れば梅田雲濱の身上も、既に其の運命が定つてゐることが判知る。而して此際に於ける曲折の計策に就ては、萬事間部上京の後に譲ることとした。惟ふに井伊も所司代酒井忠義には餘りに多きを望まなかつたものと思はる。而して上記は八月廿四日附長野より宇津木へ。

一 此度若州侯御上著にて、かの梅田を被爲レ捕候上にて、彌惡謀方強く、殿下の一大事にも可及相成候時は、時宜により、かの投書に付、御疑

梅田捕縛の計

として表向捕者を京都へ被二召出(當時長野は彦根に在つた)御吟味之筋に相成候様可仕も難計、其期に至り、拙者白狀候は、恐らくは太閤方の惡謀は、取押へ可申心得に御座候。其節諸司代腰を折不被成様、兼て御心得之一書、拙者へ迄、御下しおかれ候様仕度。

との書翰の一節に答へたるものだ。此れは長野が萬一の際には、法廷に於て、太閤方の隱謀を發かんと決心から、斯く申送りたることが判知る。

尙ほ梅田捕縛の一件は、長野が當初から、尤も熱心したる一にして、此れに就ては、其の以前から屢は江戸へ文通してゐる。例せば八月廿一日附、大津から井伊へ與へたる書にも、

一 西町奉行小笠原(長門守長常)へ頼候探索之事、實は人之上、彼是申は不好儀に付、本書にも不奉申上候へども、手ぬるく候て、埒明不申候故之事には候へども、是又小笠原之存分にも參かね、尤成處も可有之と奉存候。梅田源二郎事は、若州に慥成手が、有り之候上は、外にて



梅田捕縛の必要

探索も無用と存、強而は不申置候  
 とあり、又た同日同所より、宇津木への書翰中にも、  
 先日も申上候梅田源二郎と申儒者、もと若州藩にて、五ヶ年前御暇に相  
 成候者、小濱藩へ之手紙に、今度諸司代にて、御上京に相成候へども、  
 御大老は謀反人にて、かの手先に被仕候義言と者邪智之大逆と、殿下へ  
 取入云々、何分太閤殿へ取入不申ては不相成との文言にて、小濱家中大心  
 配……(参照 四二) 然れば此梅田と申者を、早々若州へ御召捕に相成候様に、  
 手段肝要かと奉存候  
 とある。今や一切の問題は、問部の上京と共に解決せしめんとは、實に江戸  
 側の意氣込だ。

### 第十一章 九條關白の辭職問題

#### 〔六二〕 九條關白に關する糾彈

朝廷の大變

讀て京都方面を見れば、其の雲行は決して穩ではなかつた。幕府は八月八  
 日もて、將軍家定の薨去を報じ、(其實七月四日) 八月十六日京都に達し、二十一  
 日に舊例の如く、贈位、諡號等を賜うた。即ち内大臣正二位であつた家定に、  
 太政大臣正一位を贈り、號を溫恭院と賜うた。此れは通常の事として、九月二  
 日に至りて、朝廷には大なる變動が出來した。そは内勅もて、九條關白に對し、  
 辭職を諭さしめたることだ。今ま其の由來を釋れば、内大臣一條忠香の日記に、  
 左の如くある。

關白の處置不審

八月晦日……二條家へ參る。豫右府(鷹司輔照) 三條前内府(實萬) 參上居、中  
 山大納言(忠能) も同様……夫より左府(近衛忠熙) 被參、後寢殿に於て、昨日禁



中御前へ、左府、徳(徳大寺公純)中(中山忠能)被<sub>レ</sub>召、御沙汰之事有<sub>レ</sub>之、極密ながら、今度墨夷一件に付ては、關白(九條尙忠)之所置、見込之邊、數々御不審之儀、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候一个條は、去六月廿八日、關東へ三家大老之内被<sub>レ</sub>召候儀、八月五日に、關東より兩傳奏へ、返答申來候處、(案するに八月五日とあるは、七月廿五日に到來せる、間部詮勝の書狀ならむ)其儘に差置、殿下(九條關白)にて、必々御披露無<sub>レ</sub>之様にと、兩傳へ申入被<sub>レ</sub>置候様子、九條家諸大夫宇郷(宇郷玄蕃)取次候てか、内々右大將(議奏久我建通)へ申入候處、何か關東より密事書狀來候と、建通卿より言上有<sub>レ</sub>之事、左府(近衛忠熙)以下は、一向不<sub>レ</sub>存事故、去七日に一評議致、早々關東へ被<sub>レ</sub>仰遣候と申次第に相成候、其節實は个様と申事呈露に被<sub>レ</sub>申上候は、宜候に、被<sub>レ</sub>隱候段、甚以上を輕卒に被<sub>レ</sub>存候次第也。

以上にて九條關白が、江戸よりの返答書を、故らに隱匿して、主上を始め奉り、左大臣近衛忠熙其他に知らしめなかつたことが判知る。

關白の江戸返書披露停止

仍殿下へ(主上より)御咄有<sub>レ</sub>之處、左様なる事、一切不<sub>レ</sub>存と被<sub>レ</sub>申、夫より兩傳を陽明家へ被<sub>レ</sub>召、御糺之處、實々之處は、言上は内々に候得共、殿下より披露之儀は、決而決而無<sub>レ</sub>之様にと被<sub>レ</sub>留候間、先其意に隨候と申……乃ち主上から其事を九條關白に御質しあるに、九條關白は知らずと答ふ。よつて更らに近衛邸に萬里小路、廣橋の兩傳奏を召喚、糾問したるに、其事あり、然も關白の命にて披露を停止せられたと答ふ。

また隠匿

當月(八月)廿七日に拜見致候、老中返答も、是も被<sub>レ</sub>隱候處、左府公より色々と被<sub>レ</sub>申出候と申次第。

不審數々

此處にも亦た隱匿の事實があつた。且又八日に勅命之趣、早々關東へ被<sub>レ</sub>遣候時に、別段に添書被<sub>レ</sub>致、無<sub>レ</sub>據御次第と申事(參照 四〇)被<sub>レ</sub>書付、武傳兩人被<sub>レ</sub>出候邊も、何等之事にて無<sub>レ</sub>據次第ぞ、是も御不審。右勅書今日予(一條忠香)三條(實萬)二條(齊敬)等内々拜見、實に御尤千萬恐々入候事也。夫故に今日於<sub>二</sub>陽明家(近衛)左右



兩公(近衛、鷹司)武傳兩卿(萬里小路、廣橋)を被三相招、譯柄を篤と御糺有之候次第、甚入組六ヶ敷次第云々。

以上によりて、九條關白が、或は關東東よりの消息を、故らに隠匿し、或は勅諭に添紙して、其の意義を緩和するなど、種々中間に在りて、細工を施したる事が暴露した。聰明なる至尊が、いかで之を看過し玉ふ可き。此に於て左大臣近衛忠熙等をして、其の事實を審問あらせられ、更らに其の事實に據り、九條關白の進退に就て、それ〴〵諸臣に向て、評議せしめ玉うたものであらう。されど此れは若し口實と云ふ能はずんば、少くとも一時の動機にて、九條關白進退の一件は、別に理由があつたに相違あるまい。それは九條關白の立場は、到底當時の京都に於ける輿論とは、相ひ容るゝものでなかつたからだ。九條關白は、善にもあれ、惡にもあれ、京都に於ける井伊の代表者たるの看あつた。而して井伊は當時の朝廷に於て、尤も禁物であつた。此の如くして當時の朝廷に於て、關白の職に安んせんとするは、決して容易の業ではなかつた。

關白進退の別理由

梅田雲濱青蓮院宮に上り九條關白を排斥するの狀

今春江戸役人共上京の節御勅答一度出候て、上は列候より、下は草野之匹夫に至る迄感激勇躍仕候。皇朝の御神威、一朝に海内え光り輝き申候。是に因り、役人共深く畏み深く憤み、東歸仕候。然るに此節勅命に違背し、擅に嗣君を立、剩え外夷え條約通差免し、調印迄仕候事、天下萬民切齒憤歎仕候。又近日表には守護と號し、多人數上京仕候よし。内々は是れ兵勢を以て皇威を折き、威勢を張り候て、公卿其外有志者を脅嚇し、其姦計を成す事現然に候。然るに道路に承之候は、實は朝廷台位之方御内通の御人有之、御直書迄被レ遣候との風聞仕候。彼之者共上京にて台命を奉じ候得ば、如何様の事を仕候共、萬人如何様に心を苦しめ候ても、防ぎ方無し之候。其上朝廷の御密謀も、盡く其手寄りより洩れ候得ば、何事も東方の計策は前手に廻り、朝議は後手に相成申候。定而朝廷には深遠の御思慮可レ被レ爲レ在候得共、萬一東方之志願通に近日成し濟し候は、海内え輝き候皇朝の神威も忽に地に墜ち、千歳を經候共、復び振ふの時節は不可有之、公卿御有志之方と稱し奉り候も、一朝に萬人の嘲りと相成候事、中々哀む可きも愚か也。古人云、豺狼當路、何問狐狸、當節之急務、路に當るの豺狼を御除き被レ成候御密策、肝要と奉レ存候。然りと雖も、此事天上之御獨斷にあり、凡下卑俗ノ輩知る可き處にあらず、是れ只傳聞之説を認候迄に御座候。定明悉懼敬白。(梅田雲濱遺稿並傳所載並河誠三郎氏所藏)



【六三】 九條關白の辭職に關する宸翰

宸翰本文

九條關白に關して、主上の御疑念御不審御糾問の顛末は、既記の通りであるが、尙ほ此事に關しては、左記の宸翰がある。此れは安政五年九月二日、右大臣鷹司輔熙が、内勅を權大納言二條齊敬に傳へ、關白九條尙忠に辭職を諭さしめ給ふたる際のものだ。

以別紙一申入候。抑關白不審之件々も承候上、問部書狀並九日添狀等一件(參照 六二)以二一條亞相一及二尋問一候處、右返答承候趣にては、尤姦計にて無之、唯々輕慮之由。左候へば無罪と申物。關東返答穩和之次第故、格別不都合之儀にも不レ及哉乍、嚴重に申越候へば、忽甚不都合之儀、其節如何可ニ執計一關白所置に候や。其上風説と乍申、大分惡評も追々承、重々甚如何敷存候。既に七月十一日差遣候(御名)書狀にも申入候通、(參照 井伊直弼執政時代 八三一八五)唯今は何も不レ承候

主上不得

間、仲々辭職存念於(御名)無之、乍去有問敷事乍、若不忠不持之所作有之候は、假令當時爲ニ親縁一其(尙忠は天皇女御風子(後に英照皇太后)の父)爲ニ天下國家一彼是申問敷も難測候。何分守ニ於正路一被レ盡ニ忠魂一候へば、被レ對ニ家祖一長久之基、左候へば、辭職杯令ニ沙汰一之無ニ譯合一と申入置候事に候。此れは過去に就て、御戒飭ありしことを繰り返し給うてのこと。然ば其後は、假令ば是迄有ニ心得違一筋合も、即今に被レ改、益守ニ官職一被レ盡ニ忠魂、且萬事に無ニ隔意一事と安心候處、如ニ前文一次第、何共不レ得ニ其意一候。

辭職を強

要するに九條關白たるもの、須らく前過に對する寛大の聖恩に感激し、改悔一新の丹誠を抽でねばならぬに、今更ら前過の上塗りをなすが如きは、何事ぞとの宸慮だ。而して其の斷案として、此儘にては、變夷之一條は格別、萬事に執柄之所置、危存候。各如何被レ存候。半哉乍、盡ニ國忠一御所存なれば辭職之事。



主上の各  
朝臣御沙汰

是れ實に紛ふ可くもなき、九條關白に對する辭職勸告の御沙汰書だ。而して主上には、此の一件に付き、左記の手續を取らせ給うた。一條忠香日記に曰く。

九月二日 左府(近衛忠熙)右府(鷹司輔熙)三條前内府(實萬)二條(齊敬)等、以

議奏一御機嫌伺、御用に付被レ召伺、候旨申入之事、無レ程御前へ被レ召、左

府以下へ、勅書を給之事。(勅書は前掲の宸翰である。)

從ニ尊公(近衛忠熙)一内府(一條忠香)三條二條等へは、傳達熟考、早々御執計可有

之、急度頼存候事。

此の如く主上より近衛、鷹司、一條、三條、二條の諸卿へ、直接に御沙汰あら

せられた。

朝臣御答

右一同へ趣意御尋被レ遊候處、左府(近衛忠熙)始、何れも無レ所意、只々寂慮之被レ安候、御方に御決著相願候處、議奏徳大寺、中山以下も同上、何分思召之通、御決著を被ニ相願候上にて、前文之通之御書付被ニ差出、皆々拜見恐入御治定之事。

二條氏九  
條家に至

此の如く近衛以下の諸卿、一同何れも九條關白辭職の已む可からざる所以を認め、聖旨を奉戴する旨を答申したから、愈よ其の手續きの順序となつた。

右殿下(九條關白)兩傳奏(廣橋、萬里小路)甚以輕忽成取計方、堀田備中守歸府

後、此儘に差置候て宜事哉。左府(近衛)始之見込は如何と被レ仰、勅書

殿下へ被レ遣被レ置候。其勅書も今に其儘宅に置有之候。一個條も甚失錯

也。勅書にてバつと被レ遊被レ置候得共、大分に彼是と不調法筋有之哉、御捨

置も難レ被レ遊候儘、御憐愍之儀、右府(鷹司輔熙)縁家之邊にて、殿下自分より

所勞と稱し、辭退職事へ被レ出候様にと被レ申、二條家縁家之事故(九條尙忠

は、二條治孝の末男)御使に被レ遣、勅書持參之事。

此の如く評定の上、二條齊敬をして、九條尙忠を訪問し、勅書を示して、自

から辭職を願ひ出でしむることとなつた。



【六四】九條關白及兩傳奏の進退

九條關白  
受書

宸翰に對して、九條關白の御受書は、左の通りだ。  
 寔不三存寄、巨細奉蒙仰儀、何共恐御請申上方無之候。乍併春以來  
 亞夷一件より、雜事奉伺候。數條之内、乍恐定て心得違之事共言上多  
 端可有之、實以尙忠愚昧故不願恐、毎々言上執計事、節々御思召には  
 不被爲叶御事と、兼々大心配入居候。併毎迪も御憐愍之御沙汰を蒙  
 り、朝暮畏居候得共、仲々勤仕不及に微力、近頃は追々老衰之上、兎角  
 持病差重り、又時氣之差引にも相感じ、恐入候得共不參勝、是にては御用  
 邊も難二行届、日々困苦致居候處へ、右府(鷹司輔熙)より二條大納言を以  
 何となく御時宜合の邊を以、當職辭退之勘辨、此節可有之様之心添にて在  
 之。右之儀共、彼是心配も不致候ては、表向にも相成様之事柄にては、  
 却て家之面目にも拘候哉。篤と勘考(此間脱誤あらむ)宜候事共之次第に

候

以上は辭職勸告の次第を云ふ。

粗右等之儀共敬承仕、深心痛彌以乍恐病氣彌増し、唯々不快存  
 候。何共恐入候始末之上、誠に段々蒙御懇命之御沙汰、深感涙仕  
 候。早速否御請奉申上候儀、的當には候得共、彼は無據意味合も有  
 之、都合致度、仰之御事共は、不ニ表立候儘、篤と勘考仕、所勞全快  
 之上、御禮も申上度、个様之事共奉願候。譯合決而無之候得共、折角  
 御憐愍給候共、又々外方より故障被ニ申立候ては、是又叡慮之處甚恐  
 入候故、吳々も不願恐有體之譯柄御咄し奉言上候。宜御憐察も  
 給候は、難有畏入候。

此れでは辭職御勸告を、體よくはねつけたる様なものだ。「彼は無據意味合」とは、何事である乎。「外方より故障被ニ申立候」とは、何者を斥す乎。如何に九條關白が、關白の位置に執著したるか乎、言外に於て看取す可きものがある。

直ちに  
告知承知  
せす



乍序申上候。甚輕卒之段、恐懼候得共、連々嚴命之御趣意之事太閤(鷹司政通)へ所勞中乍、一寸咄合仕候得共、何分御趣意書不被致拜見一候故、恐入候得共、太閤も御見合せ給候は、深畏入存候。乍略儀一此段も御咄し奉言上一候。先は不存奇御憐愍之蒙御沙汰一具存候。誠恐誠懼。

兎に角辭表奉呈

此の御受書は、如何にも不得要領だ。然も主上には九條關白の辭職を必須と思召させられたる爲め、遂ひに兎も角も辭表捧呈となつた次第は、次に掲ぐる所によりて知ることが出来る。内大臣一條忠香の日記に曰く、

三日乙亥(安政五年九月)今日、未刻(午後二時)許被召參内。左府(近衛忠熙)右府(鷹司輔熙)三條(實萬)二條(齊敬)予等也。御前へ被召、關白辭退、新内覽邊御評議、四つ折にて拜見、一角は一同無所存由申上、一角は太閤へ内々以右府御内談に相成候。議奏一同列座、御評議相濟退也。九條家來書、關白所勞に付、當職辭退之儀、廣橋頭辨を以被仰上一候爲知

兩傳退引の事

武傳兩卿(廣橋、萬里小路)所勞引籠之義、過日左右兩公(近衛、鷹司)より内々被諭被置候事。廣橋大納言、萬里小路大納言 兩傳奏也。

兩傳勸告理由

此の如く朝廷の方にては、一切相ひ運びつゝあつた。要するに兩傳奏も亦た九條關白と、同罪であるとの思召にて、斯く辭職を勸告せられたるものであらう。彼等兩人が近衛左大臣、鷹司右大臣當、九月一日附にて、差出したる進退伺書は、左の通りだ。

兩傳進退何

間部下總守より兩人へ申越候書狀、早速可入二天覽之處、無其儀一抑留仕置、猶又先日勅詔之趣、被仰進一候節、下總守へ添書遣し候儀も、別段不レ及二言上、殊に文面も不都合之儀有レ之、御不審之旨蒙レ仰誠以深恐懼仕候。實々御大切之御事柄、輕卒に取計仕候段、不行届申開きも無レ之次第、奉恐入一候。何卒此度之儀は格別之御憐愍一穩便被聞食一候様可レ然御勘考、宜御理被仰上一奉願候。尤此後之儀は



謹慎相守、一々必言上可仕候。仍進退窺度、此段申上候。偏  
宜御沙汰奉願候也。

九月一日

光正 房成

されど兩人は、當官大納言だけを辭し、傳奏の當職は、其儘持續することとなつた。

### 第十二章 江戸側の九條關白抑留運動

#### 【六五】 九條關白の辭表と江戸の態度

昭和五年十一月廿五日、凡そ一ヶ月の講演旅行——九州、四國、上方——を了りて、前稿を續く。

九條關白辭職

問題は一轉して、九條關白の進退に及んだ。此れは固より九條關白其人の自發的でなく、主上の思召に出でたることは、前記の次第にて〔参照 六二—六四〕推察する迄もない。「尙忠公記」に曰く、

九月二日 此日辭職之事。

四日、此日内覽辭退御聞届之事。

と。而して九月四日、左大臣近衛忠熙は、内覽を宣下せられた。

近衛忠熙内覽宣下

第十二章 六五 九條關白の辭表と江戸の態度



關白退職手續

九月二日關白殿、關白、内覽、隨身兵仗等辭退之事一紙二通頭辨被附、以二  
楸丸披露候處、今晚は御前に可被止之旨被仰出、其旨頭辨へ申渡候  
四日關白殿内覽辭退之事、左大臣殿(近衛忠熙)内覽宣下之事、富小路を以、伺  
候處、伺之通被仰出、關白殿内覽辭退被聞召之事、頭辨へ申渡候  
左府公八景間へ御誘引内覽宣下、御内意之事、徳大寺殿御申上御請候、(孝明

天皇記)

此の如く主上には二日に辭表御受取、四日に内覽辭退御聽許になつた。而して  
關白辭退も同様の思召であつたが、此れは幕府へ御諒解の必要ある爲め、その  
手續を取らせ給うた。其の事情は、京都所司代酒井忠義より、兩傳奏への書簡  
が、詳かに之を語りてゐる。

所司代の兩傳へ申入

九條關白殿、一昨年被蒙重職、深被畏入候得共、其後兎角持病差發、  
至此頃逆上強、健忘被致、連も急速快氣之期、如何可有之哉、繁務之  
御時節、被恐入候に付、御辭職之儀、御願被成候事故、御願之通、被遊  
が、詳かに之を語りてゐる。

勅許一候て、近衛左大臣殿へ、關白職宣下可被遊思召候に付、御内慮被仰  
進一候間、思召之通、無滯相濟候様、宜取計可申旨、過日被仰下  
候付、右之趣、早速以二年寄共へ申遣候、猶關東より返事申越次  
第、早々可申上と奉存候  
以上にて、京都方の思召は分明だ。

扱右に付御兩卿迄申上度候は、右之御次第、素より關東御返詞之上、御  
所置御座候儀とは奉存候得共、斯御繁務之折柄、萬一御用筋御差支等之  
譯を以、關東之御返答御待不レ被遊、勅許宣下等之御内沙汰被爲在候様  
之儀御座候ては、實に往々公武之御爲筋不レ宜儀と奉存候間、萬々  
一、右之御氣色も被爲在候は、幾重にも平穩之御高量御座候様にと  
奉存候

京都意氣込切迫

此の如く所司代酒井忠義は、若し萬一京都側にて、江戸側の返事を待たず、御  
斷行在らせらるゝに於ては、公武間葛藤の因となる可く、豫じめ警告した。然



も斯く警告を發するは、如何に京都側の意氣込が、切迫であつたかを察するに足る。而し、酒井は更らに繰り返し、左の如く切言してゐる。

吳々も御返詞不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>ては、御爲筋如何と私<sub>レ</sub>職分に於て、深奉<sub>ニ</sub>恐入<sub>一</sub>、何分にも御差過<sub>レ</sub>ぎ之御筋も、御座候はゞ、幾度も私<sub>レ</sub>へ被<sub>ニ</sub>仰下<sub>一</sub>次第、即刻急使を以、催促仕候様可<sub>レ</sub>致候間、此段御兩卿にも、御含置被<sub>レ</sub>下度、區々微衷何卒朝廷之御爲御宜敷様にと奉<sub>レ</sub>存、如<sub>レ</sub>斯御座候<sub>〇</sub>、御推覽之程、偏に奉<sub>レ</sub>願<sub>〇</sub>候<sub>〇</sub>以上。

九月七日（安政五年）

忠義

幕府の九條氏支持

廣橋大納言殿  
萬里小路大納言殿

此の如く酒井所司代は、婉辭もて、九條關白辭職御聽許を、關東よりの返事の來るまで、待たせらる可き様にと、兩傳奏へ申送つたが、江戸側では九條關白

一人が、實に頼みの綱だ。若し此人朝廷を去らば、滿朝悉く皆な井伊反對黨のみとなる。されば江戸側では、極力九條關白を支持し、如何なる手段を以てしても、關白の更迭を來たすなからんことを勗めたるは、固より當然の事と云はねばならぬ。乃ち井伊一味は、前將軍家定の遺言と稱して、九條關白辭職聽許の延引を、奏請した。固より此れが假託であることは、詮議を待つまでもないが、然も之を以て、如何に井伊派が、九條關白其人を頼みとしたかを知るに餘りあるであらう。

【六六】 酒井忠義より問部詮勝への書狀（一）

酒井忠義の警告

京都所司代酒井忠義は一面、萬里小路、廣橋の兩傳奏に向て、九條關白辭職の御聽許なき様、保留の警告を與へ（參照 六三）、他面上京の途次にある老中間部

第十二章 六六 酒井忠義より問部詮勝への書狀（一）



詮勝に向て、其の事情報告をした。

九條殿辭職之儀、昨朝(九月四日)傳奏衆より被ニ申越一候に付、別紙寫之通差上申候。尤右は東海道より御同列方へ被ニ進候事に御座候。私家來之者相招、内々申聞候は、昨二日夜五時(午後八時)頃勅書有之、其趣は過日貴所様より傳送衆迄、内舎に御直書有之候處、其儘承り置候て、不達ニ叡聞一候儀有之、右様之儀は、不ニ容易一筋に付、早速可レ達ニ叡聞一筈之處、無ニ其儀、御不審に思召候旨、其上一體平日御疑惑被ニ遊候儀も有之、何分御疑心御霧不レ被ニ遊候間、兎に角辭職之願、今度被ニ差出一候得共、右に付、關東にて彼是評議無之様被ニ致度、假令願書被ニ差出一候ても、關東往復其外彼は手間取候儀に付、神速に御免相濟候事には難ニ相成一儀に有之候間、外より彼是申立候者有之候ても、何卒取用ひ無之様被ニ致度、左候は、自然其内善惡明白に相成、復職被ニ致候儀も可有之、右は御自身之爲には、素より無之候得共、朝家之儀に付、深く心配被ニ致候故

關白問題 評議無用

被ニ申聞一候

關白辭表の眞意

此れにて九條關白の辭表は、(第一)當人の發意で無く(第二)眞面目の辭職でなく(第三)假りの辭表にて、(第四)當人は飽迄關白の位置を去りたくないことが分明だ。然も之を提出せざる可からざる所以は、主上の九條關白其人に對する御疑惑が、其の主なる理由であつたことは、以上所説の通りだ。

掃部殿(井伊直弼)貴所様(間部詮勝)私等(酒井忠義等)心を不レ變、一致に相成罷在候得ば、其内には御取戻も付き可レ申と被ニ存候旨、内々被ニ申越一候儀に有之候。

此れにて九條關白の本心は、全く明白となつて來た。彼は飽迄も現職を去りたくない。而して井伊一味の援護の下に、其の恢復を期待してゐた。而して井伊一味が、亦た斯く希望したことは、勿論のこと。

扱右御免之儀、事端相發り候譯は、去る八日(八月)勅諭之趣は、九條殿には不レ被ニ致ニ參内、外建白之堂上計にて、事相整候て、關東へ相達、

關白辭職原因



跡にて九條殿へ、叡慮之趣、無レ據、右様取計、候旨恐入候段、御斷申達候儀有レ之、其節右之面々を嚴重にも被レ成候はゞ、此度之儀も有レ之間敷哉。多人數にも有レ之、先づ寛宥に被レ成置候故、尙又右之者共申合せ、此度貴所様御使以前、私著京以前に、九條殿辭職、近衛殿被レ任關白候事に無レ之ては、萬事勅諭通りに難參と、頻りに達ニ叡聞一候故、速に前書之通り、勅書被レ下候事に相成候次第に有レ之。

以上は九條關白辭職の原因を溯りて説明したるもの。九條、井伊一味の立場からは、先以て尤の觀察であらう。

建議面々の得意

箇様に申せば、此度之御辭職を残念に存、彼是申候様相聞え可レ申哉に候得共、左様には無レ之、終に當時建議之面々、時を得候事と相成、其段は甚歎敷存候。必竟九條殿、掃部殿、貴所様、私等一致に相成居候ては、諸事叡慮通りに難ニ相成と、右様之處へ運びを付け候儀に相聞え候旨、右島田左近(九條家諸大夫) 私家來之者へ申聞候。

是亦た能く九條井伊側の立場からの觀察を説明したるもの。

右之次第、御心得申上度、以ニ早便一申上候事に御座候。尙御勘考御賢慮之程、何分御教諭奉レ願度奉レ存候。右之段申上度、早々如レ此御座候。以上。

九月五日

右書狀間都接手

而して中山道より上京中の間部詮勝は、此の書簡を、別紙(後に掲ぐ)と與に、九月八日、長窪驛にて落手、和田宿にて開封したと云ふ。兎も角も事件は、間部の上京以前に、愈よ面倒となつて來た。云はゞ井伊側から見れば、間部の上京は、聊か時機を逸したる憾みが無いでも無い。

【六七】 酒井忠義より間部詮勝への書狀(二)



酒井忠義から間部詮勝へ與へたる書中の別紙は、京都の政變に關する極めて重要の文書だ。

別紙 寫

九條關白當職辭退被願申候。願之通被遊二勅許一候て、近衛左大臣へ關白宣下可有之思召候。御内慮之趣、關東へ宜被申入一候事。

九月

九條辭職 表面の理由

九條關白一昨年(安政三年)被蒙二重職一被畏入一候得共、其後兎角持病差發、此頃逆上強健忘、連も急速快氣之期如何可有之哉。繁務之御時節被恐入一候に付、辭職之儀被相願一候事故、願之通被遊二勅許一候て、近衛左大臣へ關白宣下可有之被思召一候に付、御内慮被二仰進一候間、思召之通無レ滞相濟候様、宜有レ取計一候事。

九月

九條關白内覽之儀も被辭申候に付、當時繁務之折柄候間、直接被二聞食一、

酒井の周章

近衛左大臣へ内覽宣下被下候。其許御心得迄内々申入置候事。以上三通は何れも酒井所司代に與へられたる公文にて、第一は九條近衛更迭の思召、第二は九條辭職の理由、第三は九條内覽辭退、近衛内覽宣下の御沙汰だ。内覽は御手許限りの事、關白は關東へ御照會の先例に據るもの。而して此處に掲げられたる九條關白辭職の理由が、表面の理由にして、其の眞因は、他に存することは、今更ら理る迄もない。酒井も此の一件には、餘程周章したものと見え、最初に此事を關東に報告す可しと云ひ、次に見合せんと云ひ、更らに又た報告したが、然も其の返事は、間部上京まで保留す可しと云ひ、凡そ一日の間に二三變してゐる。關白殿辭職之儀、關東へ早速致二注進一候様、本紙に申上候得共、(參照 六七)尚又致二勘辨一候へば、不容易二事柄に付、貴所様御上著迄、注進之儀は、先づ見合置、御賢慮相伺候上、可取計一と存候に付、此段申上置候以上。



九月五日

下 總 守 様

若 狹 守

一 酒井心機

斯く認めて、更らに左の如く心機一轉してゐる。

貴翰拜讀仕候……然ば水隠(水戸齊昭)之隱謀にて、此節危急に迫り、關白殿辭職之儀、必術と被レ側候趣、右に付逐一被レ仰下候趣、委細承知仕候。然る處右辭職之儀、昨四日夜、別紙申上候次第に相成(參照 六七)私儀も驚愕仕候。右に付ては貴所様御上京之上、猶思召相伺可申、就ては關東へ之御注進は差控可申と存、其趣別封も認候處、此節師範之公用人調役等相詰居、早速注進可致旨、頻に申聞、委細之譯は難申聞候間、不レ得レ止致注進一候へ共、一應申進候迄は、御返事御越被レ成問敷旨、直書にて申進置候間、何れ貴所様御上京之上、御賢慮相伺、其上にて猶又江戸表へ可申進一積に御座候間、左様相承知被レ下度奉存

水隠家來の差立

候。是又追々見聞探索罷在候處、山本貞一郎儀は、病死いたし候趣、其外近藤茂左衛門と申者、疑敷儀有之、則今日町奉行にて召捕及二吟味候積。今朝談合之事に御座候。尙分り次第可申上候。

酒井も問部の上京以前に、餘程焦燥り氣味の模様だ。

將又水隠(水戸齊昭)腹心之家來、兩人、去月廿九日夜被ニ差立候。内々御承り込之儀承知仕候。然る處、右様京地へ相越候儀にては、甚以御不爲之儀、於レ私も迷惑に奉存候。何卒水隠御取計方箇様之御次第に不相成、御締り附候様之御取計は有ニ御座間敷哉。御勘考被ニ成下度奉存候。此節之探索書三冊、茂左衛門紙面一通爲ニ御參考一入ニ貴覽一申候。猶不日御上京之上、御面話相伺可申と御待申上候。以上。

九月五日

以上酒井忠義の書狀にて、京都に於ける政變の模様は分明だ。酒井は唯だ首を延ばして問部の上京を待つてゐた。而して此際問部には果して如何の方略か

第十二章 六七 酒井忠義より問部詮勝への書狀(二)



ある。

【六八】 間部詮勝より太田、内藤兩閣老への書狀

間部意見

中山道より上京の途次、京都なる所司代酒井忠義の書狀に接したる間部詮勝は、九月八日、諏訪驛より太田資始、内藤信親の兩閣老當にて、彼等の來書に對し、左の意見書を送つた。

九條辭職理由質問

御翰致三拜見候……若狹守より別紙之通、旅中へ申越し（參照六七、六八）則下諏訪驛にて庄次郎（御祐筆早川）清五郎（向佐藤）へ申付、寫之上差上申候。九條殿並兩傳奏辭職に相成候而は、實に當惑之至りに御座候。右に付若狹守（酒井忠義）よりも申上候御返答延引可然歎之義に付、愚案には其御地に於て、九條殿辭職之義、是迄差而不快等之模様も不聞、今般急に病氣申

幕閣常套

たて、辭職被相願候段、何共御不思議に被思召、何れ御意味御程柄も可有之哉。夫等之邊、御承知無之ては、否御返答被仰進一兼候。趣之御主意被迎遣候ては如何可有之哉。是迄之御例合等は不存候得共、關白之職は、御大切之御事、殊に此砌輕々敷御辭職と申義も如何にも御輕卒之様に奉存候。右等之御模様一應御尋問有之候ては如何可有之哉。若狹守よりも、私上京之上、相談之上可申上旨申越候得共、心付候間、此段申上候御日合等も、只々御延引に相成候而不宜御場合に候は、前書之通御取計可然哉。何れ上京之上、若狹守え申談尙可申上候得共、心付之程、御賢察宜御取扱被下度候。此の如く間部は、單に返答延引を以て足れりとせず、寧ろ江戸から京都に向て、九條關白辭職の理由に付、一本積極的に突き込む可き考案を提出した。而して彼は更らに左の如く申添へた。

第十二章 六八 間部詮勝より太田、内藤兩閣老への書狀



是々は席橋、萬里小路へと被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>含<sub>レ</sub>御當代様(家茂)よりも被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>含<sub>レ</sub>候義、且當時御後見田安殿よりも被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>候義有<sub>レ</sub>之候間、御替職之御方にては、何にも難<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>旨。猶關東え申上、御當君様被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之迄は、御新職之御方えは難<sub>レ</sub>申述<sub>レ</sub>旨にて斷<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申哉に奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。此段も爲<sub>レ</sub>念申上置<sub>レ</sub>候。此の如く彼は更らに一切を先代の遺言に藉りて、此の事件を片附けんとこの意見を提出した。幕吏の常套としては、如何にも斯くある可きであらう。何も御上意とは彼等の十八番だ。井伊の政治の大半は、悉く皆な此の紋切型にて遣り通した。今更ら間部が斯る意見を提出したとて、それが妙案でもなく、新案でもない。

京都退治 第一

御端書に被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候(此れは太田、内藤から間部へ當て送りたる書狀に對してのこと)水府一條、未相治り兼<sub>レ</sub>由、此義も旅中甚<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>心配仕<sub>レ</sub>候。何分御當座之爲に可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候者無<sub>レ</sub>之、隱居(水戸齊昭)を初<sub>レ</sub>邪勢強<sub>レ</sub>候間、格別之骨折にて無<sub>レ</sub>之候而は治り申問敷、右に付ても京地一條無<sub>レ</sub>事故<sub>レ</sub>相濟候は、水府位

は如何様共可<sub>レ</sub>相成、當時邪謀之極と相成候間、今一段破壊候様祈居候事に御座候。

間部覺悟

此の如く間部は京都さへ退治すれば、水戸などは物の數でもないと言ふ意氣込であつた。本書中にも、「實に今般之御役は、必死之義にて御座候」と云ひ、彼も著<sub>レ</sub>京の上は、京都を一大掃除する覺悟であつたに相違ない。然も亦た酒井所司代の方にては、彼が來著する迄、手を拱して待ち受けゐるも、餘りに附甲斐なしと考へ、出來得る限りの仕事は、彼の來著以前に手を著けんと焦燥した様でもあつた。

朝紳正義 派の選

此の如くして間部の上京に先ち、在野志士の捕縛は、それぞれ手始められた。其の顛末は更らに記する所あるであらう。此れと同時に所謂朝紳中の正義派の連中に於ても、間部の上京以前に、それれ、朝廷の改革を仕遂げんと奔走し、此の如くして九條關白更迭問題も、是非共聖旨通りに、實現せしめんと運動した。されば間部の上京は、兩派に取



りて何れも劃期的刺戟を與へ、云はゞ此の一事が、兩派運動の分水嶺とも見る可きものとなつて來た。

【六九】 九條關白辭職に關して井伊の

間部に與へたる訓令

江戸幕府の驚愕

抑も江戸側にては、此際根こそげに京都に於ける不逞の徒を退治せんとする意氣込にて、其刹那に於て、九條關白の辭職の報道に接したのは、意外中の意外と云ふ可く、如何に彼等が此事に就て驚愕したるかは、察するに餘りある。此報の達したるは、實に九月八日にて、即ち間部が酒井より此報を上京の途中にて受取りたると、間部が其の意見書を太田、内藤の同僚に書き送りたると同日だ。

井伊何の衝動

而して同日附宇津木より在京の長野への書中に、「去る四日附宿繼飛脚今朝五時(午前八時)前に着致し候。殿下御辭職之事も、當二日、悪謀方存分に悪言し、正を邪に申成し、恐多くも主上を欺き奉り、無二勿體一事共、殿下之事、心中押しられ、天下之御爲恐入候。次第に御座候」とあれば、如何に井伊側が、此の報道に接して、衝動を受けたかは、言を俟たない。此に於て間部から太田、内藤への書状と差し違ひに、井伊直弼は、九月十日附にて、左の一書を、上京途中の間部詮勝に送つた。

井伊の觀

然ば去る二日、二條殿、關白殿え被參、無理無體に、御押付、無二是非御辭職被成候。由、察する所所司代京著以前に、關白殿を押のけ不申ては、奸黨之邪魔に成候故、右様無體之儀、出來候事と被存候。京都側では井伊派を奸黨と云ひ、井伊側では、京都側を奸黨と云ふ。されど右は何れも其の反對者に冠する悪名である。付ては今度被仰含候御趣意も貫徹不致、關東にては、諸夷を恐れ、朝廷



を輕蔑し、猥りに條約致し候。杯と、主上豪邁之御氣質を伺、是を非に申成し候様、可成行と、實に御迷惑之程、御察申候。如何にも井伊側から見れば、其通りだ。「主上豪邁之御氣質」だけは、双方共に認むる所だ。但だ一方は之を扶けんと欲し、他方は之を抑へんと欲したる所に其の差別がある。但だ兩者何れも此の御氣質に向て、眞成の經國の大策を、獻替するものなかつたことを、頗る遺憾とせねばならぬ。

先代意志  
奉行を要す

關白殿御辭職御願とは乍申、未御當職中之御儀、天下之安危に拘り候御大切之儀に付、殿下を以て、關東之御處置、分明に申上候様、御先代様(將軍家定)被仰合候御趣意も御座候事に付、右一條は、是非御取扱御座候様相成不申ては、何分御先代様之思召も相立不申、關東にて御國體を厚く被思召候て之御處置も、却て蠻夷に被嚇、朝廷を御蔑視被成候と之御疑念御解兼、折角御國體を思召候難有御慮も、却て爭端之基と可相成に付、如何様にも御丹精、關東之御處置は御國體を厚く思召候處よ

間部使命

江戸側の  
過激

り勅答も不濟内、條約御許しに相成候と申所之御趣意叡聞に達し候はば、御疑念御晴れ、公武御一致にも可至、左無之ては奸賊之爲めに、萬民塗炭に落入候様可成行と歎息仕候。奸賊とは何者ぞ。井伊の眼中、井伊の胸中、此の二字ありて、終ひに天下の大事を誤るに至つたのは、残念千萬だ。兼て御承知之奸賊手先之者共初、一々御召捕嚴敷御吟味候はゞ、奸謀相顯はれ、君側之惡人御除き被成候御手段も付可申。此れが間部の唯一の使命だ。此れではとても公武合體など出來得可き道理が無い。京都に於ける諸有志の言動の過激にして、動もすれば穩妥を缺きたるは、申す迄もなきことながら、江戸側の意氣込に至りては、更らに一層の過激を見る。此れではとても破局を收拾する杯は夢にも見ることが出來ない。將軍家我意之振舞杯と、奸賊方には可申唱候得共、實に危急存亡之秋に付、御英斷御座候様仕度御如才は無之御儀に候へども、所司代初、諸役人



え京地之模様等、篤と御聞糺し、何分にも關東の思召貫通致し候様、御忠精可被下候。

井伊の氣

此の如く井伊は宛も血に渴したる猛虎の如き氣分もて、其の新たなる訓令を、問部に投げた。固より江戸出立以前にも、同様の訓令を授けたるに相違ないが、九條關白辭表捧呈の一件を聞いては、更らに其の訓令を厲行せしむ可き必要を感じて、此の如く嚴重なる激厲を與へたものであらう。實に虛心平氣に、此の文字を一讀しても、殺氣が陰々として、紙表に漂ふものあるを覺ゆ。

【七〇】 九條關白辭職一件に付て

宇津木より長野への書狀

井伊關白

九月十日附にて、問部に訓令を與へたる井伊は、「參照 六九」更らに九月十一日

辭職を惜む

附にて、其の用人宇津木をして、在京の長野に、左の一書を與へしめた。

一書得御意候。然も關白様御辭職被聞召、殊之外御驚き、是と申も正道を

御守り、公武御一體萬民安堵仕候様にとの御配慮にて、奸佞之黨、種々

陰謀御迷惑御凌ぎ、飽迄正路を御立被成、御養君様之御義を始奉り、關東

之御都合、萬端宜、もはや條約一條御申解相濟候得ば、穩に治り候様

可ニ相成と思召被爲、在候折柄、御辭職との義、實に十方に暮、御手を被

爲付様も無之、是と申も、關東よりの御仕向、段々手後れに相成、殿下の

御迷惑に相成候、御切齒御落涙被遊候。

以上如何に九條關白辭職の一件が、井伊に取りては、青天の霹靂であるか、判

奸黨惡計

何分此儘にては、忽爭亂之兆に付、閣老えも談取計可致迎、御登城

被遊、御退出相伺候得ば、貴兄（長野）より被遣候御書付之内、要文二

通、問部候え被遣、奸惡黨、主上豪邁之御氣質を伺、條約調印は、夷賊に



關白辭職引留の例

被ニ恐嚇一朝廷を蔑視いたし、御國體を穢し候、杯と、尤らしく申上、萬國之形勢、古今變革いたし、今日之御所置に無レ之而は、却而御國體を失ひ候基に至り候故、諸大名之御存寄も、御尋之上、御許に相成候、次第に付、關東之思召貫徹いたし候得ば、御逆鱗可レ被レ遊筋合には無レ之に付、一刻も早く間部侯御上洛被レ成候はゞ、今日之場合には至り不レ申處、吳々御殘念に被レ爲ニ思召一候に付、御辭職とは乍レ申願中之御義、今度之御使、天下之安危に拘り、御大切之御義に付、關白殿を以、關東之御所置、具に申上候様、御先代様(家定)被ニ仰置一候御趣意も有レ之事に付、右一條は是非御取扱御座候様。

如何に井伊側が、九條關白の進退を重視したるかは、以上によりて察するに餘りある。

尤備後守様(太田資始)御所司代之節、先關白二條殿御辭職之上、御引合被レ遊候御例等も有レ之趣、被ニ仰進一候由。

奸賊手先召捕の事

斯る先例もあれば、是非とも九條關白を居据らせ、此の危局を收拾せしめんと譯合だ。

兼て間部侯にも御開込被レ爲レ在、奸賊手先之者共、召捕に相成、嚴敷御吟味、右にて奸賊手を引候様相成候はゞ、重疊、左も無レ之時には、奸賊共々上げ、隱謀白狀爲レ致、君側之惡人御除きに相成候、より外無レ之、左候はゞ、將軍家我意之御振舞杯と、奸賊共申唱候得共、何分危急に迫り候、御場合に付、御所司代へも御談じ、御英斷被レ成候、様と被ニ仰進一候。

以上一讀し來れば、戊午大獄の徵候は、既に此中に躍如として示現せられてゐる。

九條勤續第一要件

一 自然此上老公(水戸齊昭)御後見、大老關老御引かへ等之嚴敷勅諭出候、共、關東之形勢、御承知無レ之故之御間違より出候、事に付、押返し事實相違之儀、不レ被ニ仰上一ては、忽、大亂に相成候、間、老公之風聞書等迄入ニ御覽、御中解被レ遊候、思召に候得共、何分にも右様御間違之義出來不レ申様御丹



精可被成、右等に付ても、殿下御辭職に相成候ては、關東之思召貫通不致、終には大亂に至り可申、且是迄國家之爲めを被爲思召一候御忠節御方御辭職と相成候ては、公儀之御理合も濟不申に付、何分にも御勤續相成候様御所司代えも御厚談御取計被成候様にと被仰進一候趣に御座候。

此の如く井伊は飽迄も九條關白の勤續を以て、第一要件としてゐる。乃ち九條關白の進退が、井伊派、反井伊派の天王山とも云ふ可き形勢であつた。

別勅處置の事

自然此上水府へ別勅被下候共、御封之儘、公儀へ御差出し被成候様、讃岐守様(松平頼胤)を以被仰上、御承知之由御座候。

此れは水戸に就ての事。高松は固より彦根の一味なれば、斯くある可き筈であらう。但だ水戸慶篤が、果して此の如き乎、否乎は、明言は出來ない。

君側の奸排除の事

吳々も御手後れに相成、殿下之御迷惑に相成候段、幾重にも御殘念に被思召一候得共、外には諸夷之取扱、内には奸佞之者共御仕置、殊に公方様薨御

等にて今日之場に至り、御當惑被成、何共被二恐入一候得共、未御願中之御義に付、間部侯、御所司代へ御厚談御間違之筋被二仰解一、君側之惡御除き、公武一致し、萬民安堵仕候様之御取扱御願、前文之御詫宜御内々御取計被成候様にと被二仰出一候以上。

九月十一日

宇津木 六之丞

長野主 膳様

此れにて如何に井伊が九條關白辭職の報道に付て懊惱し、而して其の對策を、勤續に見出したるかを知るに足る。

【七一】 間部の意見書に對する幕閣の返答